

(案)

静岡市障がい者共生のまちづくり計画

令和6～12年度

障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し、支え合い、
地域で安心して自分らしく暮らすことのできる
「共生のまち」の実現

調整中

題名：●●●●● 作者：●●●●●

静岡市

令和6年●月

はじめに

令和6年●月

静岡市長 難波 喬司

※市長挨拶
調整中

目次

第1章 計画策定に係る基本的事項

- 1 計画策定の趣旨 …1
- 2 国の動向 …2
- 3 計画の位置づけ …4
- 4 計画の対象 …5
- 5 計画の期間 …5

第2章 静岡市の障がい福祉施策等の状況

- 1 障害者手帳交付者数等の状況 …6
- 2 前計画における成果目標の達成状況 …13
- 3 本市障がい福祉施策に係る課題等 …14

第3章 本市の目指す方向性

- 1 計画の全体図 …16
- 2 基本理念 …18
- 3 基本的視点 …19
- 4 施策の体系 …20

5 本計画を効果測定する指標の設定…22

第4章 分野別の施策について

- 1 権利擁護・理解促進 …32
- 2 地域生活支援 …40
- 3 医療・保健 …59
- 4 生活環境 …63
- 5 安全・安心 …69
- 6 子ども …72
- 7 雇用・就労 …81
- 8 文化活動・市民生活 …88

○社会福祉施設等施設整備補助金の活用による整備の推進について …95

第5章 計画の推進

- 1 PDCAサイクルによる計画の推進 …96
- 2 障がい福祉施策に係る会議体 …97
- 3 SDGsの推進 …98

障害福祉サービス等 掲載ページ早見表

サービス等の種類	ページ		
計画相談支援	45	共同生活援助	64
障害児相談支援	46	共同生活援助(日中サービス支援型)	64
施設入所支援	48	同行援護	65
地域移行支援	49	行動援護	65
地域定着支援	49	児童発達支援	73
自立生活援助	49	放課後等デイサービス	73
居宅介護	51	保育所等訪問支援	73
重度訪問介護	51	居宅訪問型児童発達支援	74
生活介護	51	福祉型障害児入所支援	74
自立訓練(機能訓練)	51	医療型障害児入所支援	74
自立訓練(生活訓練)	52	就労選択支援	82
短期入所(福祉型)	52	就労移行支援	82
短期入所(医療型)	52	就労定着支援	82
療養介護	60	就労継続支援A型	85
		就労継続支援B型	86

第1章 計画策定に係る基本的事項

1 計画策定の趣旨

本計画は、本市の障がい福祉施策について、障がいのある人を取り巻く環境の変化や制度の改正等に対応するため、定期的に見直しを行っています。

静岡市では、以下の3つの計画を一体的に策定しています。なお、前計画期間までは、すべての計画の期間を統一していましたが、本市のマスタートプランにあたる静岡市総合計画との整合を図っていくため、それぞれの計画が相互に密接に関連する考えはそのままに、市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の計画期間は国の指針に基づく3年としつつ、計画期間に関する定めのない市町村障害者計画の計画期間を総合計画と合わせて令和12年度末までとすることとしました。

①市町村障害者計画

…自治体における障がいのある人のための施策の基本的な内容を定めるもの

②市町村障害福祉計画

…障害福祉サービスや地域生活支援事業などが、今後どの程度必要になるかの見込みや、必要なサービスの提供量を確保するための方法や取組などを定めるもの

③市町村障害児福祉計画

…障がい児のためのサービスが、今後どの程度必要になるかの見込みや、必要なサービスの提供量を確保するための方法や取組などを定めるもの

国においては、令和3年夏に開催された東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承や令和6年4月に施行される障害者差別解消法改正法を踏まえた障害者基本計画（第5次）の策定、こども家庭庁の設置、障害者総合支援法の改正等、障がい児・者への支援の更なる充実が図られています。

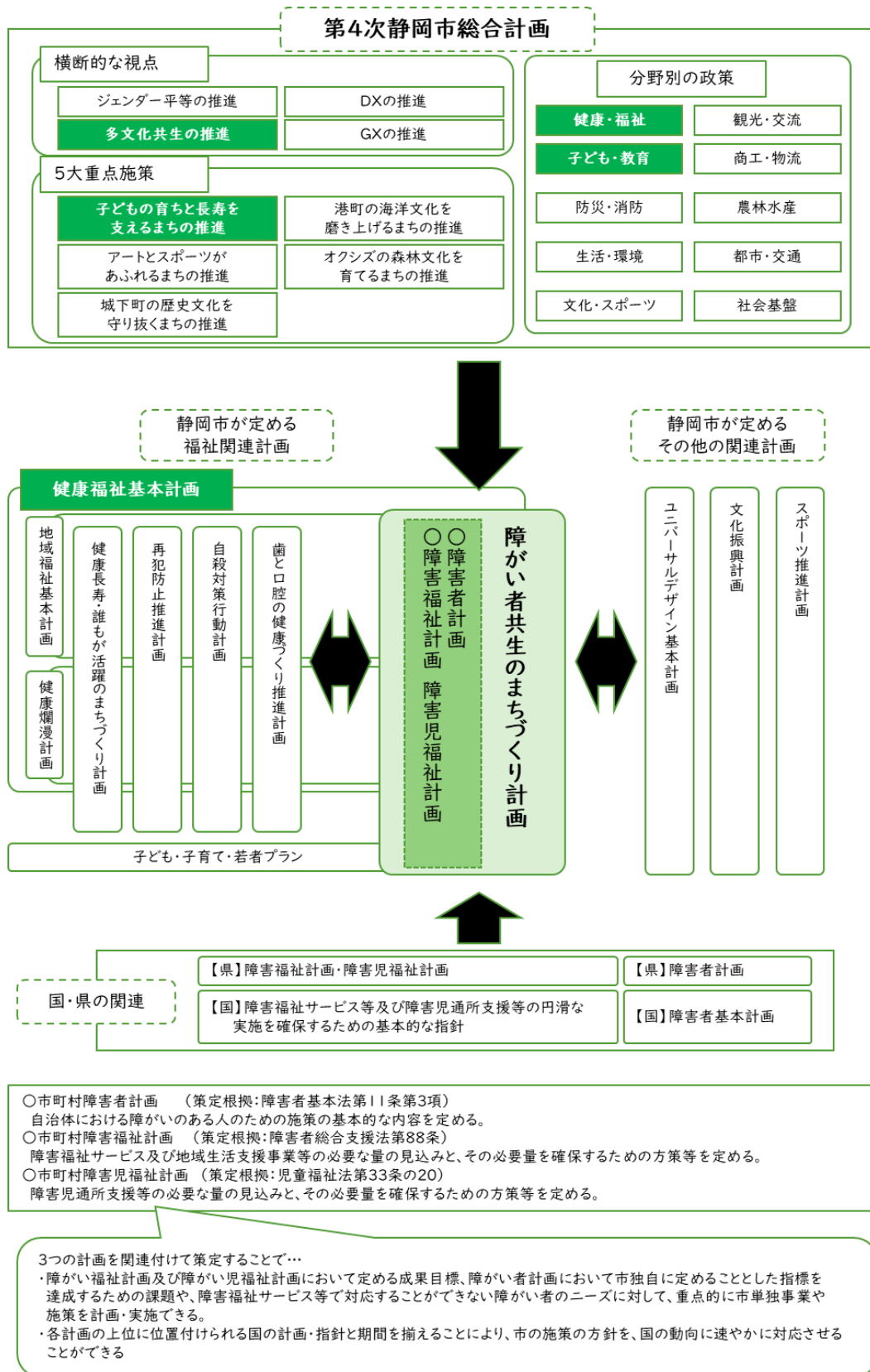
こういった国の動向も踏まえながら、令和5年から開始となった第4次静岡市総合計画により定める方針を踏まえ、本市においても障がいのある人の支援体制を拡充すべく、次期計画を策定します。

2 国の動向

年度	近年の国の動向、背景 等
平成23	<u>障害者基本法 改正</u> ・障害者権利条約への批准に向けて、条約の趣旨を反映
平成24	<u>障害者虐待防止法 施行</u> ・障がい者への虐待の禁止、虐待の通報義務、虐待を受けた障がい者に対する保護、自立の支援、養護者に対する支援措置、自治体の役割等について規定
平成26	<u>障害者権利条約 批准</u> ・障害者基本法改正をはじめとする各法令の整備を経て批准 ・「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進すること」が目的
平成28	<u>障害者差別解消法 施行</u> ・障がい者に対する不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供を差別として位置づけ、行政機関及び民間事業者の責務について明記するとともに、差別を解消するための支援措置等について規定 ・雇用分野における障がいを理由とする差別については、改正障害者雇用促進法に規定 ・ニッポン一億総活躍プラン 閣議決定 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部 設置 地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現を目指していく。
平成30	<u>障害者における文化芸術活動の推進に関する法律 施行</u> ・障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進について規定 <u>ユニバーサル社会実現推進法 施行</u> ・ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的として成立
令和元	<u>読書バリアフリー法 施行</u> ・障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として成立

年度	近年の国の動向、背景 等
令和2	<u>改正障害者雇用促進法 施行</u> ・障がい者の活躍の場の拡大について規定 ・国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等について規定
令和3	<u>改正社会福祉法 施行</u> ・地域共生社会の実現を目指すための事業のひとつとして、複合的な課題を持つ家族をサポートするための体制を構築する「重層的支援体制整備事業」について規定 <u>医療的ケア児支援法 施行</u> ・医療技術の進歩に伴い増加している医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心して子どもを生み、育てる社会を実現することを目的として成立
令和4	<u>障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法 施行</u> ・全ての障がい者があらゆる分野の活動に参加するため、情報の取得・利用・意思疎通に関して、障がいの種類・程度に応じた手段を選択できるようにすること等を基本理念として成立
令和5	<u>こども家庭庁設置法 施行</u> ・常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」において、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔としてこども家庭庁を創設
令和6	<u>改正障害者総合支援法等 施行</u> ・障がい者等の希望する生活を実現するため、地域生活の支援体制の充実や多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進等について規定 ・精神障がい者の意思を尊重し、人権擁護をより進めるとともに、支援の充実を図るものとして規定 <u>改正障害者差別解消法 施行</u> ・努力義務としていた、事業者による障がいのある人への合理的配慮を義務化

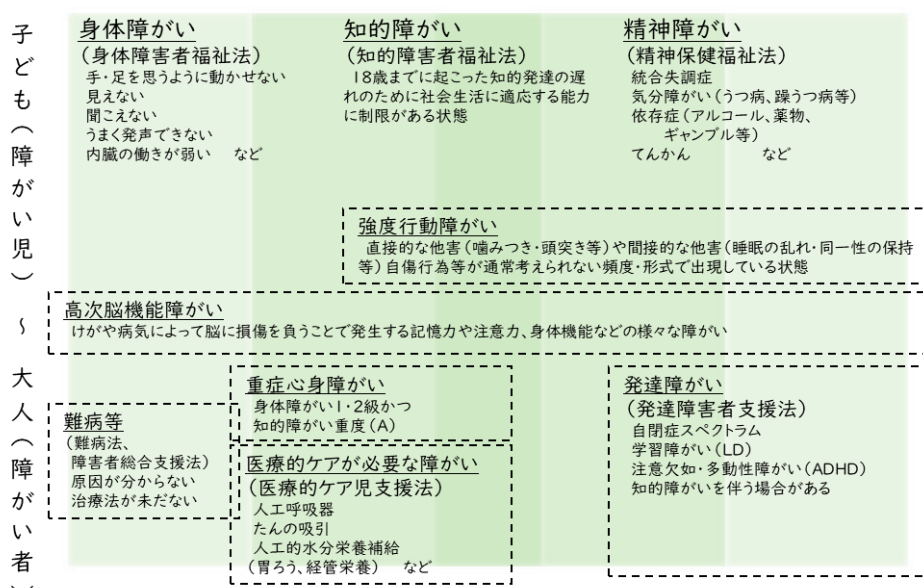
3 計画の位置づけ



4 計画の対象

- この計画の対象は、障がいの有無にかかわらず、多様な個性を持ち、互いに尊重し、認め合い、支え合う主体として静岡市に暮らす全ての市民とします。
- この計画において「障がいのある人」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病等その他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人であり、障害者手帳を所持している人に限定されません。

さまざまな「障がい」



★複数の障がいがある人や、障がいのある人と障がいのない人のはざまに悩みを抱えている人もいます。

5 計画の期間

- 本計画の計画期間は、令和6年度から令和12年度までの7年間とします（障がい福祉計画・障がい児福祉計画は3年後に国の指針に合わせて見直しを行います）。

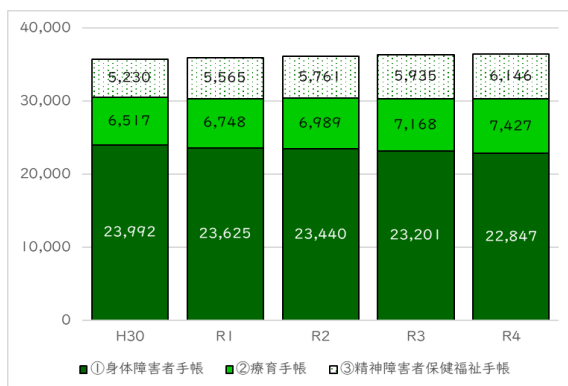
	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
静岡市 障がい者計画													
静岡市 障がい福祉計画													
静岡市 障がい児福祉計画													~R14
静岡市総合計画													
内閣府 障害者基本計画												~R14	
厚生労働省 基本的な指針												~R14	
静岡県 障害者計画												~R14	
静岡県 障害福祉計画・障害児福祉計画												~R14	

第2章 静岡市の障がい福祉施策等の状況

Ⅰ 障害者手帳交付者数等の状況

(1) 障害者手帳交付者数の推移

- 障害者手帳交付者数は増加しており、令和4年度末時点で市内に36,420人います。(静岡市の人口680,913人(住民基本台帳人口)のうち5.3%です。)
- 身体障害者手帳の交付者は減少傾向にありますが、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付者数は増加しています。



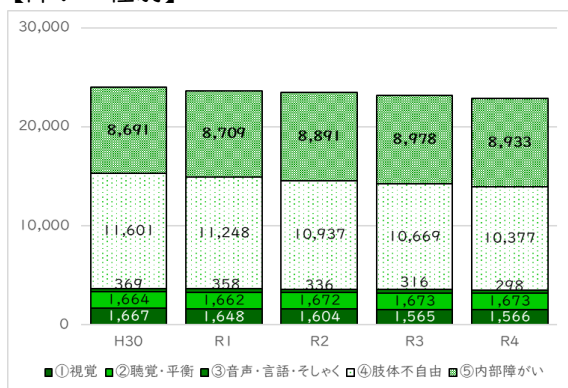
平成 30 年度の交付者数からの増減割合

	R1	R2	R3	R4
①	98.5%	97.7%	96.7%	95.2%
②	103.5%	107.2%	110.0%	114.0%
③	106.4%	110.2%	113.5%	117.5%
計	100.6%	101.3%	101.6%	101.9%

(2) 身体障害者手帳交付者の状況

- 肢体不自由による手帳交付者が約半数を占めており、次いで内部障がいによる交付者が多くなっています。
- 肢体不自由による交付者は減少傾向に、内部障がいによる交付者は増加傾向にあります。
- 年齢別では、65歳以上の交付者が7割以上です。

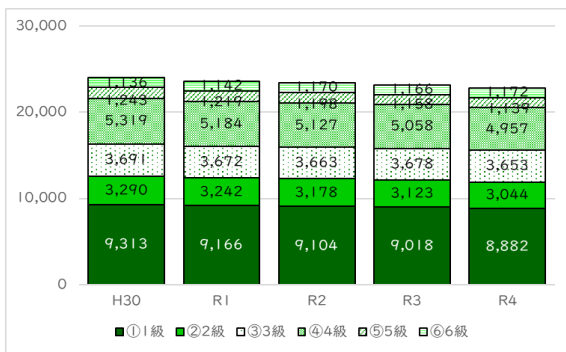
【障がい種別】



平成 30 年度の交付者数からの増減割合

	R1	R2	R3	R4
①	98.9%	96.2%	93.9%	93.9%
②	99.9%	100.5%	100.5%	100.5%
③	97.0%	91.1%	85.6%	80.8%
④	97.0%	94.3%	92.0%	89.4%
⑤	100.2%	102.3%	103.3%	102.8%
計	98.5%	97.7%	96.7%	95.2%

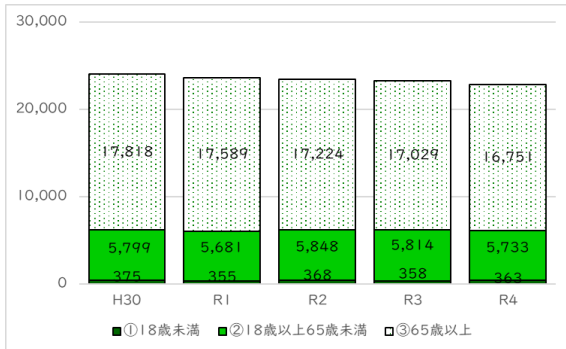
【等級別】



平成 30 年度の交付者数からの増減割合

	R1	R2	R3	R4
①	98.4%	97.8%	96.8%	95.4%
②	98.5%	96.6%	94.9%	92.5%
③	99.5%	99.2%	99.6%	99.0%
④	97.5%	96.4%	95.1%	93.2%
⑤	98.1%	96.4%	93.2%	91.6%
⑥	100.5%	103.0%	102.6%	103.2%
計	98.5%	97.7%	96.7%	95.2%

【年齢別】



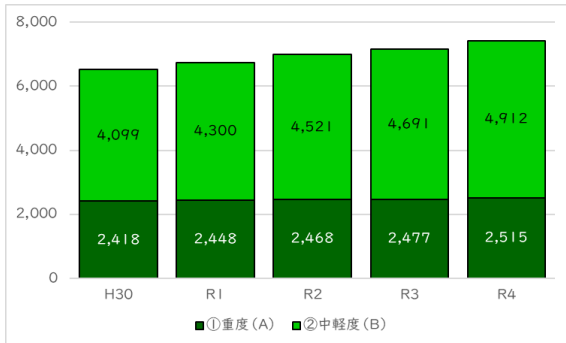
平成 30 年度の交付者数からの増減割合

	R1	R2	R3	R4
①	94.7%	98.1%	95.5%	96.8%
②	98.0%	100.8%	100.3%	98.9%
③	98.7%	96.7%	95.6%	94.0%
計	98.5%	97.7%	96.7%	95.2%

(3)療育手帳交付者の状況

- 重度、中軽度ともに手帳交付者が増加しています。
- 手帳交付者の約3割は18歳未満です。

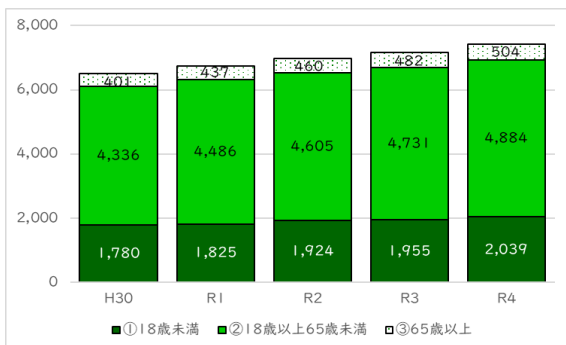
【等級別】



平成 30 年度の交付者数からの増減割合

	R1	R2	R3	R4
①	101.2%	102.1%	102.4%	104.0%
②	104.9%	110.3%	114.4%	119.8%
計	103.5%	107.2%	110.0%	114.0%

【年齢別】

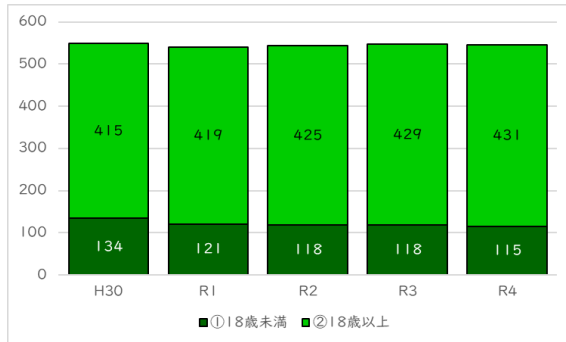


平成 30 年度の交付者数からの増減割合

	R1	R2	R3	R4
①	102.5%	108.1%	109.8%	114.6%
②	103.5%	106.2%	109.1%	112.6%
③	109.0%	114.7%	120.2%	125.7%
計	103.5%	107.2%	110.0%	114.0%

(4) 重症心身障がい児者の状況

○ 市内には重症心身障がい児者が約550人程度おり、18才未満は減少傾向にあります。



平成30年度からの増減割合

	R1	R2	R3	R4
①	90.3%	88.1%	88.1%	85.8%
②	101.0%	102.4%	103.4%	103.9%
計	98.4%	98.9%	99.6%	99.5%

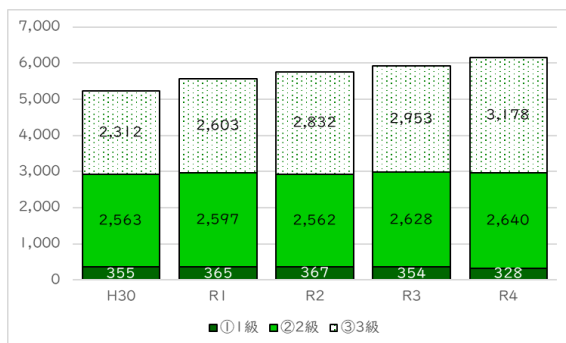
※「重症心身障がい児者」とは、身体障がいのうち肢体不自由の1級又は2級の手帳と、重度(A)の療育手帳の両方を交付されている人です。

(5) 精神障害者保健福祉手帳交付者の状況

○ 1級の交付者は減少傾向、2級は横ばい、3級は増加傾向にあります。

○ 精神通院医療費助成受給者は手帳交付者の約2倍で、手帳の交付を受けなくとも精神的な疾患により支援を必要としている人は多いことが分かります。

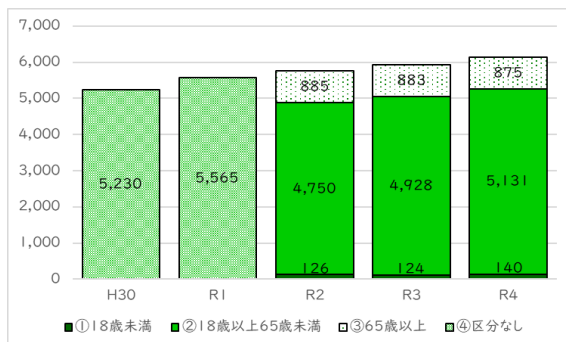
【等級別】



平成30年度からの増減割合

	R1	R2	R3	R4
①	102.8%	100.5%	96.5%	92.7%
②	101.3%	98.7%	102.6%	100.5%
③	112.6%	108.8%	104.3%	107.6%
計	106.4%	103.5%	103.0%	103.6%

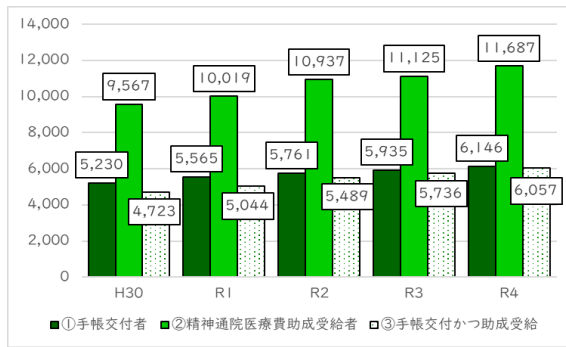
【年齢別】 ※平成30年度、令和元年度は年齢別の集計を行っていません



令和2年度からの増減割合

	R3	R4
①	98.4%	111.1%
②	103.7%	108.0%
③	99.8%	98.9%
計	103.0%	106.7%

【精神通院医療費助成受給者数との関係】



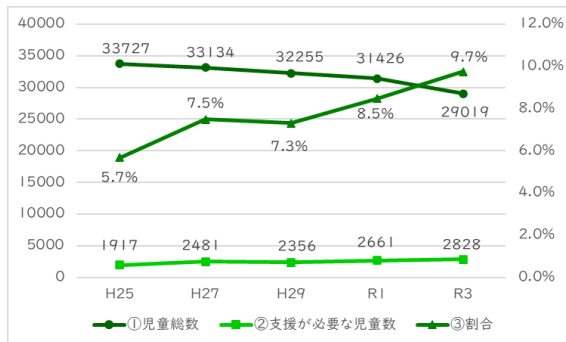
平成 30 年度からの増減割合

	R1	R2	R3	R4
①	106.4%	110.2%	113.5%	117.5%
②	104.7%	114.3%	116.3%	122.2%
③	106.8%	116.2%	121.4%	128.2%

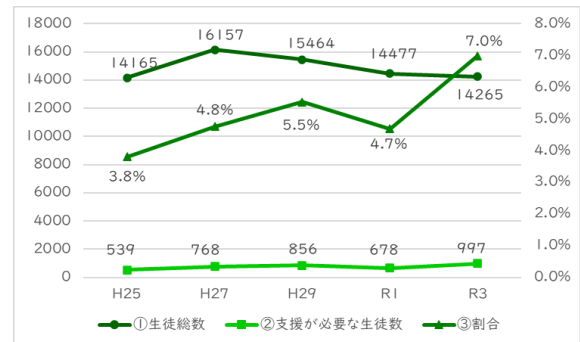
(6) 通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の状況

- 市内の児童生徒数は、小学校、中学校のいずれにおいても減少していますが、支援が必要な児童・生徒数は増加傾向にあります。

【小学校】



【中学校】



※ 「特別な教育的支援を必要とする児童生徒」では、「話す・聞く・読む・書く」等の学習面や、対人関係等の生活面に困難があると、学級担任等に判断された児童生徒数を把握しています。

【(7) 特定医療(指定難病)受給者の状況】

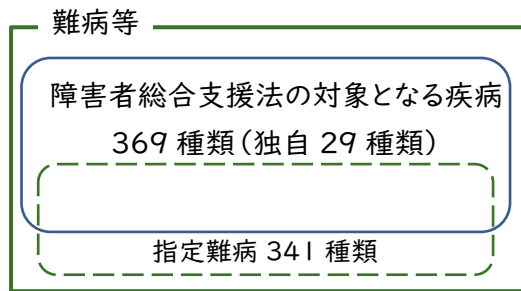
○障害者総合支援法の対象となる難病は、令和6年4月1日から対象となるものが369種類に拡大され、障害者総合支援法が独自に対象としているものも29種類あります。

○特定医療(指定難病)の受給者数で見ると、市内の難病患者は増加傾向にあります。

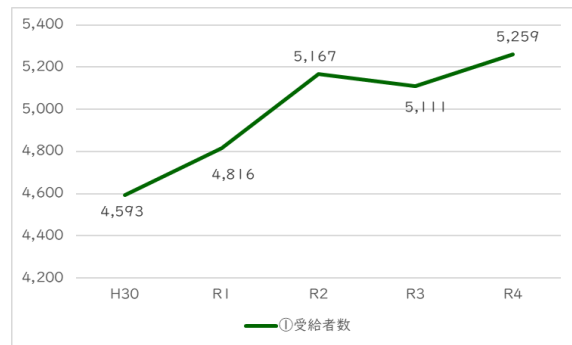
○年齢別で見ると、18歳以上が9割以上を占めています。

○難病の種類別にみると、潰瘍性大腸炎及びパーキンソン病で全体の4分の1程度を占めています。

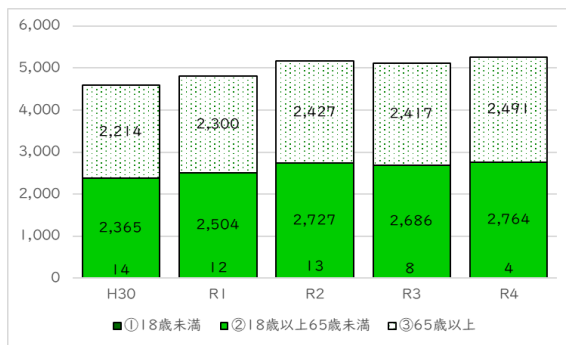
【障害者総合支援法の対象となる難病】



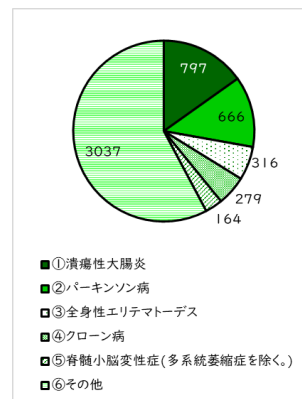
【特定医療(指定難病)受給者数の推移】



【年齢別】

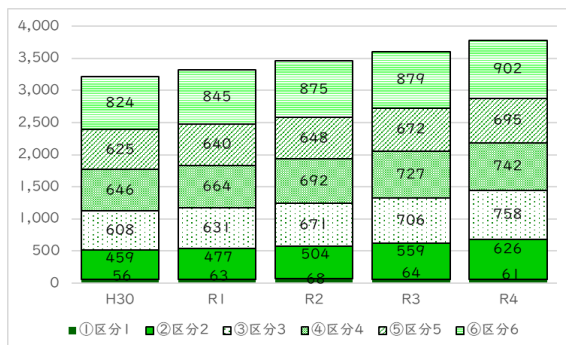


【難病の種類別(令和4年度)】



【(8) 障害支援区分認定者数】

○どの区分においても、認定者の数は増加傾向にあります。



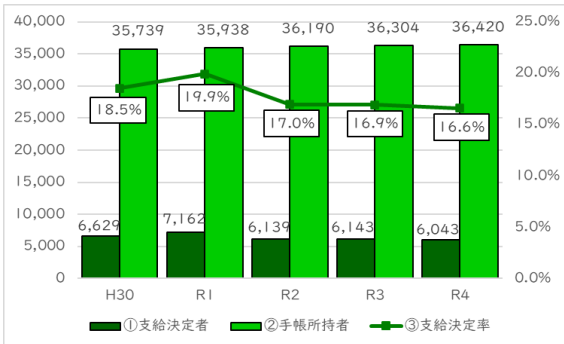
平成30年度からの増減割合

	R1	R2	R3	R4
①	112.5%	121.4%	114.3%	108.9%
②	103.9%	109.8%	121.8%	136.4%
③	103.8%	110.4%	116.1%	124.7%
④	102.8%	107.1%	112.5%	114.9%
⑤	102.4%	103.7%	107.5%	111.2%
⑥	102.5%	106.2%	106.7%	109.5%
計	103.2%	107.5%	112.1%	117.6%

(9) 障害福祉サービスの利用状況

- 手帳交付者数に対する障害福祉サービスの利用者数の割合は2割弱となっています。
- 保育所等訪問支援、共同生活援助、児童発達支援、就労定着支援の利用者の増加が際立っています。

【支給決定者数の推移】

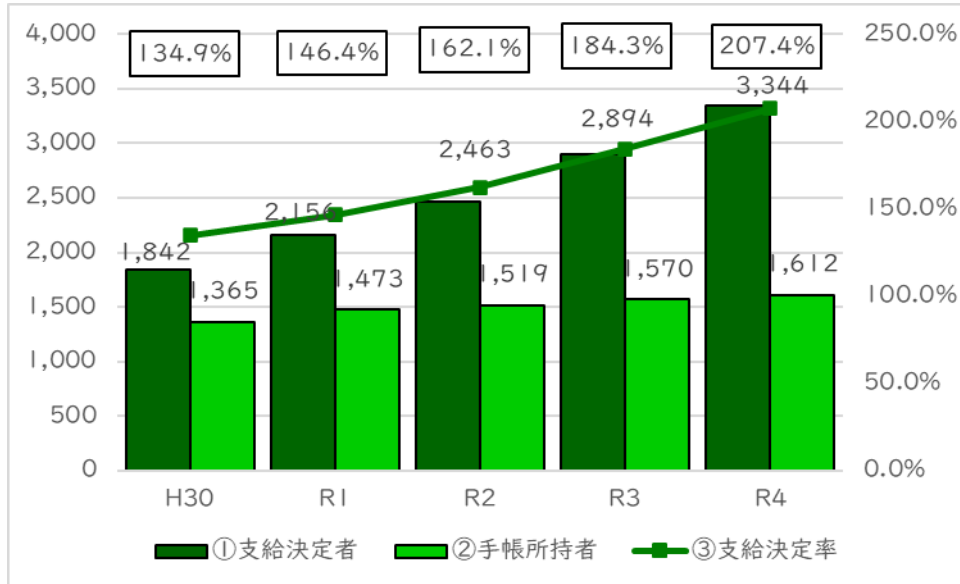


【サービス別の支給決定者数の推移】

	H30	R1	R2	R3	R4
居宅介護	1,223	1,234	1,295	1,320	1,319
重度訪問介護	55	60	61	62	59
行動援護	18	12	10	13	12
同行援護	201	202	208	201	220
生活介護	1,459	1,498	1,546	1,573	1,596
自立訓練（機能訓練）	19	26	19	30	36
自立訓練（生活訓練）	47	42	30	57	63
宿泊型自立訓練	0	1	0	0	0
自立生活援助	0	0	10	1	2
就労移行支援	198	206	208	177	186
就労継続支援A型	520	535	571	587	645
就労継続支援B型	1,400	1,565	1,689	1,854	2,048
就労定着支援	52	75	86	94	104
短期入所	1,509	1,511	1,470	1,439	1,441
療養介護	107	108	109	109	104
共同生活援助	334	379	451	600	781
施設入所支援	586	581	559	551	547
地域移行支援	0	2	0	0	1
地域定着支援	7	6	6	5	4
児童発達支援	375	439	517	623	772
放課後等デイサービス	1,465	1,715	1,941	2,268	2,530
保育所等訪問支援	9	19	53	121	228
障害児入所支援	14	14	14	16	15

(10) 障がい児の状況

- 障害児通所サービスを利用している児童のうち、手帳の交付を受けずにサービスを利用している児童は増加傾向にあり令和4年度には約半数となりました。サービスの認知度の向上や早期発見の取組などにより、手帳の交付を受けずにサービスを利用する児童が増えてきているこ



(10) 医療的ケアを必要とする人の状況

【医療的ケア児者のうち人工呼吸器の装着が必要な人数について】

- 市内には、人工呼吸器を使用している特に重度の医療的ケアを必要とする人が、30 人程度います。

	H30	R1	R2	R3	R4
18 歳未満 (小児慢性特定疾患受給者)	13	14	13	14	15
18 歳以上 (特定医療費(指定難病)支給受給者)	15	14	22	22	20
合 計	28	28	35	36	35

※上記には、制度を利用していない対象者は含まれていません。

2 前計画における成果目標の達成状況

国の指針に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の提供体制の確保に係る令和3年度から令和5年度までの3年間における目標を下表のとおり定め、取り組みました。

項目	目標値	令和4年度 実績	
【成果目標1】福祉施設の入所者の地域生活への移行			
(1)入所施設から地域での生活に移行する人数	25人	14人	達成困難
(2)入所施設を利用する人の減少数	10人減	33人減	達成見込
【成果目標2】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築			
(1)入院後3か月以内に退院できる人の割合	69%	81.0%	達成見込
(2)入院後6か月以内に退院できる人の割合	86%	85.1%	達成見込
(3)入院後1年以内に退院できる人の割合	92%	97.2%	達成見込
(4)精神科病床における1年以上長期入院者数	65歳未満 160人	65歳未満 186人	達成困難
	65歳以上 193人	65歳以上 234人	
【参考指標】退院後1年以内の地域における平均生活日数	316日以上	332日	達成見込
【成果目標3】地域生活支援拠点等の整備			
(1)拠点の整備箇所数	整備済み	整備済み	達成
(2)運用状況の検証・検討	年2回	年2回	達成見込
【成果目標4】福祉施設から一般就労への移行等			
(1)就労移行支援事業所等を通じて一般就労する人数	150人	93人	達成困難
(2)就労移行支援事業所を通じて一般就労する人数	111人	62人	達成困難
(3)就労継続支援A型事業所を通じて一般就労する人数	24人	19人	達成困難
(4)就労継続支援B型事業所を通じて一般就労する人数	15人	10人	達成困難
(5)就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業を利用した人の割合	70%	31.2%	達成困難
(6)就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合	70%	最終年度のみ測定	—
【成果目標5】障害児支援の提供体制の整備等			
(1)-1児童発達支援センターの箇所数	3箇所	2箇所	達成見込
(1)-2保育所等訪問支援の実施箇所数	3箇所	17箇所	達成見込
(2)主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援の実施箇所数	7箇所	6箇所	達成困難
(3)主に重症心身障がい児を受け入れる放課後等デイサービスの実施箇所数	6箇所	9箇所	達成見込
(4)-1医療的ケアを必要とする障がい児支援のための協議の場の設置	設置済み	設置済み	達成
(4)-2医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	20人	23人	達成見込
【成果目標6】相談支援体制の充実・強化等			
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	確保	確保済み	達成
【成果目標7】障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築			
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	体制構築	構築済み	達成

3 本市障がい福祉施策に係る課題等

「前計画における成果目標の達成状況」及び令和4年度に実施した「静岡市障がい福祉に関するアンケート調査（詳細は後述のとおりです。以下、「アンケート調査」といいます。）」の結果等に基づき、本市における課題を以下のとおり整理しました。

【成果目標1関係】福祉施設の入所者の地域生活への移行

入所施設を利用する人の減少数は目標を上回る一方、入所施設から地域での生活に移行する人数は、目標を下回る見込みです。「地域生活への移行」は入所施設を退所して、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、一般住宅、公営住宅等に移行することを指しており、それ以外の理由（入院や介護移行等）により、入所施設の利用者が減っていると考えられます。

本計画の策定に先立って障害者支援施設への調査を行ったところ、65歳以上の方が約25%であること、障害支援区分5又は6の方が90%以上であることが分かりました。高齢の方や、必要とする支援の度合いが高い方でも安心して地域での生活を選択肢として検討することができるよう、サービスの充実等が求められます。また、アンケート調査の回答者のうち施設入所支援の利用者は48名おり、「地域で生活するために必要だと思う」こととして、半数の24名が「いつでも何でも相談できる場所や人」を挙げました。地域における相談体制の一層の周知等に取り組む必要があります。

【成果目標2関係】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

早期退院に関する目標は達成の見込みですが、現に長期入院者数されている方の減少は目標に達しない見込みです。

令和元年度からの新型コロナウイルス感染症感染拡大により、長期入院者の退院に向けた医療機関への働きかけを中止していたことが原因のひとつとして考えられるため、ポストコロナにおいて取組を再開することにより、目標の達成に近づくと考えられます。また、ニューロングステイ（新たな長期入院者）の防止に向けて、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に、引き続き取り組んでいく必要があります。

【成果目標4関係】福祉施設から一般就労への移行等

一般就労への移行、一般就労後の定着ともに、目標値に達しない見込みです。

移行者数が伸び悩んでいる原因としては、企業と一般就労を希望する者のマッチングの困難さがあります。マッチングが困難となる理由は様々ですが、一般就労先の少なさや業種の偏り、また、利用者本人の適性とは異なる方向への就労先を本人が希望していること等が考えられます。

就労移行支援事業所間での情報交換による就労移行支援事業所のスキルアップ、就労を希望する方への一般就労先に係る情報の提供、令和5年度より開始した「障がい者就労アセスメントモデル事業」により市内事業所のアセスメント能力の一層の向上を図るなど、本人の希望等を踏まえながら、一般就労を促進する取り組みを推進する必要があります。

【成果目標5関係】障害児支援の提供体制の整備等

主に重症心身障がい児を受け入れる児童発達支援の実施個所数について、目標を達成できない見込みです。しかしながら、令和5年度に医療型児童発達支援センターが開設したことに伴い、市内の支援提供体制の向上が見込まれます。

また、医療的ケア児等への支援について、現状では市が独自に配置するコーディネーターが中心となって対応していますが、増加傾向にある医療的ケア児等への支援を持続可能なものとするため、成果目標として設定している、要医療児者支援体制加算対象者である医療的ケア児等コーディネーターも活用した支援体制の構築を進めていく必要があります。

※静岡市障がい福祉に関するアンケート調査

調査期間：令和4年11月18日（金）～令和4年12月26日（月）

調査対象：市内にお住まいの障がいのある人5,000人、

障がいのない18歳以上の人3,000人

有効回収：障がいのある人2,231票（44.6%）、

障がいのない人1,181票（39.4%）

第3章 本市の目指す方向性

Ⅰ「静岡市障がい者共生のまちづくり計画（令和6～12年度）」の全体図

国の動向

障害者基本計画における各分野に共通する横断的視点
(令和5年3月14日)

- (1) 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- (2) 共生社会の実現に資する取組の推進
- (3) 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- (4) 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- (5) 障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進
- (6) PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

基本的な指針における基本理念(令和5年5月19日)

※障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針

- (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障害児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障害福祉人材の確保・定着
- (7) 障害者の社会参加を支える取組定着

本市の課題

1. 第4次静岡市総合計画における障がい福祉施策の方向性…

①「障がいの有無にかかわらず、権利や意思を尊重できる市民意識の醸成」、②「障がいのある方の社会参加の促進」、③「多様なニーズに対応した地域生活の支援」を障がい福祉施策の柱とし、令和12年における「地域における共生が進んでいると思う市民の割合(※)」を30%とすることを目標としています。

※令和4年度は、障がいのある人:14.3% 障がいのない人:13.9% でした。

2. 前計画の成果目標達成状況から…

・入所施設から地域への移行、精神病床における長期入院者の減少

地域での生活に向けての不安を払しょくするため、身近な相談先に関する一層の周知等が求められます。

・福祉施設から一般就労への移行等

一般就労を希望する者と企業のマッチング等により、本人の希望に応じた働き方を支援する必要があります。

3. 市民アンケート結果から…

・障がいを理由に差別を受けたり、いやな思いなどをしている人の割合は、平成28年度の27.5%、令和元年度の27.4%に対して、23.4%と減少しました。しかしながら、障害者差別解消法を知っている人の割合は、障がいのある人・障がいのない人ともに約20%に留まっています。

・今の職場・働き方が自分に合っていると思う障がいのある人の割合は、64.4%でした。手帳の種別で比較すると、療育手帳所持者が最も高く77.6%、精神障害者保健福祉手帳所持者が最も低く53.1%となりました。

・スポーツを1週間に1日以上している16歳以上の障がいのある人は、11.8%でした。誰もが楽しむことができるスポーツの推進等に向け、障がいの有無にかかわらずにスポーツに興味をもつきっかけの確保を検討していくことが求められます。

4. 関係団体への調査結果等から…

(障がいに関係のある団体へ書面による調査や、懇話会の開催による意見聴取を行いました。)

・障がいに関する理解促進や啓発が十分ではない

・8050問題や親亡き後への支援

・入所施設とグループホームの連携

・令和4年の台風15号を踏まえた災害対策 等

基本理念

障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し、支え合い、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる「共生のまち」の実現

基本的視点

- (1) 障がいの有無にかかわらず権利や意思を等しく尊重し、合理的配慮が受けられるようにすること
- (2) 社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ(アクセシビリティ)を向上させ、社会参加を支援すること
- (3) 多様なニーズに対応したサービス等で地域生活を支援すること

施策の体系

8つの大分野を設定し、施策を進めていきます。

1 権利擁護・理解促進
～認め合う・守る～

2 地域生活支援
～支え合う・つなぐ～

3 医療・保健
～健康を保つ～

4 生活環境
～暮らす～

5 安全・安心
～備える～

6 子ども
～育てる・学ぶ～

7 雇用・就労
～働く～

8 文化活動・市民生活
～楽しむ・参加する～

静岡市ならではの取組

調整中

2 基本理念

本市の障がい福祉施策における目指す方向性を、「基本理念」として次のとおり定めます。

**障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し、支え合い、
地域で安心して自分らしく暮らすことのできる
「共生のまち」の実現**

静岡市は、全ての市民が国籍・民族等により差別的扱いをされず、多様な文化や生活習慣が尊重され、あらゆる場面において互いに助け合い、学び合う社会の実現を目指しています。

また、障害者基本法第1条には、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」と規定されており、障がいのある人もない人も相互に尊重するということは、障がい福祉施策における基本的な考え方であるといえます。

障がいのある人が、障がいがあることによって、障がいのない市民と同じように、安心・安全な生活を送ったり、望むように選択、決定、行動したりすることを妨げられることのないよう、必要な支援を充実させるとともに、地域住民の一人として、地域の活動に参加したり、他の地域住民を支える存在として取り組んだりすることができるよう「地域共生社会」を推進することで、「共生のまち」の実現を目指します。

3 基本的視点

- 基本理念に基づき、障がい福祉施策を検討する上での基本的な視点を次の3つのとおり定めます。

(1) 障がいの有無にかかわらず権利や意思を等しく尊重し、合理的配慮が受けられるようにすること

障がいがあることによってできないことや、諦めなければならないことがあったり、気持ちや考えを主張できず、自分の意思に関係なく、他人に決定されてしまうようなことがあってはいけません。

障がいのある人を差別したり、虐待したり、障がいのある人に対して 偏見を持ったりしないことはもちろんですが、障がいのある人の求めに 応じて、可能な限りサポートする姿勢も大切です。

(2) 社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ(アクセシビリティ)を向上させ、社会参加を支援すること

障がいのある人が利用する福祉サービスはもちろん、障がいのない人も利用する様々なものを利用しやすくするよう工夫や配慮を施すことで、障がいのある人が生活する上で感じている様々な困難を解消し、さらに、読書環境の整備や、文化芸術等の多様な活動に参加する機会を確保し、障がいのある人の生活の質や幸福感を向上させ、社会生活がより便利で豊かなものとなることを目指します。

(3) 多様なニーズに対応したサービス等で地域生活を支援すること

障がいのある人に対する支援は、障がいの範囲の拡大や医療技術の発展等によりますます多様化しており、また、外見からは障がいと分からないことや、年齢や性別、環境と障がいとが複合的な原因となることにより、二次的な困り感が生じることもあることから、多機関が連携しながら、多様な施策により、対応していくことが求められます。

サービスや支援は、入所施設や病院ではなく、できるだけその人が生まれ、育ち、住み慣れた地域で生活できるように充実させていきます。

また、こうした体制を支える障害福祉人材の確保に向けた取組を進めていきます。

「利用のしやすさ(アクセシビリティ)」とは 例えば…

○ 道や建物、公共サインがバリアフリー(ユニバーサルデザイン)化されており、障がいのある人も外出しやすい。

○ 見えない、聞こえない、難しい言葉遣いは理解しにくい等の障がいに対応した情報提供の方法や媒体が用意されている。

○ サービスの利用や支援を真に必要としている人が対象から外れたままにならないよう、制度の見直し等が適切に行われている。 など

4 施策の体系

基本理念		障がいの有無にかかわらず、相互に尊重し、支え合い、地域で安心して自分らしく暮らすことのできる「共生のまち」の実現	
基本的視点		(1) 障がいの有無にかかわらず権利や意思を等しく尊重し、合理的配慮が受けられるようにすること (2) 社会生活のあらゆる場面における利用のしやすさ(アクセシビリティ)を向上させ、社会参加を支援すること (3) 多様なニーズに対応したサービス等で地域生活を支援すること	
		【大分野】 課題を8つに分類	【小分野】 課題に対する施策の柱
分野別の施策	大分野1 権利擁護 理解促進	(1) 障がいへの理解を深める活動の促進 (2) ボランティア・NPO等による協働の促進 (3) 障がいを理由とする差別の解消 (4) 意思疎通・意思決定の支援 (5) 虐待の防止	
	大分野2 地域生活支援	(1) 相談支援体制の充実 (2) 地域移行を推進するための支援 (3) 日常生活を支援するためのサービスの充実 (4) 経済的な支援の充実 (5) 人材の確保と資質の向上 (6) 将来の生活を考えるための支援	
	大分野3 医療・保健	(1) 障がいに配慮した地域医療の提供 (2) リハビリテーション支援の推進 (3) 医療費助成の実施	
	大分野4 生活環境	(1) 地域における住居の確保 (2) 外出支援の充実 (3) まちのユニバーサルデザイン・バリアフリーの充実	
	大分野5 安全・安心	(1) 防災・防犯意識の向上と備えの推進 (2) 災害時等における支援体制の充実	
	大分野6 こども	(1) 障がいの早期発見・早期支援 (2) 医療的ケアを必要とする障がい児等の支援 (3) 学校教育における障がい児の支援	
	大分野7 雇用・就労	(1) 就労につなげ、支える支援の充実 (2) 障がいの状況や環境の変化に応じた就労の場の確保 (3) 福祉的就労における工賃向上の支援	
	大分野8 文化活動 市民生活	(1) 文化・スポーツ等を通じた社会参加の推進 (2) 生涯を通じた多様な学習・文化活動の機会の提供 (3) 行政におけるサービスの利用のしやすさの向上	

課題解決の基礎となるサービス等で、特に、「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」に関連するものです。

- ・障害福祉サービス
- ・障害児通所支援
- ・相談支援
- ・地域生活支援事業 等

法定サービス等では対応することができない障がいのある人のニーズに対して、障害のある人の日常生活等を支援していくための「市が実施する事業」です

具体的な個別施策

法定サービス等	市の事業
○ 心のバリアフリーイベント ○ 手話奉仕員・要約筆記者養成研修講座 ○ 成年後見制度利用支援事業 ○ 障害者虐待防止対策支援事業	○ 地域における障がいの理解促進事業 ○ ボランティアを通じた共生社会教育推進事業 ○ 障害者差別解消法に基づく相談事業 ○ 日常生活自立支援事業
○ 地域生活支援拠点等の機能拡充 ○ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ○ 障害者相談支援事業 ○ 施設入所支援 ○ 強度行動障がい者支援施設等サポート事業	○ 重層的支援体制整備事業 ○ 精神障害者家族等相談員相談事業 ○ 精神科入院者訪問支援事業 ○ ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発事業 ○ 移動支援事業従事者養成講座
○ かかりつけ医等発達障害対応力研修講座 ○ 療養介護	○ 障がい者歯科保健推進事業 ○ 地域リハビリテーションの普及・啓発事業 ○ 自立支援医療費の支給 ○ 特定医療費の支給
○ 共同生活援助 ○ 同行援護 ○ 行動援護 ○ 移動支援事業 ○ 重度障害者大学等就学支援費支給事業	○ 住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業 ○ 重度心身障害者タクシー利用料金助成事業 ○ バリアフリーの情報発信 ○ ユニバーサルデザインの普及
	○ 障がい福祉施設の消防訓練の指導及び実施 ○ 障害者災害時体制強化事業 ○ 避難行動要支援者避難支援推進事業 ○ 聴覚障がいのある人のための緊急情報発信事業
○ 児童発達支援 ○ 放課後等デイサービス ○ 医療的ケア児等コーディネーター設置事業	○ 発達早期支援事業 ○ 第2子以降障害児児童発達支援等利用者負担額無償化補助金交付事業 ○ 私立こども園における医療的ケア児の受入 ○ 特別支援連携協議会の運営
○ 就労選択支援 ○ 就労移行支援 ○ 重度障がい者等就労支援特別事業 ○ 就労継続支援A型・B型	○ 障がい者就労アセスメントモデル事業 ○ 静岡市役所での障がい者雇用 ○ 静岡市ワークステーションの設置 ○ 障がい者就労施設等からの優先調達の推進 ○ 公共施設を活用した自主製品の販売支援
○ スポーツ教室開催事業 ○ 日中一時支援事業 ○ 地域活動センター ○ 点字・声の広報等の発行	○ 文化芸術アウトリーチプログラム ○ 全国障害者スポーツ大会への派遣 ○ アクセシブルな書籍等の入手及び利用のための支援 ○ ウェブアクセシビリティに配慮した市公式ホームページの提供

5 本計画を効果測定する指標の設定

(1) 計画の評価方法

各年度の評価及び計画期間を総合した評価を、(2) 成果目標、(3) 指標及び計画掲載事業について、下表を基本として、総合的に評価します。なお、(3) 指標のうちアンケート調査により実績の把握をする内容に関しては、各年度ではなく、計画の中間見直しや、次期計画の策定年度等に効果測定を行います。

評価区分	内容	定量的な指標で ある場合 (例 ●●回)	定性的な指標で ある場合 (例 実施)
S	期待を上回る成果をあげたもの	105%以上	—
A	期待どおりの成果を達成したもの	90%以上 105%未満	おおむね目標を達成しており、取組が有効である場合
B	期待を下回るもの	70%以上 90%未満	目標の達成に向けて一層の努力が必要である場合
C	期待を顕著に下回るもの	70%未満	現在の取組では有効性に問題がある場合
—	状況変化等により、事業の実施対象が存在せず、事業を実施できないもの		

※ 達成度合いの計算方法は、当該年度における目標値を算出設定した上で、差分比較法(当該年度の目標値及び実績値からそれぞれ基準値を差し引いた値を比較する方法)又は直接比較法(当該年度の目標値と実績値を直接比較する方法)を用いることを基本とします。計画掲載事業に関しては、直接比較法による評価を原則とします。

【計算式例】

差分比較法:

$$\text{達成度合い(\%)} = (\text{当該年度実績値} - \text{基準値}) / (\text{当該年度目標値} - \text{基準値}) \times 100$$

直接比較法:

$$\text{達成度合い(\%)} = \text{当該年度実績値} / \text{当該年度目標値} \times 100$$

※基準値:計画策定時点における直近の実績を用います

(2) 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係る成果目標の設定

前計画と同様に、国の指針に基づき、令和6年度から令和8年度までにおける目標を下表のとおり定めます。また、サービス毎に見込み量等の活動指標を定めます（別に事業単位で設定）。

項目	基準値	目標値	判定方法
【成果目標1】福祉施設の入所者の地域生活への移行			
(1)入所施設から地域での生活に移行する人数	施設入所者	33人	直接
(2)入所施設を利用する人の減少数	540人(R4)	27人	直接
【成果目標2】精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築			
(1)精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数	332日(R4)	332日	直接
(2)精神病床入院後3か月以内に退院できる人の割合	81.0%(R4)	79.3%	直接
(3)精神病床入院後6か月以内に退院できる人の割合	85.1%(R4)	86%	直接
(4)精神病床入院後1年以内に退院できる人の割合	97.2%(R4)	92%	直接
(5)精神病床における1年以上長期入院者数	65歳未満 186人(R4)	65歳未満 186人	直接
	65歳以上 234人(R4)	65歳以上 234人	直接
【成果目標3】地域生活支援の充実			
(1)地域生活支援拠点の整備	整備済(R4)	整備	定性的
(2)強度行動障がいや有する障害者の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備	新規設定	整備	定性的
【成果目標4】福祉施設から一般就労への移行等			
(1)就労移行支援事業所等を通じて一般就労する人数	129人(R3)	166人	直接
(2)就労移行支援事業所を通じて一般就労する人数	84人(R3)	111人	直接
(3)就労継続支援A型事業所を通じて一般就労する人数	24人(R3)	31人	直接
(4)就労継続支援B型事業所を通じて一般就労する人数	14人(R3)	18人	直接
(5)就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所の割合	25%(R4)	50%	直接
(6)就労定着支援事業の利用者数	45人(R3)	64人	直接
(7)就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合	30%(R4)	30%	直接
【成果目標5】障がい児支援の提供体制の整備等			
(1)児童発達支援センターの設置	設置済(R4)	設置	定性的
(2)障がい児の地域社会への参加・包容の推進体制構築	拡充	構築	定性的
(3)主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	確保済(R4)	確保	定性的
(4)主に重症心身障がい児を受け入れる放課後等デイサービスの確保	確保済(R4)	確保	定性的
(5)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済(R4)	設置	定性的
(6)医療的ケア児等コーディネーターの配置数 ※	23名(R4)	25名	直接
(7)障害児入所施設に入所している児童の移行調整に係る協議の場の設置	設置済(R4)	設置	定性的
【成果目標6】相談支援体制の充実・強化等			
基幹相談支援センターの設置	設置済(R4)	設置	定性的
【成果目標7】障害福祉サービス等の質を向上するための取組に係る体制の構築			
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	構築済(R4)	構築	定性的

○ 成果目標設定の考え方

【成果目標1】

- (1) 国の指針を踏襲し、令和4年度末時点の施設入所者(540 人)の 6.0%以上となる 33 人とした。
- (2) 国の指針を踏襲し、令和4年度末時点の施設入所者(540 人)の 5.0%以上となる 27 人とした。

【成果目標2】

- (1) 国の指針による目標値の 325.3 日を策定時点で上回っていることから、直近の実績である 332 日を目標値とした。
- (2) 前計画期間において国の指針による目標値(69%)を大幅に上回っていることから、本市における過去5年間(平成30年度から令和4年度まで)の実績の平均値を目標とした。
- (3)、(4) 前計画期間において国の指針による入院後6か月以内に退院できる人の割合の目標値(86%)、入院後1年以内に退院できる人の割合の目標値(92%)を上回っていること、国の指針を踏襲して設定する本計画期間における目標値が前計画期間の目標値を下回ることから、前計画期間における目標値と同等の数値とした。
- (5) 国の指針による目標値の算出方法変更に伴い、指針を踏襲した 65 歳未満の1年以上長期入院者数の目標値(193人)、65 歳以上の1年以上長期入院者数の目標値(333人)は前計画と比較して大幅に低くなります。令和4年度時点でその数値を達成していることから、計画策定時点(令和4年度末)と同程度の水準を維持することを目標とした。

【成果目標3】

- (1) 国の指針を踏襲し、設定しました。本市においては面的整備により拠点を設置していることから、中核となる1箇所の整備を引き続き目標とします。
- (2) 国の指針を踏襲し、設定しました。関係者での定期的な協議や、市内における強度行動障がいを持つ者の現状把握・分析による課題の整理を行い、当事者への支援に限らず、家族支援や強度行動障がいの状態の予防といった視点も含め、具体的な取り組みについて検討し、支援体制を整備することを目標とします。

【成果目標4】

- (1) 国の指針を踏襲し、令和3年度の実績(129 人)の 1.28 倍以上となる 166 人とした。
- (2) 国の指針を踏襲し、令和3年度の実績(84 人)の 1.31 倍以上となる 111 人とした。
- (3) 国の指針を踏襲し、令和3年度の実績(24 人)の 1.29 倍以上となる 31 人とした。
- (4) 国の指針を踏襲し、令和3年度の実績(14 人)の 1.28 倍以上となる 18 人とした。
- (5) 国の指針を踏襲し、5割を目標値とした。
- (6) 国の指針を踏襲し、令和3年度の実績(45 人)の 1.41 倍以上となる 64 人とした。
- (7) 国の指針を踏襲し、2割5分以上である3割を目標値とした。

【成果目標5】

(1)～(5)、(7)国の指針を踏襲し、設定しました。

(6)計画策定時点(令和4年度末)の23名を上回る25名を目標値としました。

※要医療児者支援体制加算対象者を指し、市が独自に配置する2人を含みません。

【成果目標6】

国の指針を踏襲し、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置を目標としました。本市は設置済みではありますが、これを維持しつつ、基幹相談支援センターによる地域の相談体制の強化及び協議会における個別事例を通じた地域のサービス基盤の開発・改善に向けた活動指標も設定します。

【成果目標7】

国の指針を踏襲し、設定しました。庁内等において各種研修内容の情報共有等を適切に行い、サービス等の全体的な質の向上を図ります。

【判定方法】

具体的な数値の設定を行う成果目標については、直接比較法での評価の判定を行います。成果目標とする数値に関しては、年度による増減の振れ幅が大きく、安定して数値の増加を図ることが困難であることから、基準値を設定したうえでの差分比較法による判定は行いません。

また、定性的な評価を行うこととした体制の整備等に係る目標に関しては、関連するサービス等の実施状況と活動指標の比較等により、総合的に評価を行います。

(3) 計画を効果測定するための指標

国の指針に基づく成果目標のみでは、本市の計画全体や大分野レベルでは、効果測定をすることができない項目があります。成果目標に市独自の指標を組み合わせることで、計画の効果測定を適切に行っていきます。

なお、(2)で設定した成果目標は令和8年度末までの目標値である一方、それ以外の指標に関しては令和12年度末の目標値として設定しています。

大分野	指標名	策定時	目標値	判定方法
計画全体	地域における共生が進んでいると思う人の割合	●14.3% ◆13.9% (R4 ※2)	●◆30.0%	差分
大分野1 権利擁護・ 理解促進	障害者差別解消法を知っている人の割合	●20.7% ◆20.2% (R4 ※2)	●◆40.0%	差分
大分野2 地域生活 支援	成果目標1、2	※1		直接
	主任相談支援専門員の数	6名 (R5見込み※3)	13名	差分
大分野3 医療・保健	成果目標2	※1		直接
大分野4 生活環境	日常生活や社会生活を送るうえで、バリアフリー化やユニバーサルデザイン化が進んだと思う人の割合	●◆39.9% (R5 ※4)	●◆40.0%	直接
大分野5 安全・安心	個別避難計画の作成	作成対象者等の 検討(R5)	作成対象者分の 計画作成率 100%(R7)	直接
大分野6 子ども	成果目標5	※1		直接
	市が独自に設置する医療的ケア児等コーディネーターから地域の支援者に引き継ぎをした件数(R5からの累計)	6件 (R5見込み※3)	24件	差分
	市立小中学校における医療的ケア児の受入のための看護師配置の対応率	99% (R5見込み※3)	100%	直接
大分野7 雇用・就労	成果目標4	※1		直接
	就労系障害福祉サービス利用終了者に占める一般就労移行者の割合	●31.1% (R4 ※3)	●40.0%	差分
大分野8 文化活動・ 市民生活	16歳以上の週1日以上以上のスポーツ実施率	●11.8% (R4 ※2)	●40.0%	差分
	週に1日以上、文化芸術活動(鑑賞等を含む)を実施している人の割合	●45.0% (R3 ※5)	●50.0%	直接

●:障がいのある人 ◆:障がいのない人

※1:「(2)障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係る成果目標の設定」に記載

※2:「静岡市障がい福祉に関するアンケート調査」より

※3:静岡市調べ

※4:内閣府「令和4年度バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する意識調査について」より

※5:厚生労働省「令和2年度障害者総合福祉推進事業 全国の障害者による文化芸術活動の実態把握に資する基礎調査報告書」より

○ 目標設定の考え方

【計画全体】

市総合計画においても指標として活用している「地域における共生が進んでいると思う人の割合」を、本計画全体の進捗を測る指標として用いることとします。

第4次静岡市総合計画における目標値と統一し、令和12年度における目標を「30%」としました。

【大分野1】

本計画が開始となる令和6年4月1日から、改正障害者差別解消法が施行となりますが、障害者差別解消法を知っている人の割合は約20%に留まっています。法が認知されていないことにより、合理的配慮の提供が受けられないおそれがあることから、本分野の指標として、「障害者差別解消法を知っている人の割合」を設定しました。

目標値の設定に関しては、平成25年の法の公布から令和4年までの10年間の周知率が約20%となっており、改正法の施行に伴い周知率の一層の向上を図る必要があることも踏まえ、令和12年度末時点における目標値を40.0%と設定しています（参考：令和4年度に内閣府が実施した「障害者に関する世論調査」における障害者差別解消法を知っている人の割合は24.0%でした）。

【大分野2】

地域生活に関連するアウトカムに該当する成果目標2つと、サービスの入口でもある相談支援の観点から、市内の主任相談支援専門員の数を設定しています。

主任相談支援専門員の目標設定にあたっては、本市からの推薦人数の上限が1年に1名であることから、令和5年度末時点に見込まれる人数である6名を基準として、7名増（各年度1名増）の13名を目指すこととしています。

【大分野3】

本計画においては精神科医療との関連が大きいことから、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築事業に関連する成果目標を指標とします。

【大分野4】

バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化が進んでいると思う人の割合を指標とします。計画策定にあたって本市における数値の計測を実施していないため、内閣府が実施した調査の数値を上回ることを目標としています。

【大分野5】

被災時への備えとして、個別避難計画の作成状況を設定します。

当面の作成対象者は、医療的ケア児等、災害時に第三者の支援がなければ避難できない在宅の方のうち、特にリスクの高い方を優先する予定であり、具体的な対象者の属性・人数について検討を進めている段階であることから、目標値は個別避難計画作成者の数とはしていません。

【大分野6】

障がい児への支援体制に係る成果目標に加え、医療的ケア児等への支援に関する市独自の指標を設定します。医療的ケア児等への支援の実施者が市の設置するコーディネーターに偏っており、持続可能な支援体制となっていないといった課題を踏まえ、市が配置するコーディネーターから、要医療児者支援体制加算対象者（県の医療的ケア等コーディネーター養成研修修了者）を含む地域の支援者へ支援の引き継ぎを行った件数を指標としました。また、市立小中学校において、医療的ケアを必要とする児童生徒の受入を進めることで、インクルーシブ教育の実現を目指すため、医療的ケア児受入のための看護師配置の対応率を指標としました。

地域の支援者への引継ぎ件数の具体的な目標値については、引継ぎを推進する令和5年度・令和6年度の件数を各6件、令和7年度以降も各年度2件程度の引継ぎを進めていくこととし、累計24件としています。なお、令和5年度実施の「市内未就学の医療的ケア児等の調査」、「市立小中学校への聞き取り」により把握した令和5年9月時点における医療的ケア児等の人数は38名です。市立小中学校における医療的ケア児受入のための看護師配置については、看護師が必要な医療的ケア児に対し、看護師配置の対応率を100%としました。これは、令和3年に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」において、医療的ケア児が保護者の付添いがなくても適切な医療的ケアその他の支援を受けられるようすると明記されており、その実現を図るためです。

【大分野7】

障がいのある人の就労に関する成果目標に加え、就労系障害福祉サービス終了者に占める一般就労への移行者の割合を指標としています。

目標値については、令和12年度時点で、過去8年間で最も割合の高かった37.8%（令和元年度）を超える40%としました。

【大分野8】

障がいのある人の文化活動・スポーツに関する指標を用いることとしました。

静岡市スポーツ推進計画においては、「16歳以上の週1日以上スポーツ実施率」を国のスポーツ基本計画の目標値と併せて70%としています。スポーツ基本計画においては障がいのある人のスポーツ実施率を40%と定めていることから、これらの計画との整合を図り、目標値を40%としました。

また、文化活動の指標としては、令和2年度に厚生労働省が実施した調査において示されている「週に1日以上、文化芸術活動（鑑賞等を含む）を実施している人の割合」を設定しています。当該調査結果の45%を上回る50%を本計画の目標値とします。

【判定方法】

具体的な数値の設定を行う指標のうち、計画策定時点における市の数値を把握できている項目については、差分比較法での評価の判定を行います。市の数値を把握できていない項目等については、直接比較法での判定を行います。

第4章 分野別の施策について

本計画に登載する施策は、障がいのある人を取り巻く様々な困難や課題を、日常生活や社会生活に関わる各領域を考慮して、前計画から継承した8つの分野に区分します。

分野別の施策（大分野）

大分野1 権利擁護・理解促進	～認め合う・守る～
大分野2 地域生活支援	～支え合う・つなぐ～
大分野3 医療・保健	～健康を保つ～
大分野4 生活環境	～暮らす～
大分野5 安全・安心	～備える～
大分野6 子ども	～育てる・学ぶ～
大分野7 雇用・就労	～働く～
大分野8 文化活動・市民生活	～楽しむ・参加する～

8つに区分した「分野別の施策（大分野）」の下には、「課題に対する施策の柱（小分野）」として、合わせて28の課題を解決するための取組の方向性を設定しています。

基本理念に掲げる「共生のまち」を実現し、成果目標を達成するためには、各分野の施策が相互に関係していることに留意して、実施していくことも重要です。

例えば、障がいに対する理解が深まることで（権利擁護・理解促進）、障がいのある人が働きやすく（雇用・就労）、様々な社会活動に参加しやすい（文化活動・市民生活）雰囲気が市民全体に浸透したり、地域で受けられる医療の体制（医療・保健）や、居住の場（生活環境）が充実し、更に、災害時の不安が取り除かれ（安全・安心）、将来への不安を解消することで、病院や施設から地域に移行できる障がいのある人が増える（地域生活支援）ことにつながったりという相関性が考えられます。

具体的な取組については、障害者計画に関連する事業（法定サービス等が対応していない障がいのある人のニーズに対して、障がいのある人の日常生活等を支援していくための市が実施する事業）と、障害福祉計画及び障害児福祉計画に関連する事業（障害福祉サービス、障害児通所支援、相談支援、地域生活支援事業等の課題解決の基礎となるサービス等）を分けて掲載し、活動指標・事業目標を設定しています。

※ 活動指標・事業目標の数値は、原則として年度ごとの数値を示しています。（累計値ではありません。）

また、障害福祉サービス等の活動指標（利用者数、利用量）は、以下の方法で算出しています。

○見込利用者数（1 か月あたりの実人数）・見込利用量（1 か月あたりの延べ利用時間数）の考え方：

原則、令和2年度と令和3年度、令和3年度と令和4年度の実績の差をそれぞれ算出し、その平均値と同程度の推移が令和5年度以降も続くものとして推計し、障害福祉サービス等の想定される「必要な量の見込み」を設定しています。（想定される量の見込みであることから、障害福祉サービス等について、「第7期目標値」ではなく「第7期活動指標」という用語を使用しています。）

なお、利用者数や利用量が現在より増加する見込みの障害福祉サービス等で、現在の事業所数や定員数ではサービスの提供体制が不足してしまう恐れがあるものについては、「障害福祉サービス事業所等の提供基盤の整備について」に記載します。

【法定サービス書式】

●	事業名称	事業の内容		担当課
	活動指標	R6	R7	R8
	目標達成のための計画期間中の取組			

【市の事業書式】

●	事業名称		事業の内容		担当課
	事業目標	R●目標値	目標達成のための計画期間中の取組		SDGs関連ゴール

大分野Ⅰ 権利擁護・理解促進 ～認め合う・守る～

- 障がいのある人にとっても暮らしやすい共生都市を実現するためには、多様な障がいや、障がいのある人のことについて、障がいのある人も障がいのない人も理解することが大切です。「権利擁護・理解促進」分野における取組は、他の分野別の施策を円滑に実行するために必要な基本的な課題です。
- アンケート調査では、「地域における共生が進んでいる」と感じている市民の割合は、障がいのある人で 14.3%、障がいのない人で 14.9%という結果でした。この割合は平成 27 年度から令和 4 年度までを計画期間としていた「第 3 次静岡市総合計画」においても指標としていましたが、計画策定時の数値（平成 25 年度：14.5%）からほぼ横ばいとなり、目標値の 30%には届きませんでした。
- こういった状況を踏まえ、「第 4 次静岡市総合計画」においても同じ指標を継承し、令和 12 年度の「地域における共生が進んでいる」と感じている市民の割合 30%を目指すこととしています。本計画の全体の進捗を測るための指標としても、同じ数値を活用することとしました。
- 計画策定に向けた意見聴取の中で、市内の障がい福祉関係団体等から、障がいのある人と障がいのない人が共に活動する機会が少ないことが課題として挙げられました。障がいや、障がいのある人への理解の促進を図るため、引き続き、理解促進に向けた活動に取り組むことと併せて、障がいの有無に関係なく接することのできる機会の確保にも努めてまいります。
- また、令和 6 年 4 月 1 日から改正障害者差別解消法が施行され、事業者による合理的配慮の提供が義務化されますが、アンケート調査の結果では、障害者差別解消法を知っている人の割合は約 20%に留まることが分かりました。基本的視点にも定めている「合理的配慮が受けられる」社会を実現していくため、法の周知に引き続き取り組んでいくことも求められます。
- 意思疎通・手話に対する理解促進等の観点から、本市においても「手話言語条例」の制定に向けた検討を進めます。

「権利擁護・理解促進」分野における施策の柱

- (1) 障がいへの理解を深める活動の促進
- (2) ボランティア・NPO 等による協働の促進
- (3) 障がいを理由とする差別の解消
- (4) 意思疎通・意思決定の支援
- (5) 虐待の防止

(1)障がいへの理解を深める活動の促進

【法定サービス等】

事業名称		事業の内容		担当課
1	心のバリアフリーイベント	全ての人々がお互いの心や身体の個性を大切にしてコミュニケーションを取り、支え合う共生社会の実現を目指し、心の「バリア」を取り除くためのイベント等を行います。		障害福祉企画課
	活動指標	R6	R7	R8
	①心のバリアフリーイベントの実施回数 (市が独自に設定)	①1回	①1回	①1回
	②イベント参加者アンケートの共生社会への理解が深まった人の割合 (市が独自に設定)	②80%	②80%	②80%
	③障害者週間における啓発活動の実施箇所数(市が独自に設定)	③3箇所	③3箇所	③3箇所
目標達成のための計画期間中の取組				SDGs関連ゴール
・参加者アンケートによる意見をイベント運営に反映していきます。 ・12月に3区にて実施する障害者週間啓発活動を今後も継続して行います。				10

【市の事業】

事業名称		事業の内容	担当課
1	地域における障がいの理解促進事業	地域の方の、障がいのある人への理解が深まるように、講座の開催などを行います。	障害福祉企画課 精神保健福祉課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	市政出前講座等の開催による普及活動の促進	6回	地区民生委員・児童委員協議会、市内小学校等に対し、出前講座の周知を行います。 SDGs関連ゴール 10、17

事業名称		事業の内容	担当課
2	障がいの理解促進に関する普及啓発事業	精神障がい・こころの健康等に関する理解を促進させるための普及・啓発を目的に、講演会や研修会を開催します。	こころの健康センター
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	精神障がいの症状・特性を学ぶ研修・教室の開催	①摂食障害家族教室 3回 ②支援者向け研修会 1回	精神障がい・こころの健康等に関する理解を深めるための効果的な普及・啓発方法を検討するとともに、関係機関との連携をより一層促進します。 SDGs関連ゴール 10、3

事業名称		事業の内容	担当課
3	高次脳機能障がいの理解促進に関する普及啓発、相談・支援事業	高次脳機能障がいへの理解や支援が深まるように、研修会や連絡会の開催をしたり、支援ネットワーク促進の働きかけをしたりすることで、適切な相談、支援につなげます。	精神保健福祉課 地域リハビリテーション推進センター
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	支援者向け研修会や情報交換会の開催	①研修の開催による普及活動の促進 1回 ②高次脳機能障害情報交換会等によるネットワーク活動 1回 ③高次脳機能障害相談会の開催 2回	市内関係機関、支援機関や事業所、家族会等の支援者へ高次脳機能障がいの周知を行うとともに、関係機関と連携を進めます。 SDGs関連ゴール 3

事業名称		事業の内容	担当課
学校教育における支え合いの意識づくりの推進事業		学校教育において福祉への関心を広め、支え合う心を醸成する機会の充実を目指します。	福祉総務課
事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
4 静岡市社会福祉協議会地域福祉推進事業補助金交付要綱に基づき、静岡市社会福祉協議会に適切に補助金を交付する。学校と地域が連携した福祉に関する事業の実施。	適切な補助金の交付 ※市社協の事業目標:教員向け会議等の実施	静岡市社会福祉協議会地域福祉推進事業補助金交付要綱に基づき、静岡市社会福祉協議会に適切に補助金を交付します。	3

事業名称		事業の内容	担当課
学校におけるボランティア活動の実施		小学校、中学校、高等学校において、福祉への関心や障がいのある人への理解を広め、地域のボランティア活動の取組を進めます。	学校教育課 教育センター
事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
5 アンケートで「人の役に立つ人間になりたい」と回答する子どもの割合	①小学生 97.4% ②中学生 96.0% ③高校生 86.2%	①教職員を対象に開催する道徳教育担当者会で、ボランティア精神等について研修する機会を年間2回行います。 ②各小中学校・高等学校において、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等で、ボランティア推進の授業を展開します。	3

事業名称		事業の内容	担当課
こころのバリアフリープロモーター育成講座		精神疾患や障がいに関する理解を広める人材（バリアフリープロモーター）を育成し、お互いに支え合うことのできる地域づくり、共生社会の実現を目的として講座を開催します。	こころの健康センター
事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
6 ①講座の実施による精神疾患や障がいを理解する機会の提供	①5回	①各分野の講師を早期に確保し、チラシやホームページにより積極的に講座の周知を行います。	3
②受講者の理解度	②アンケートで「理解できた」と答えた方の割合90%	②講師との打合せを重ね、受講生が理解しやすい内容とします。	

事業名称		事業の内容	担当課
7 パラバドミントンを通じた共生社会教育推進事業		パラバドミントン体験教室を開催し、市内小中学校における共生社会への理解促進を行います。 ①パラバドミントン選手による講演 ②パラバドミントン選手との交流 等	スポーツ交流課
事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
体験教室実施校数	5校	教育センター等と協力し、市内小中学校に対し、広く周知を図ります。	4、10

(2) ボランティア・NPO 等による協働の促進

【法定サービス等】

事業名称		事業の内容		担当課
2	アイボランティア入門講座・点字講習会	視覚障がいのある人を助けるボランティアを増やすため、アイボランティア入門講座（視覚障がいへの理解、音訳、ガイドヘルプなど）と、点字講習会（点字の学習）を開催します。		障害福祉企画課
	活動指標	R6	R7	R8
	①アイボランティア 入門講座開催回数（市が独自に設定）	①1回	①1回	①1回
	②点字講習会開催回数（市が独自に設定）	②2会場 各1回	②2会場 各1回	②2会場 各1回
	目標達成のための計画期間中の取組			SDGs関連ゴール
・積極的な広報により、事業の周知を行います。 ・出席しやすい会場や、日程など実施内容の見直しを行います。 ・関連する支援団体の活動の周知と、修了生による持続的な視覚障がいのある人への支援の啓発を行います。				3

事業名称		事業の内容		担当課
3	手話奉仕員・要約筆記者養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流活動やコミュニケーションを促進する手話奉仕員・要約筆記者を養成するための講座を開催します。		障害福祉企画課
	活動指標	R6	R7	R8
	①手話奉仕員養成講座開催会場数 (市が独自に設定)	①2会場	①2会場	①2会場
	②要約筆記者養成講座開催会場数 (市が独自に設定)	②1会場	②1会場	②1会場
	目標達成のための計画期間中の取組			SDGs関連ゴール
・積極的な広報により、事業の周知を行います。 ・受講生確保や修了後の講座課程の周知のために、県との連携を図っていきます。				3、10

事業名称		事業の内容		担当課
4	初心者向け手話講習会	市民を対象とした初心者向け手話講習会を開催し、障がいのある人への理解を促進します。		障害福祉企画課
	活動指標	R6	R7	R8
	講座開催回数(市が独自に設定)	1回	1回	1回
	目標達成のための計画期間中の取組			SDGs関連ゴール
・受講者及び講師のアンケート結果をもとに、開催場所や回数、対象者について関係団体と協議をしながら、受講者数の増加に努めます。				3

【市の事業】

事業名称		事業の内容		担当課
8	市民活動センターの運営		NPOの活動を通じて、障がいのある人への理解を深めるため、障がい者団体を含む市民活動を行う団体に、組織運営の指導や活動場所の提供などを行います。	市民自治推進課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	市民活動センターにおける新規登録団体数	33団体	番町及び清水市民活動センターにおいて、研修会・講座の開催、窓口相談の実施、市民活動拠点の提供などを行います。	17

事業名称		事業の内容	担当課
ボランティア活動を通じた 共生社会教育推進事業		ボランティア活動の普及啓発を図り、福祉への関心を広め、支え合う心を醸成する機会の充実を目指します。	福祉総務課
事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
9 静岡市社会福祉協議会地域福祉推進事業補助金交付要綱に基づき、静岡市社会福祉協議会に適切に補助金を交付する。 ※市社協の事業目標:福祉啓発事業の参加者に対する満足度アンケート	適切な補助金の交付 ※市社協の事業目標:満足度70%以上	静岡市社会福祉協議会地域福祉推進事業補助金交付要綱に基づき、静岡市社会福祉協議会に適切に補助金を交付します。 市社協は、福祉への理解と地域福祉活動への関心を深めてもらうために、各区の福祉団体や企業と連携し啓発事業を開催します。	3

(3)障がいを理由とする差別の解消

【市の事業】

事業名称		事業の内容	担当課
10	障害者差別解消法に基づく相談事業	障がい者を理由とする差別に関する相談に対応します。また、民間事業者等への啓発や市職員に対して研修を行います。	障害福祉企画課 精神保健福祉課
	事業目標	R12目標値	調整中
	①相談対応及び啓発	①実施	10
	②障害者差別解消法を知っている人の割合	②40%	

事業名称		事業の内容	担当課
11	静岡市障害者差別解消支援地域協議会	障がい福祉関係者や市内の民間事業者等で、障がい者を理由とする差別の事例を共有したり、合理的配慮の在り方に関する意見を交換したりする協議会を運営します。	障害福祉企画課
	事業目標	R12目標値	SDGs関連ゴール
適正な運営		適正な運営	10

(4)意思疎通・意思決定の支援

【法定サービス等】

事業名称	事業の内容		担当課
成年後見制度利用支援事業	知的障がい、精神障がい、認知症等により、お金や財産の管理や日常生活を行うことが難しい人が、支援者がいないことなどが理由で成年後見制度の利用ができない場合に、市長申立てを適切に行い、制度の利用につなげます。また、利用につながった後に、利用者に資産がない場合は、制度を利用するために必要な成年後見人への報酬の助成を行い、継続して利用できるよう支援します。		福祉総務課 障害福祉企画課 高齢者福祉課 精神保健福祉課
5	活動指標	R6	R7
①市長申立件数(認知)(市が独自に設定)	①56件	①56件	①56件
②市長申立件数(知的)(市が独自に設定)	②8件	②9件	②10件
③市長申立件数(精神)(市が独自に設定)	③8件	③9件	③10件
④報酬助成の実施(市が独自に設定)	④実施	④実施	④実施
目標達成のための計画期間中の取組			SDGs関連ゴール
・引き続き、研修等により職員の資質向上に努め、適切に市長申立てや報酬の助成を実施していきます。			3、10

事業名称	事業の内容		担当課
成年後見制度法人後見支援事業	法人後見業務を行う者と法人後見支援員としての活動を希望する市民後見人候補者とのマッチング等を行い、人材の確保を通じて法人後見を支援します。		福祉総務課 障害福祉企画課 精神保健福祉課
6	活動指標	R6	R7
①市民後見人養成研修の実施(市が独自に設定)	①第4期市民後見人養成研修(基礎編)の実施	①第4期市民後見人養成研修(実務編)の実施	①第5期市民後見人養成研修の実施は市民後見人候補者数等実績をもとに検討
②法人後見支援員となった市民後見人候補者の延べ人数(市が独自に設定)	②12人	②14人	②16人
目標達成のための計画期間中の取組			SDGs関連ゴール
・第4期市民後見人養成研修を実施します。 ・法人後見業務を行う者(市社会福祉協議会を想定)と市民後見人候補者とのマッチングを行います。			3、10

事業名称	事業の内容		担当課
手話通訳者設置事業	専任手話通訳者を市庁舎に配置し、市役所に訪れた聴覚、音声言語機能に障がいのある人がスムーズにコミュニケーションができるようにします。		障害福祉企画課 各区障害者支援課
7	活動指標	R6	R7
設置者数(市が独自に設定)	4人	4人	4人
目標達成のための計画期間中の取組			SDGs関連ゴール
・引き続き各区役所と静岡庁舎(障害福祉企画課)への配置を継続します。 ・手話通訳者の活動環境の向上や事業実施において関係機関と情報共有を継続し、適切な人員配置について検討していきます。			3

事業名称	事業の内容		担当課
8 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚、音声言語障がいのためにコミュニケーションをとることに支障がある人が、スムーズにコミュニケーションを取ることができるように、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、会議や説明会等の内容がわかるようにしたり、通院するときや買い物をするときなど、日常生活を支援したりします。		障害福祉企画課
活動指標	R6	R7	R8
申請に対する派遣の割合 (市が独自に設定)	100%	100%	100%
目標達成のための計画期間中の取組			SDGs関連ゴール
・今後も引き続き派遣依頼があったもの全てに派遣をしていきます。 ・手話通訳者及び要約筆記者の活動環境の向上や事業実施において関係機関と情報共有を継続していきます。			3

事業名称	事業の内容		担当課
9 専門性の高い意思疎通支援事業	専門性の高い技術を必要とする手話通訳者の養成、盲ろう者向け通訳兼介助者の養成、盲ろう者向け通訳兼介助者の派遣、失語症者向けの意思疎通支援者の養成を実施します。		障害福祉企画課
活動指標	R6	R7	R8
①手話通訳者養成・研修事業 (市が独自に設定)	①全7会場	①全7会場	①全7会場
②盲ろう者向け通訳兼介助者養成・研修事業 (市が独自に設定)	②各1会場	②各1会場	②各1会場
③盲ろう者向け通訳兼介助者派遣事業の申請に対する派遣の割合(市が独自に設定)	③90%	③90%	③90%
④失語症者向け意思疎通支援者養成・研修事業(市が独自に設定)	④各1会場	④各1会場	④各1会場
目標達成のための計画期間中の取組			SDGs関連ゴール
・今後も、障がいのある人のニーズへの対応が可能となるように、静岡県、浜松市と三者で情報共有しながら実施していきます。			3

【市の事業】

事業名称	事業の内容		担当課
市民後見人養成研修事業	本人にとって、より身近な立場で、本人の意思を尊重し寄り添う支援を行う市民による後見人を養成するための研修を行います。		福祉総務課
事業目標	R8目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
12 ①市民後見人養成研修の実施又は市民後見人候補者(研修修了者)の延べ人数	①市民後見人養成研修の実施は市民後見人候補者数等実績をもとに検討	・市民後見人養成研修を実施します。 ・市民後見人候補者への活動支援を行います。 ・市民後見人候補者と被後見人のマッチングのための受任調整会議を実施します。	3
②家庭裁判所から市民後見人として選任された延べ人数	②15人		

事業名称		事業の内容	担当課
13	日常生活自立支援事業		福祉総務課
	事業目標	RI2目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	利用待機者数	24人	SDGs関連ゴール 3

(5)虐待の防止

【法定サービス等】

事業名称		事業の内容		担当課
10	障害者虐待防止対策支援事業		障がいのある人への虐待を未然に防いだり、早期に発見したり、迅速に対応し、その後の適切な支援につないだりするために、地域の関係機関や、地域住民の方等の支援体制を強化したり、協力する体制を整備します。	障害福祉企画課 精神保健福祉課
	活動指標		R6	R7
	①虐待防止センター数（市が独自に設定）		①11箇所	①11箇所
	②虐待一時保護協定施設数（市が独自に設定）		②5箇所	②5箇所
	③法制度周知のための研修等の開催回数（市が独自に設定）		③2回	③2回
	目標達成のための計画期間中の取組		SDGs関連ゴール	
		・虐待の通報があった際に、迅速な対応がとれるよう、行政、虐待防止センター、虐待一時保護協定施設、その他関係機関等の連携体制を強化していくために、「自立支援協議会 権利擁護・虐待防止部会」にて支援体制について検討を行います。		3、16

大分野2 地域生活支援 ～支え合う・つなぐ～

- 成果目標のひとつとして、「入所施設から地域での生活に移行する人数」を設定していますが、前計画においては、目標値を達成できませんでした。生活を支えるサービス等の充実により、地域への移行を検討することができるようになることから、本市における課題に対応する重要な分野となっています。
- また、アンケート調査に回答した入所者のうち半数が、「地域で生活するために必要だと思うこと」として、「いつでもなんでも相談できる場所や人」と回答しています。相談支援体制の一層の周知等により、地域生活への不安を解消することに繋がります。
- 静岡市障害者自立支援協議会地域移行支援部会ワーキンググループにおける課題解決に向けた話し合いや、地域生活支援拠点が担う地域生活の体験の機会・場の確保等を通じ、地域での生活ができる方を見極めながら、課題解決に向けた取組を進めてまいります。
- また、8050問題等の複合化した課題の解決のために制度化された「重層的支援体制整備事業」を、本市においても令和6年度から本格的に開始します。他分野との連携も図りながら、地域における生活の支援に取り組めます。
- 相談支援をはじめ、障がい福祉分野における人材不足が大きな課題となっていることから、支援体制の維持や充実を図るためにも、人材の養成・確保や定着等に引き続き取り組んでまいります。併せて、65歳以上となった障がいのある人が介護保険サービスに移行する際、必要な支援等を受けることができなくなるといった声もいただいているため、適切な支援を実施することができるよう、市役所職員の対応力の向上も図ります。

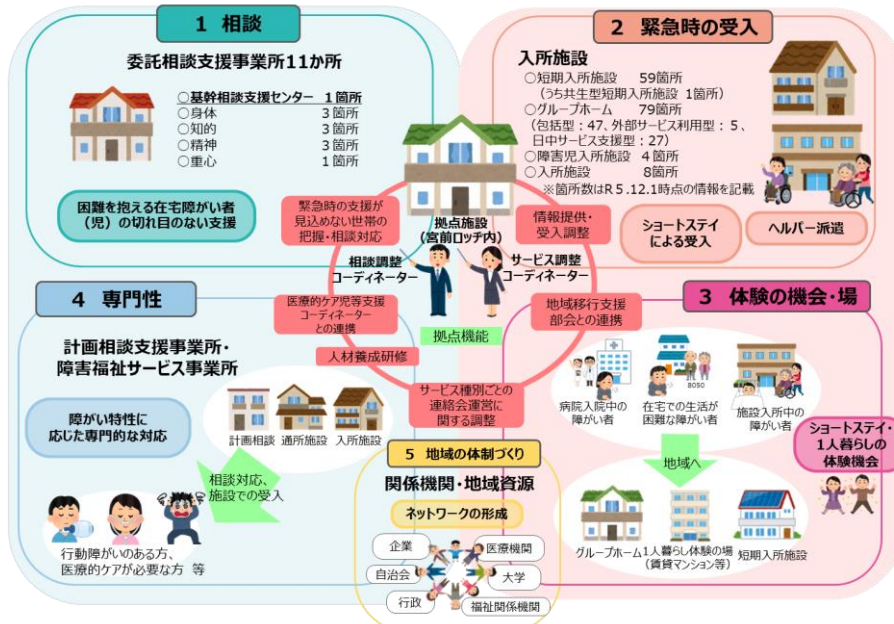
「地域生活支援」分野における施策の柱

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 地域移行を推進するための支援
- (3) 日常生活を支援するためのサービスの充実
- (4) 経済的な支援の充実
- (5) 人材の確保と資質の向上
- (6) 将来の生活を考えるための支援

【法定サービス等】

事業名称	事業の内容		担当課
地域生活支援拠点等の機能拡充	障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、様々な支援を切れ目なく提供するため、5つの機能（相談、緊急時の受入、体験の機会・場、専門性、地域の体制づくり）を持つネットワークを構築します。		障害福祉企画課
活動指標	R6	R7	R8
①設置箇所数	①1箇所	①1箇所	①1箇所
②コーディネーターの配置人数	②2人	②2人	②2人
③機能の充実にに向けた検証及び検討の実施回数	③2回	③2回	③2回
目標達成のための計画期間中の取組			SDGs関連ゴール
- 各サービス事業所連絡会同士の連携強化により、緊急時の受入体制及び体験機会の確保に取り組みます。 - 引き続き、強度行動障がい支援者や移動支援に従事するヘルパー等、専門的な支援を行うことができる人材の育成を行います。			3

地域生活支援ネットワーク『まいむ・まいむ』完成イメージ図



地域生活支援拠点の「面的整備」について

拠点の機能を「相談」「緊急時の受入」「体験の機会・場」「専門性」「地域の体制づくり」の5つとし、拠点を中心に委託相談及び特定相談事業所、発達障がいや就労支援等に関する専門相談機関、各種障害福祉サービス事業所をネットワークで結び、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制づくりを進めます。

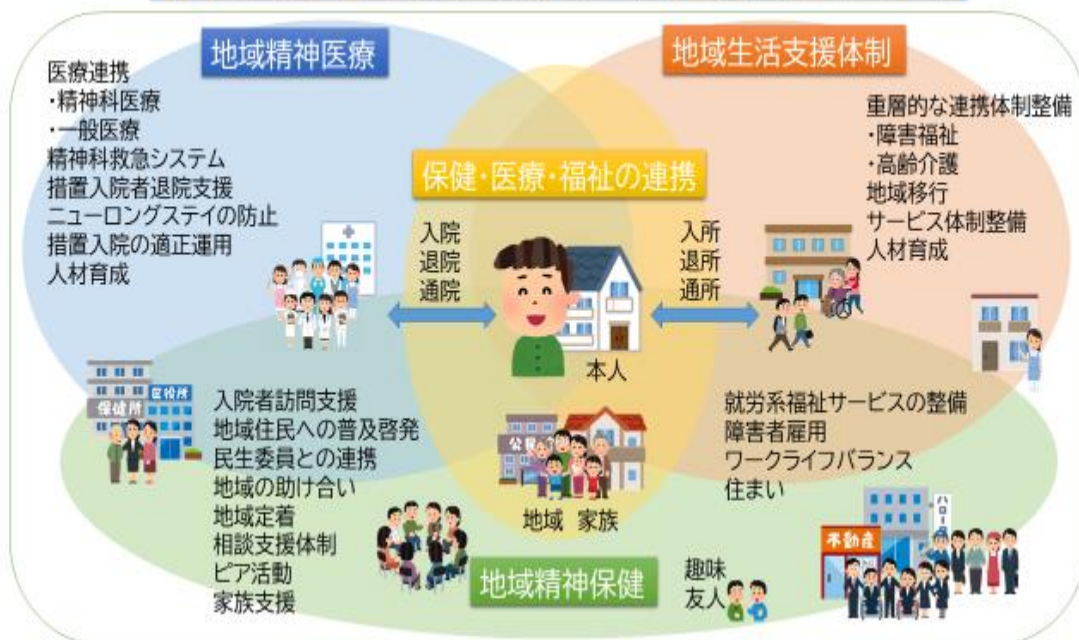
- | | |
|-------------------|--|
| 1.相談 | 各相談支援事業所を中心に、他分野とも連携しながら、地域における相談支援体制の整備・強化を行います。 |
| 2.緊急時の受入 | 「緊急時の対応・受入」により、障がいのある方が地域で安心して生活できる環境を整えます。 |
| 3.体験の機会・場 | 本人が望む環境で暮らせる地域づくりのため、各事業所、関係機関の情報収集・提供、人材養成などを行います。 |
| 4.専門性 | 行動障がい有する方や、医療的ケアが必要な方、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行います。 |
| 5.地域の体制づくり | 地域の多様なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行います。 |

事業名称	事業の内容			担当課
	活動指標			
精神障がいにも対応した 地域包括ケアシステムの構築事業	精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療及び福祉関係者等による包括的な支援体制の構築を図ります。			精神保健福祉課
	R6	R7	R8	
①保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	①2回	①2回	①2回	
②保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	②	②	②	
保健	0名	0名	0名	
医療（精神科）	3名	3名	3名	
医療（精神科以外）	1名	1名	1名	
福祉	6名	6名	6名	
介護	1名	1名	1名	
当事者	1名	1名	1名	
家族	0名	0名	0名	
法律家	1名	1名	1名	
教育機関	1名	1名	1名	
行政機関	2名	2名	2名	
③保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	③2回	③2回	③2回	
目標達成のための計画期間中の取組				SDGs関連ゴール
・地域移行支援部会において、地域移行の推進に係る課題や手法など官民協働で協議を行い、医療と福祉、行政が連携した地域移行支援体制の構築に取り組んでいきます。				3

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの整備

成果目標	対策	対象	協議の場
精神病床から退院後 1年以内の地域における 平均生活日数 332 日以上 精神科病床における 1 年以上長期入院者 数の減少 65 歳未満:186 人 65 歳以上:234 人 精神病床の退院率 3 か月後 79.3% 6 ヶ月後 86.0% 1年後 92.0%	1.地域精神保健	・ 地域住民、民生委員等 ・ 医療従事者、福祉、介護支援者 等	・ 精神保健福祉審議会 ・ 精神障害者地域連携協議会（代表者会議・実務者会議）
	(1)地域住民への普及啓発		
	(2)各専門職の人材育成		
	(3)アウトリーチ支援		
	2.地域精神医療	・ 中重度精神障害者 ・ 治療中断者、未治療者、身体合併症者 ・ 精神科病院、精神科診療所、警察署、検察、行政機関 ・ ピアサポーター	
	(1)精神科救急システムの体制整備		
	(2)措置入院の適正な運用		
	(3)措置入院者の退院後支援		
	(4)多様な精神疾患への対応		
	(5)入院者訪問支援		
	3 保健・医療・福祉の連携	・ 精神保健医療、一般医療、障害福祉、介護等の関係者	・ 障害者自立支援協議会 ・ 地域移行支援部会 ・ ワーキンググループ
	(1)各関係者による重層的連携		
	4.地域生活支援体制	・ 長期入院者 ・ 治療中断者、未治療者（ひきこもり含）、身体合併症者 ・ 精神科医療、身体科医療、障害福祉、介護等の関係者 ・ ピアサポーター、家族	
	(1)ワンストップ相談・つなぎ支援		
	(2)資源の見える化		
	(3)住まいの必要量とその確保		
	(4)ニューロングステイの防止		
	(5)当事者や家族のかかわり		

【静岡県】障がい者が安心して暮らし続けることが出来る地域共生社会への取組



13	事業名称	事業の内容		担当課
	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用による市職員の人材育成	静岡県が実施する研修に、市職員が参加することで、専門知識を持つ市職員を増やしていきます。		障害者支援推進課 障害福祉企画課 他
	活動指標	R6	R7	R8
	①相談支援従事者初任者研修の市職員参加人数	①1名	①1名	①1名
	②障害支援区分認定調査員研修の市職員参加人数	②9名	②9名	②9名
目標達成のための計画期間中の取組				SDGs関連ゴール
・障害支援区分認定調査員研修に加え、相談支援従事者初任者研修についても、毎年1人以上の市職員の参加を目指します。 ・障害支援区分認定調査員研修、相談支援従事者初任者研修以外の研修にも積極的に参加する環境を構築していきます。				3

事業名称		事業の内容		担当課
14	障害福祉サービス事業所等 指導監査等実施事業	指定障害福祉サービス事業所等の適切な運営の実現を図るため、指導監査を行い、その結果について、静岡県や浜松市と共有するための連絡会を開催します。 また、審査支払事務の効率的・効果的な実施に向け、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析内容や審査支払事務における課題等について事業所や関係自治体等と共有します。		障害者支援推進課
	活動指標	R6	R7	R8
	①県・2政令市による情報共有実施回数／年	①2回	①2回	①2回
	②県・2政令市による障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有回数／年	②2回	②2回	②2回
目標達成のための計画期間中の取組				SDGs関連ゴール
・連絡会では、これまで行ってきた情報交換に加え、それぞれの指導監査結果についても情報共有を行うために、必要な連絡・調整を行っていきます。 ・事業所向け集団指導では、審査支払事務における課題を共有し、効率的・効果的な実施に向けて取り組んでいきます。				3

【市の事業】

14	事業名称		事業の内容		担当課
	重層的支援体制整備事業		複雑化・複合化した課題を有する支援対象者（家庭）を包括的に支援するために、①包括的相談支援事業、②参加支援事業、③地域づくり事業、④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、⑤多機関協働事業を実施します。		福祉総務課 障害福祉企画課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組		SDGs関連ゴール
	全市域的な事業実施	実施	①包括的相談支援事業、②参加支援事業、③地域づくり事業、④アウトリーチ等を通じた継続的支援事業、⑤多機関協働のうち、④、⑤は一部地域でのみ実施中のため、全市域的に実施範囲を広げる。		3

(1)相談支援体制の充実

【法定サービス等】

事業名称		事業の内容		担当課
障害者相談支援事業		障がいのある人が、障がいの種類にかかわらず、持っている能力や適性にあわせて、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、障がいのある人やその関係者からの相談に応じて必要な情報を提供したり、助言をしたりして支援を行います。また、関係機関との連絡調整や、地域連携システム（ネットワーク）を構築するための会議を開催します。		障害福祉企画課
15	活動指標	R6	R7	R8
	①基幹相談支援センターの設置有無	①設置	①設置	①設置
	②地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	②140件	②150件	②160件
	③地域の相談支援事業者の人材育成のために行う支援件数	③30件	③32件	③34件
	④地域の相談支援機関との連携強化の取組実施回数	④65回	④69回	④69回
	⑤個別事例の支援内容の検証の実施回数	⑤3回	⑤3回	⑤3回
	⑥主任相談支援専門員の配置数	⑥1名	⑥1名	⑥1名
	⑦自立支援協議会における事例検討実施回数	⑦15回	⑦15回	⑦15回
	⑧自立支援協議会への参加者数	⑧32名	⑧32名	⑧32名
	⑨専門部会の設置数	⑨6	⑨6	⑨6
	⑩専門部会の実施回数	⑩12回	⑩12回	⑩12回
目標達成のための計画期間中の取組				SDGs関連ゴール
・現在の相談支援業務内容を精査し、仕様書の見直しについて検討します。 ・複合的な課題を有した世帯を包括的に支援すべく、障がい福祉分野以外の機関との連携強化について検討していきます。また、重層的支援体制整備事業の円滑な運用にも取り組みます。 ・基幹相談支援センターにおいて、再犯防止相談支援事業（市の事業26）等と連携し、地域への移行・定着の促進に引き続き取り組みます。 区事務局会議（行政区障害者相談支援連絡調整会議）における個別事例の支援内容の検証回数を、基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所とともに記録し、地域のサービス基盤の開発・改善につなげていきます。				3

事業名称		事業の内容		担当課
計画相談支援		障害福祉サービスや地域相談支援を利用する全ての障がいのある人を対象に、サービスを利用するときに必要な「サービス等利用計画」を策定したり、サービス等の利用状況を検証したり、計画の見直しや、サービス事業所等との連絡や調整を行います。		障害者支援推進課 障害福祉企画課
16	活動指標	R6	R7	R8
	①利用者数	①5,673人	①5,954人	①6,235人
	②事業所数（市が独自に設定）	②50箇所	②53箇所	②56箇所
目標達成のための計画期間中の取組				SDGs関連ゴール
・障害者自立支援協議会の相談支援部会を中心に、既存の相談支援専門員の負担軽減や減少阻止対応策について検討し、質の向上を図ります。 ・利用者ニーズに対応したサービス提供に向け、事業者の新規開設や適切な運営に関する相談に丁寧に対応するなど事業者支援を継続していきます。				3

事業名称	事業の内容		担当課
障害児相談支援	サービスを利用する児童の心と身体状況や、その他の事情を踏まえて、利用する障害児通所支援の種類や内容等を記載した「障害児支援利用計画」の作成や、サービス事業所等との連絡調整を行います。また、モニタリング期間ごとに「障害児支援利用計画」の評価を行います。		障害者支援推進課 障害福祉企画課
17	活動指標	R6	R8
①利用者数	①3,975人	①4,433人	①4,891人
②事業所数(市が独自に設定)	②40箇所	②42箇所	②44箇所
目標達成のための計画期間中の取組			SDGs関連ゴール
・障害者自立支援協議会の相談支援部会を中心に、既存の相談支援専門員の負担軽減や減少阻止対応策について検討し、質の向上を図ります。 ・利用者ニーズに対応したサービス提供に向け、事業者の新規開設や適切な運営に関する相談に丁寧に対応するなど事業者支援を継続していきます。			3

事業名称	事業の内容		担当課
発達障害者支援地域協議会の運営	発達障がいのある障がい児者へのライフステージに応じた一貫した支援体制を整備するため、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者が連携の緊密化を図り、体制の整備について協議を行います。また、発達障害者支援センターの活動状況について検証を行います。		障害福祉企画課
18	活動指標	R6	R8
①開催回数	①2回	①2回	①2回
目標達成のための計画期間中の取組			SDGs関連ゴール
・静岡県発達障害者支援センターの活動状況について、検証します。 ・静岡市の発達障がいに関する施策や支援体制の整備について、協議します。			3

事業名称	事業の内容		担当課
発達障害者支援センターの運営	発達障がいのある障がい児者やその家族からの相談に応じて、指導や助言を行ったり、関係機関と連携して支援を行ったりする「発達障害者支援センター」を運営します。また、発達障がいへの理解促進や関係機関へのコンサルテーション(助言)を行うことで、地域の支援力の向上や緊密な連携による支援体制の構築を目指します。		障害福祉企画課
19	活動指標	R6	R8
①相談件数	①2919件	①2919件	①2919件
②助言件数	②245件	②245件	②245件
③研修、啓発件数	③0件	③0件	③0件
④ペアレントトレーニング等の受講者数	④86名	④86名	④86名
⑤ペアレントトレーニング等の実施者数	⑤236名	⑤236名	⑤236名
⑥ペアレントメンターの人数	⑥96名	⑥99名	⑥102名
⑦ピアサポートの活動への参加人数	⑦58名	⑦58名	⑦58名
目標達成のための計画期間中の取組			SDGs関連ゴール
・発達障がいのある人に対する総合的な支援を行う拠点として、子どもから成人までライフステージにあわせて、関係機関との連携を強化していきます。 ・静岡県発達障害者支援地域協議会と連携し、発達障害者支援センターの事業等について検証していきます。			3

【市の事業】

事業名称		事業の内容	担当課
15	民生委員・児童委員及び主任児童委員による地域福祉活動	見守りが必要な方への訪問活動、相談支援などを行います。	福祉総務課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	相談・支援件数 (障がいのある人に関すること)	1,100件	訪問による見守りや相談内容に応じて、必要な支援が受けられるよう関係機関につなげます。

事業名称		事業の内容	担当課
16	うつ病・ストレス対策事業	精神障がいへの対応や自殺予防等を進めるため、メンタルヘルス全般に関する電話相談を実施します。	こころの健康センター
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	平日週5日実施	平日週5日実施(13時～16時)	相談員全員が集まる定例会を計画的に開催し、困難ケースの適切な対応方法等について共有するとともに相談員の資質向上を図ります。

事業名称		事業の内容	担当課
17	障害者相談員設置事業(身体・知的)	身体・知的障がいのある人やその家族が身近な地域で気軽に相談できるように、障がい当事者等が相談員として相談事業を行うほか、関係機関の事業への協力や、障がいへの理解促進のための活動をします。	障害福祉企画課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	相談対応率(関係機関への紹介を含む)	100%	障害者相談員研修会の内容を充実させます。

事業名称		事業の内容	担当課
18	精神障害者家族等相談員相談事業	精神障がい者とその家族からの相談に対して、同じ当事者家族という立場で相談を行います。	精神保健福祉課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	家族会の家族相談員による相談事業の実施	200件	当事者団体に対し補助金を交付し、家族会による相談の活動を支援します。

事業名称		事業の内容	担当課
19	精神保健福祉相談事業	保健所や区役所にて、精神開始による相談事業を行います。	精神保健福祉課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	精神科医師による定例相談の実施	各区にて毎月1回実施	①「精神保健福祉のしおり」等により、事業周知するほか、電話相談時に窓口の案内を行います。 ②精神保健福祉に関することについて、受診勧奨及び家族問題の調整等を行い、当事者やその家族の医療相談窓口として機能します。

事業名称		事業の内容	担当課
20	難病患者地域支援対策事業	在宅の難病患者及びその家族の療養生活の支援を行うため、保健師等が自宅を訪問し、日常生活についての相談や情報提供を行います。また、その支援について意思、事業者等で構成する評価委員会において検討します。	保健所総務課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	難病患者在宅療養支援計画策定・評価事業の開催回数	3回	対象者の支援について専門分野の意見や課題等の提案を受け、個別の支援計画の策定、評価を行います。

事業名称		事業の内容	担当課
依存症対策事業		依存症相談拠点として、依存症当事者やその家族を対象に相談支援及び普及啓発等を実施することにより早期に適切な治療や支援につなげます。また、地域の支援者を対象に人材育成、技術援助を実施し、相談対応力等の向上を図ります。また、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関を設置し、関係機関との連携を推進します。	こころの健康センター 精神保健福祉課
事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
①依存症関連問題研修会の開催回数	①1回	①支援者を対象とし、依存症に関する人材育成及び地域の依存症支援体制の強化を図ります。	3
②依存症関連問題等スキルアップセミナーの開催回数	②1回	②支援者を対象とし、依存症についての理解を深めるとともに、依存症当事者及び家族への相談対応力の向上を図ります。	
③家族のための依存症教室の開催回数	③全6回	③依存症問題を抱える家族を対象とし、依存症に関する知識や当事者への対応方法を学ぶ機会を提供するとともに、家族同士が思いを分かち合う場を通して、心身の健康を取り戻せるよう支援します。	
④ギャンブル依存回復プログラムにおける集団療法実施回数	④年24回	④ギャンブル問題を抱えた当事者を対象とし、認知行動療法に基づく個別面談及び集団療法を通して、ギャンブルのない生活を継続できるように支援します。	
⑤かかりつけ医等依存症対応力向上研修会の開催回数	⑤1回	⑤医師・専門職員を対象とし、依存症の基礎知識及び患者とのコミュニケーションの在り方を習得する機会を提供するとともに、精神科と身体科の連携強化を図ります。	
⑥依存症専門相談の実施	⑥月・木・金の午前中実施	⑥アルコール、薬物、ギャンブル等の依存問題を抱える当事者、家族、支援者を対象とし、専門職員による依存症専門相談を実施し、助言や情報提供を行います。	
⑦依存症専門医療機関及び依存症治療拠点の設置箇所数	⑦2箇所	⑦依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関を設置し、静岡県と連携して人材育成や普及啓発を行うとともに、関係機関との連携を推進します。	

(2)地域移行を推進するための支援

【法定サービス等】

事業名称		事業の内容		担当課
施設入所支援		介護が必要な人や、施設への通所が困難な人で、生活介護や自立訓練、就労移行支援のサービスを利用している人に対し、居住の場を提供し、夜間における日常生活上の支援を行います。		障害者支援推進課 障害福祉企画課
活動指標		R6	R7	R8
①利用者数		①527人	①520人	①513人
②事業所数(市が独自に設定)		②8箇所	②8箇所	②8箇所
③定員数(市が独自に設定)		③501人	③501人	③501人
目標達成のための計画期間中の取組				SDGs関連ゴール
・グループホームなどの入所施設以外の選択肢の活用を検討するなどして、特に重度の障がいのある方など、本当にサービスが必要な方が待機することなく施設に入所することが出来るような体制を整備していきます。 ・施設入所者の地域移行を進めていくための取り組みについて、「静岡市障害者自立支援協議会」内の「地域移行支援部会」において、検討していきます。				3

事業名称		事業の内容		担当課
地域移行支援		障害者支援施設や児童福祉施設の入所者や、精神科病院に入院している人等を対象として、住まいを確保することや、地域での生活に移行するための相談などを行います。		障害者支援推進課 障害福祉企画課 精神保健福祉課
活動指標		R6	R7	R8
21	①利用者数	①1名	①1名	①1名
	②うち精神障がい者の数	②1名	②1名	②1名
	③事業所数(市が独自に設定)	③8箇所	③8箇所	③8箇所
目標達成のための計画期間中の取組				SDGs関連ゴール
・適正なサービス提供ができるよう、引き続きサービス利用の実態把握に努めていくとともに、「静岡市障害者自立支援協議会」内の「地域移行支援部会」において、必要な取組を検討していきます。 ・再犯防止相談支援事業(市の事業26)等と連携し、犯罪や非行をした人で、障害福祉サービスによる支援が必要な人の地域生活を支援していく体制を構築していきます。 ・利用者ニーズに対応したサービス提供に向け、事業者の新規開設や適切な運営に関する相談に丁寧に対応するなど事業者支援を継続していきます。				3

事業名称		事業の内容		担当課
地域定着支援		居宅において単身で生活している障がいのある人や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がいのある人を対象として、常時の連絡体制を確保することで、障がいの特性が原因して生じる緊急の事態等に対する相談や支援を行います。		障害者支援推進課 障害福祉企画課 精神保健福祉課
活動指標		R6	R7	R8
22	①利用者数	①5名	①5名	①5名
	②うち精神障がい者の数	②1名	②1名	②1名
	③事業所数(市が独自に設定)	③8箇所	③8箇所	③8箇所
目標達成のための計画期間中の取組				SDGs関連ゴール
・適正なサービス提供ができるよう、引き続きサービス利用の実態把握に努めるとともに、「静岡市障害者自立支援協議会」内の「地域移行支援部会」において、必要な取組を検討していきます。 ・再犯防止相談支援事業(市の事業26)等と連携し、犯罪や非行をした人で、障害福祉サービスによる支援が必要な人の地域生活を支援していく体制を構築していきます。 ・利用者ニーズに対応したサービス提供に向け、事業者の新規開設や適切な運営に関する相談に丁寧に対応するなど事業者支援を継続していきます。				3

事業名称		事業の内容		担当課
自立生活援助		入所施設やグループホームから出て、一人暮らしをする障がいのある人等に対し、居宅を訪問して生活状況などの確認と必要な助言や調整を行います。		障害者支援推進課
活動指標		R6	R7	R8
23	①利用者数	①2名	①2名	①2名
	②うち精神障がい者の数	②1名	②1名	②1名
	③事業所数(市が独自に設定)	③1箇所	③1箇所	③1箇所
目標達成のための計画期間中の取組				SDGs関連ゴール
・利用者ニーズに対応したサービス提供に向け、事業者の新規開設や適切な運営に関する相談に丁寧に対応するなど事業者支援を継続していきます。				3、11

【市の事業】

事業名称		事業の内容	担当課
22	退院後支援事業	措置入院患者等の退院後の地域生活を支援します。	精神保健福祉課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	①地域連携協議会の開催	①1回開催	SDGs関連ゴール 3
	②退院後支援計画の作成	②100%	
		医療機関等と連携し、措置入院者の退院後支援を行うとともに、精神障がい者を地域で支えるための体制整備について、警察・地域の関係機関等と継続的に協議を行います。	

事業名称		事業の内容	担当課
23	精神障がい者地域移行支援事業	①精神障がいのある人の地域での生活を支援するため、部会（協議の場）を開催します。 ②部会で抽出された課題解決に向けて活動します。	精神保健福祉課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	①地域移行支援部会の開催	①2回	SDGs関連ゴール 3
	②地域移行支援部会ワーキンググループの開催	②12回	
		地域移行の推進に係る課題や手法など官民共同で協議を行い、医療と福祉、行政が連携した地域移行体制の構築に取り組んでいきます。	

事業名称		事業の内容	担当課
24	入院者訪問支援事業	医療保護入院者等の権利擁護の確保のために、精神科病院に支援員が訪問し、生活に関する一般的な相談に応じ、本人の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに必要な情報提供を行います。	精神保健福祉課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	①推進会議の開催	①1回	SDGs関連ゴール 3
	②実務者会議の開催	②1回	
		当該医療機関への事業周知及び対象者への事業説明を行うことで、必要な方への訪問支援員を派遣します。	

事業名称		事業の内容	担当課
25	難病患者等介護家族リフレッシュ事業	医療的ケアの必要な難病患者等を常時介護する家族の負担を軽減するため、医療的ケアを行う訪問看護師を派遣します。	保健所総務課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	委託事業者数	2事業者	SDGs関連ゴール 3
		令和5年度事業縮小に伴い、委託事業者数が減少しましたが、利用者の希望するサービスが提供できるよう、委託事業所数の維持確保のための周知を行います。	

事業名称		事業の内容	担当課
26	再犯防止相談支援事業	犯罪や非行をした者等の社会復帰のため、支援を必要としている人が必要な福祉サービス等につながるよう再犯防止関連施策を総合的に推進します。	福祉総務課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	実施	実施	SDGs関連ゴール 3
		犯罪をした者等の立直りを支援するため、満期出所者、起訴猶予者等を対象に行政の窓口等への同行支援、伴走型支援等を実施します。また、再犯防止に対する市民の理解を深めるため、再犯防止に関する支援者養成講座を静岡シチズンカレッジこ・こにの講座として開催する他、職員に対して研修等を行います。	

(3)日常生活を支援するためのサービスの充実

【法定サービス等】

24	事業名称	事業の内容		担当課
	居宅介護	居宅において入浴・排泄等の介護、掃除・洗濯等の家事、その他生活全般にわたる援助を行います。		障害者支援推進課
	活動指標	R6	R7	R8
	①利用者数	①1,098人	①1,123人	①1,148人
	②累計利用時間数／月	②16,135時間	②15,681時間	②15,227時間
目標達成のための計画期間中の取組				SDGs関連ゴール
・利用者ニーズに対応したサービス提供に向け、事業者の新規開設や適切な運営に関する相談に丁寧に対応するなど事業者支援を継続していきます。				3

25	事業名称	事業の内容		担当課
	重度訪問介護	重度の障がいのある人で、常時の介護を要する人について、居宅にて入浴・排泄等の介護や、掃除・洗濯等の家事、その他生活全般にわたる援助や移動中の介護を総合的に行います。		障害者支援推進課
	活動指標	R6	R7	R8
	①利用者数	①68人	①70人	①72人
	②累計利用時間数／月	②17,201時間	②17,980時間	②18,759時間
目標達成のための計画期間中の取組				SDGs関連ゴール
・利用者ニーズに対応したサービス提供に向け、事業者の新規開設や適切な運営に関する相談に丁寧に対応するなど事業者支援を継続していきます。				3

26	事業名称	事業の内容		担当課
	生活介護	常に介護が必要な人に対し、施設において入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動や生産活動の機会を提供します。		障害者支援推進課 障害福祉企画課
	活動指標	R6	R7	R8
	①利用者数	①1,802人	①1,891人	①1,980人
	②うち重度障害者支援加算Ⅰ	②204人	②214人	②224人
	③うち重度障害者支援加算Ⅱ	③290人	③305人	③319人
	④累計利用時間数／月	④31,245時間	④31,623時間	④32,001時間
	⑤事業所数（市が独自に設定）	⑤70箇所	⑤72箇所	⑤74箇所
目標達成のための計画期間中の取組				SDGs関連ゴール
・利用者ニーズに対応したサービス提供に向け、事業者の新規開設や適切な運営に関する相談に丁寧に対応するなど事業者支援を継続していきます。				3

27	事業名称	事業の内容		担当課
	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における身体機能の向上のため、リハビリテーションなどの必要な訓練を行います。		障害者支援推進課 障害福祉企画課
	活動指標	R6	R7	R8
	①利用者数	①48人	①55人	①62人
	②累計利用時間数／月	②541時間	②625時間	②709時間
	③事業所数（市が独自に設定）	③2箇所	③2箇所	③2箇所
目標達成のための計画期間中の取組				SDGs関連ゴール
公設施設である「静岡市中心身障害者ケアセンター」において、指定管理者と連携しながら、利用率やサービス内容の向上に向けた取組を進めていきます。 ・利用者ニーズに対応したサービス提供に向け、事業者の新規開設や適切な運営に関する相談に丁寧に対応するなど事業者支援を継続していきます。				3

28	事業名称	事業の内容		担当課
	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における生活能力の向上のために、入浴、排せつ、食事等の必要な訓練を行う。		障害者支援推進課 障害福祉企画課
	活動指標	R6	R7	R8
	①利用者数	①72人	①83人	①94人
	②うち精神障がい者の数	②36人	②41人	②47人
	③累計利用時間数／月	③931時間	③1,096時間	③1,261時間
29	④事業所数（市が独自に設定）	④3箇所	④3箇所	④3箇所
	目標達成のための計画期間中の取組			SDGs関連ゴール
	・公施設である「静岡市心身障害者ケアセンター」において、指定管理者と連携しながら、利用率やサービス内容の向上に向けた取組を進めていきます。 ・サービス提供料の確保に向け、社会福祉施設等整備事業費補助金の活用等により積極的な整備促進を目指します。 ・利用者ニーズに対応したサービス提供に向け、事業者の新規開設や適切な運営に関する相談に丁寧に対応するなど事業者支援を継続していきます。			3

29	事業名称	事業の内容		担当課
	短期入所（福祉型）	普段は自宅等で生活している人が、介護を行う人の疾病等の理由により短期間の施設への入所を必要とするときに、障害者支援施設等で、必要な介護等の支援を行います。		障害者支援推進課 障害福祉企画課
	活動指標	R6	R7	R8
	①利用者数	①274人	①293人	①312人
	②うち重度障害者支援加算	②24人	②26人	②28人
	③累計利用時間数／月	③1,335時間	③1,384時間	③1,433時間
30	④事業所数（市が独自に設定）	④60箇所	④71箇所	④82箇所
	目標達成のための計画期間中の取組			SDGs関連ゴール
	・障がい児の受入れを可能とする事業所が少ないため、障がい児に対応できる体制整備を進めていきます。 ・地域生活支援ネットワーク事業（まいむ・まいむ）の機能を強化することで、緊急時でも短期入所が利用しやすい体制を構築していきます。 ・短期入所事業所連絡会等を活用し、平時からの短期入所事業所利用促進について検討します。 ・利用者ニーズに対応したサービス提供に向け、事業者の新規開設や適切な運営に関する相談に丁寧に対応するなど事業者支援を継続していきます。			3

30	事業名称	事業の内容		担当課
	短期入所（医療型）	普段は自宅等で生活している人が、介護を行う人の疾病等の理由により短期間の施設への入所を必要とするときに、障害者支援施設（医療法に規定する病院）等で、必要な介護等の支援を行います。		障害者支援推進課 障害福祉企画課
	活動指標	R6	R7	R8
	①利用者数	①31人	①27人	①23人
	②うち重度障害者支援加算	②15人	②13人	②11人
	③累計利用時間数／月	③131時間	③118時間	③105時間
31	目標達成のための計画期間中の取組			SDGs関連ゴール
	・必要な人に支援がいきわたるよう、ニーズの把握に努めていきます。 ・地域生活支援ネットワーク事業（まいむ・まいむ）の機能を強化し、医療的ケア児等コーディネーターと連携することで、緊急時でも短期入所が利用しやすい体制を構築していきます。 ・利用者ニーズに対応したサービス提供に向け、事業者の新規開設や適切な運営に関する相談に丁寧に対応するなど事業者支援を継続していきます。			3

事業名称		事業の内容		担当課
31	訪問入浴サービス	身体に障がいのある人で、家庭の入浴設備では入浴が困難な人に、入浴支援を行います。		障害福祉企画課
	活動指標	R6	R7	R8
	登録利用者数(市が独自に設定)	66人	67人	68人
	目標達成のための計画期間中の取組 ・今後も、障がいのある人のニーズへの対応が可能となるように、事業を実施していきます。			SDGs関連ゴール 3

事業名称		事業の内容		担当課
32	障害支援区分認定等事務	障がいのさまざまな特性やその他の心や身体の状態に応じてその人に必要な支援の度合いを示す「障害支援区分」の認定に係る審査や判定を行います。また、適切に審査や判定が行われるよう、審査会委員に対する研修を行います。		障害者支援推進課 各区障害者支援課
	活動指標	R6	R7	R8
	①対象者数	①1,664人	①1,517人	①1,092人
	②開催回数	②56回	②48回	②36回
目標達成のための計画期間中の取組 ・厚生労働省や県が主催する調査員研修の受講に積極的に取り組み、調査員による適正な調査や資料の作成ができる体制づくりを進めていきます。 ・審査会委員については、県主催の審査会委員研修への参加を促し、審議内容の均一性を図ります。				SDGs関連ゴール 3

事業名称		事業の内容		担当課
33	視覚障がい者(児)の理解促進に関する普及啓発、相談・支援事業	視覚障がいへの理解や支援が深まるように、支援者向けの研修会を開催したり、当事者や家族等に対し関係機関と連携した適切な支援を行うことによって視覚障がい者(児)の自立や社会参加に繋がります。		地域リハビリテーション推進センター 障害福祉企画課
	活動指標	R6	R7	R8
	①支援者向け研修開催(市が独自に設定)	①1回	①1回	①1回
	②視覚障がいリハビリテーション事業満足度(市が独自に設定)	②80%	②80%	②80%
目標達成のための計画期間中の取組 ・研修会を開催し視覚障がいの理解に対する普及・啓発に努め、地域における支援者を育成する。 ・個別支援の実施や関係機関と連携しながら適切な支援に繋げる。				SDGs関連ゴール 3、10

【市の事業】

事業名称		事業の内容		担当課
27	ライフサポート事業	既存の通所施設等を活用し、宿泊または日帰りショートステイを実施した事業所に対し補助金を交付します。		障害者支援推進課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	補助金交付事業所数	5事業所維持	当該事業の概要を引き続きホームページへ公開し、市民や事業者等に幅広く周知を行います。	3

事業名称		事業の内容		担当課
28	補装具の適切かつ継続的な使用に向けた支援	補装具判定機能の充実と、補装具完成時の画像確認による補装具支給後の実態把握を行い、補装具の適切かつ継続的な使用を行うことができるように、支援体制の充実を図ります。		地域リハビリテーション推進センター
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	完成補装具の画像による確認の実施	実施	補装具事業者や医療機関向けに周知を徹底するために、補装具支給ガイドの作成や配布、補装具相談会等を実施していきます。	3

29	事業名称		事業の内容	担当課
	ふれあい収集の実施		障がいのある人等の日常生活における負担を軽減するため、戸別に屋内から不燃・粗大ごみの運び出し及び収集を行います。	収集業務課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	ふれあい収集の実施件数（障がいのある人以外の高齢者を含む）	1,100件	出前講座や廃棄物減量等推進員勉強会などで、ふれあい収集制度の周知を行います。	—

30	事業名称		事業の内容	担当課
	ヘルプマーク・ヘルプカード普及啓発事業		障がいのある人などで、周囲からの配慮を必要としている人が身につける「ヘルプマーク」や、災害時や日常生活の中で困ったときのために必要な情報を記載しておく「ヘルプカード」の配布・普及啓発を行います。	障害福祉企画課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	①ヘルプマークを知っている人の割合（障がいのある人）	①60%	各区役所障害者支援課窓口等で、ヘルプマーク・ヘルプカードの配布を行います。ホームページ等を活用し、ヘルプマーク・ヘルプカードの周知を行います。	3、11
	②ヘルプマークを知っている人の割合（障がいのない人）	②60%		

(4)経済的な支援の充実

【法定サービス等】

34	事業名称		事業の内容		担当課
	日常生活用具助成事業		障がいのある人が円滑な日常生活を営めるように、障がいの種類や程度に応じた日常生活を支援する用具の購入費を助成します。		障害者支援推進課
	活動指標		R6	R7	R8
	利用件数（市が独自に設定）		9,113件	9,113件	9,113件
	目標達成のための計画期間中の取組				SDGs関連ゴール
	申請のあった用具について、適正な助成を実施します。				3

【市の事業】

31	事業名称		事業の内容	担当課
	各種手当の給付		精神又は身体に重度の障がいのある人に、手当（障害児福祉手当、特別障害者手当、特別児童扶養手当、重度心身障害児扶養手当）を支給することにより、生活の向上と福祉の推進を図ります。	障害者支援推進課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	実施	実施	手当の適正な給付を行います。	3

事業名称		事業の内容	担当課
32	心身障害者扶養共済制度		障害者支援推進課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	実施	実施	加入者増加に向けた効果的な周知のほか、扶養共済年金事務を遺漏なく、確実に実施し、適正な給付も行います。

事業名称		事業の内容	担当課
33	補装具費助成事業		障害者支援推進課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	適正な補装具費の助成を実施	実施	補装具費支払事務を遺漏なく、確実に執行し、適正な補装具費助成を実施します。

事業名称		事業の内容	担当課
34	軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業		障害者支援推進課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	実施	22件	効果的に制度の周知を行います。

事業名称		事業の内容	担当課
35	重度障害者紙おむつ支給事業		障害者支援推進課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	実施	実施	①助成対象者から交付申請があった場合に速やかに紙おむつ券を交付します。 ②利用者が使用した紙おむつ券に係る扶助費を遅滞なく支払います。

(5)人材の確保と資質の向上

【法定サービス等】

事業名称		事業の内容		担当課
35	発達障害者家族支援体制整備事業	発達障がい児者への相談や助言を家族等の立場で行う「ペアレントメンター」等の養成や、学校や事業所を訪問して発達障がいのある人を支援する人の資質向上の取組を行うほか、障がい児者やその家族の支援を関係機関と連携して行います。		障害福祉企画課
	活動指標	R6	R7	R8
	①ペアレントメンター・地域サポーター養成研修実施回数(市が独自に設定)	①6回	①6回	①6回
	②学校・事業所等訪問支援箇所数(市が独自に設定)	②25箇所	②25箇所	②25箇所
	目標達成のための計画期間中の取組			SDGs関連ゴール
・地域の支援者の対応力向上を進め、発達の気になる子や発達障がい児者への支援体制を強化していきます。				3、4

事業名称	事業の内容		担当課
重症心身障がい児(者)を支援する人材の確保・養成	看護専門学校や福祉大学の学生、小中学生、一般市民などを対象に、重症心身障がい児(者)とのふれあいや出前講座を行い、障がい児者への理解を深め、障がい児者の目線で支援できる人材を増やします。		障害福祉企画課
活動指標	R6	R7	R8
開催回数(市が独自に設定)	10回	10回	10回
目標達成のための計画期間中の取組			SDGs関連ゴール
・委託団体が立ち上げた生活介護事業所での経験やノウハウを生かし、講座内容の更なる充実を図ります。			3

事業名称	事業の内容		担当課
強度行動障がい者支援施設等サポート事業	強度行動障がいのある人を現に受け入れている入所及び通所施設において、専門家が実践による支援へのアドバイスやサポートを実施することで、地域の支援力を向上し、強度行動障がい者に対する支援体制を構築します。		障害福祉企画課
活動指標	R6	R7	R8
①通所施設派遣回数(市が独自に設定)	①24回	①24回	①24回
②入所施設派遣回数(市が独自に設定)	②6回	②6回	②6回
目標達成のための計画期間中の取組			SDGs関連ゴール
入所及び通所施設におけるさらなる人材育成を進めるため、事例検証会等で事業内容や成果を市内事業所に周知、共有していきます。			3

【市の事業】

事業名称	事業の内容		担当課
難病患者等ヘルパー養成研修	難病患者等の多様化するニーズに対応した、適切なホームヘルプサービスの提供に必要な知識・技術を有するホームヘルパーを養成するため、厚生労働省が定めるカリキュラムを基本とした研修を行います。		保健所総務課
事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
研修受講者の内容理解度(研修アンケートによる)	80%	受講者にとってわかりやすく、業務に活かせる内容となるよう、講師選定や研修の実施方法を検討します。	3

事業名称	事業の内容		担当課
移動支援事業従事者養成研修	知的、精神障がいのある人の社会生活上必要不可欠な外出支援の担い手であるヘルパーを養成する研修を開催します。		障害福祉企画課
事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
実施回数	2回	研修修了生と市内移動支援事業所を繋ぐマッチング会を継続開催し、ヘルパー登録者数の増加を図ります。	3

事業名称	事業の内容		担当課
介護職員初任者研修受講就労助成金	質の高い介護人材の確保と介護施設・障害者施設等への定着支援を図るため、「介護職員初任者研修」を修了し、3か月以上、市内の介護施設等に就労した者に研修受講費用の一部を助成します。		障害者支援推進課(介護保険課)
事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
実施	実施	居宅介護事業所等に対し、助成制度の周知を行います。	3

(6)将来の生活を考えるための支援

【法定サービス等】

	事業名称	事業の内容	担当課
再掲 11	地域生活支援拠点等の機能拡充	障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、様々な支援を切れ目なく提供するため、5つの機能（相談、緊急時の受入、体験の機会・場、専門性、地域の体制づくり）を持つネットワークを構築します。	障害福祉企画課

	事業名称	事業の内容	担当課
再掲 12	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築事業	精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、保健、医療及び福祉関係者等による包括的な支援体制の構築を図ります。	精神保健福祉課

	事業名称	事業の内容	担当課
再掲 15	障害者相談支援事業	障がいのある人が、障がいの種類にかかわらず、持っている能力や適性にあわせて、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、障がいのある人やその関係者からの相談に応じて必要な情報を提供したり、助言をしたりして支援を行います。また、関係機関との連絡調整や、地域連携システム（ネットワーク）を構築するための会議を開催します。	障害福祉企画課

	事業名称	事業の内容	担当課
再掲 5	成年後見制度利用支援事業	知的障がい、精神障がい、認知症等により、お金や財産の管理や日常生活を行うことが難しい人が、支援者がいないことなどが理由で成年後見制度の利用ができない場合に、市長申立てを適切に行い、制度の利用につなげます。また、利用につながった後に、利用者に資産がない場合は、制度を利用するために必要な成年後見人への報酬の助成を行い、継続して利用できるよう支援します。	福祉総務課 障害福祉企画課 高齢者福祉課 精神保健福祉課

	事業名称	事業の内容	担当課
再掲 6	成年後見制度法人後見支援事業	法人後見業務を行う者と法人後見支援員としての活動を希望する市民後見人候補者とのマッチング等を行い、人材の確保を通じて法人後見を支援します。	福祉総務課 障害福祉企画課 精神保健福祉課

	事業名称	事業の内容	担当課
再掲 22	地域定着支援	居宅において単身で生活している障がいのある人や、家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がいのある人を対象として、常時の連絡体制を確保することで、障がいの特性が原因して生じる緊急の事態等に対する相談や支援を行います。	障害者支援推進課 障害福祉企画課 精神保健福祉課

	事業名称	事業の内容	担当課
再掲 28	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間における生活能力の向上のために、入浴、排せつ、食事等の必要な訓練を行う。	障害者支援推進課 障害福祉企画課

【市の事業】

	事業名称	事業の内容	担当課
再掲 12	市民後見人養成研修事業	本人にとって、より身近な立場で、本人の意思を尊重し寄り添う支援を行う市民による後見人を養成するための研修を行います。	福祉総務課

	事業名称	事業の内容	担当課
再掲 13	日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、自分で物事を判断することが難しい人が自立した地域生活を送れるよう福祉サービスの利用などの援助を行います。	福祉総務課

	事業名称	事業の内容	担当課
再掲 23	精神障がい者地域移行支援事業	①精神障がいのある人の地域での生活を支援するため、部会（協議の場）を開催します。 ②部会で抽出された課題解決に向けて活動します。	精神保健福祉課

3 大分野3 医療・保健 ～健康を保つ～

- 障がいの重症化や複雑化、二次障がいの発症等を予防するために、障がいの特性に応じた医療やリハビリテーションを適切に提供する体制を整えていきます。
- また、発達障がいがある人が適切な診療を受けることができるように、地域のかかりつけ医等に向けて研修を行い、発達障がいに対応できる地域の医療体制を整えます。
- 成果目標のうち、精神病床における1年以上長期入院者数が目標値を達成できない見込みです。医療機関への働きかけや、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築等により、長期入院者の地域生活への移行を支えていきます。
- また、医療的ケア児等への専門的な支援を行うために、地域の支援者も含めた医療的ケア児等コーディネーターによる医療・福祉の支援体制を構築していきます。

「医療・保健」分野における施策の柱

- (1)障がいに配慮した地域医療の提供
- (2)リハビリテーション支援の推進
- (3)医療費助成の実施

(1)障がい配慮した地域医療の提供

【法定サービス等】

事業名称	事業の内容		担当課
38 かかりつけ医等発達障害対応力研修講座	発達障がいがある人が日頃から受診する診療所の主治医等に向けて、国の研修内容を踏まえた研修を行うことで、発達障がいがある人が適切な診療を受けるための環境を整備していきます。		障害福祉企画課
活動指標	R6	R7	R8
開催回数(市が独自に設定)	2回	2回	2回
目標達成のための計画期間中の取組			SDGs関連ゴール
・開催方法をオンライン研修とし、医師等が研修を受講しやすい環境を整えます。			3

事業名称	事業の内容		担当課
39 療養介護	医療の必要な障がい児者で常に介護が必要な人に対し、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をを行います。		障害者支援推進課
活動指標	R6	R7	R8
①利用者数	①121人	①124人	①127人
②事業所数(市が独自に設定)	②3箇所	②3箇所	②3箇所
③定員数(市が独自に設定)	③280人	③280人	③280人
目標達成のための計画期間中の取組			SDGs関連ゴール
・利用者ニーズに対応したサービス提供に向け、事業者の新規開設や適切な運営に関する相談に丁寧に対応するなど事業者支援を継続していきます。			3

【市の事業】

事業名称	事業の内容		担当課
39 障がい者歯科保健推進事業	障がいのある人が歯や口のことで困ることなく健やかに暮らせるように、歯科診療を行ったり、事業所などを訪問しかかりつけ歯科医を持つよう説明したり、研修会を開催したりします。		健康づくり推進課
事業目標	R 目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
①初診予約の年間平均待ち期間の短縮	①14日以内	①地域でかかりつけ歯科医を持つ仕組みを整備します。	3
②かかりつけ歯科医保持率の維持	②60%以上	②事業所訪問時にかかりつけ歯科医の必要性を周知します。	

事業名称	事業の内容		担当課
40 障がい者歯科保健推進会議の運営	障がいのある人に関係する機関や団体が、連携を深めたり情報を伝え合いながら、歯や口の健康づくりについて話し合いを行います。		健康づくり推進課
事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
障がい者歯科医療・保健についての協議の実施	2回	障がい者歯科保健推進事業が円滑に実施されるための連携や情報共有を行います。	3

事業名称	事業の内容		担当課
41 精神科救急医療体制整備事業	休日・夜間等における精神科救急医療体制の確保を行います。		精神保健福祉課
事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
24時間365日の救急医療体制確保	確保	医療確保、情報センター、医療相談、身体合併症対応の4事業を委託契約により実施し、市民に対する救急医療の提供を行います。	3

事業名称		事業の内容	担当課
42	難病患者等医療相談事業		保健所総務課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	医療相談会（講演会）の開催回数	3回	①市内の患者団体に対し、静岡市難病相談支援センターを通じて、相談会の周知を行います。 ②申請窓口、訪問事業を通して、相談会について周知します。

(2)リハビリテーション支援の推進

【市の事業】

事業名称		事業の内容	担当課
43	地域リハビリテーションの普及・啓発事業		地域リハビリテーション推進センター
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	①主催講座開催回数 ②アンケートによる講座（市民・専門職向け講座）理解度	①主催講座 11回 ②理解度 90%	常に、健康や介護に関する新しい情報を取り入れ、講座内容の充実に取り組みます。

事業名称		事業の内容	担当課
44	うつ病回復プログラム事業		こころの健康センター
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	①市内の医療機関や関係機関に本事業を周知 ②年間を通して本プログラムを開催 ③参加者の満足度が高い	①120箇所 ②年間3クール ③アンケートで「参加してよかった」90%	市内すべての精神科・心療内科の医療機関をはじめとして本事業を周知し、年間を通じて本プログラムを行いながら参加者のうつ病からの回復を目指します。
			3

事業名称		事業の内容	担当課
45	回復期リハビリテーション病棟の運営		清水病院医事課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	実施	実施	①対象疾患である患者及びご家族へ回復期リハビリ病棟の周知を行います。 ②患者様向けの説明資料を作成します。

事業名称		事業の内容	担当課
46	リハビリテーションに係る相談支援事業		地域リハビリテーション推進センター
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	障がい児・者に対する相談支援の実施	実施	関連会議や連絡会を通じて、関係機関と更なる連携を図り、効果的な相談支援体制を推進していきます。

(3)医療費助成の実施

【市の事業】

47	事業名称		事業の内容	担当課
	自立支援医療費の支給		身体・精神障がいのある人が、対象となる医療を指定医療機関等で受けた際の医療費を助成します。	障害者支援推進課 保健所総務課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	確実な医療費助成の実施	実施	①公費の適正な支払いを実施します。 ②自立支援医療の適否の審査のため、レセプト点検を実施します。	3

48	事業名称		事業の内容	担当課
	重度心身障害者医療費助成事業		疾病等により医療機関で治療した場合に、医療費保険診療にかかる自己負担額及び訪問看護基本料を助成します。	障害者支援推進課 精神保健福祉課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	適正な医療費助成の実施	実施	①身体障害者手帳Ⅰ・Ⅱ級、内部障害3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳Ⅰ級、その他対象者へ受給者証を交付します。 ②助成金支払事務を確実に執行し、適正な医療費助成を実施します。	3

49	事業名称		事業の内容	担当課
	精神障害者入院医療費助成制度		精神科病院の入院医療費の一部を助成します。	精神保健福祉課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	支払遅延等の事故件数	0件	適正な制度運用ができるよう、各区との連携し、申請内容に対する審査を行う。	3

50	事業名称		事業の内容	担当課
	特定医療費の支給		難病患者の医療費を助成することにより、対象患者が良質かつ適切な医療を受けることができるよう支援します。	保健所総務課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	申請に対する適正な事務処理の実施	実施	対象者の申請に基づき、審査等の公費負担業務を適正に実施します。	3

4 大分野4 生活環境 ～暮らす～

- 「地域生活支援」分野の取組により障がいのある人が入所施設や病院から地域での生活に移行するためには、障がいのある人にとって自分らしい生活が実現できる環境を備えた居住の場を、地域に十分に確保しておく必要があります。
- 関係団体への調査により、グループホームの体験利用を有効活用できていないといった声もあったため、地域生活支援拠点整備事業における「グループホーム連絡会」、「入所施設連絡会」を活用した連携の強化等に取り組むことで、既存の制度を十分に活用した生活の場の確保を進めていきます。
- また、障がいの有無にかかわらず地域の様々な場所に出かけられるよう、民間の公共交通機関等の協力を得ながら、まち全体のユニバーサルデザインやバリアフリーを推進するとともに、外出・移動の支援の利便性を高めることで、生活の豊かさの向上につなげます。

「生活環境」分野における施策の柱

- (1) 地域における住居の確保
- (2) 外出支援の充実
- (3) まちのユニバーサルデザイン・バリアフリーの充実

(1)地域における住居の確保

【法定サービス等】

40	事業名称	事業の内容		担当課
	共同生活援助	障がいのある人に対し、地域で共同生活をおくることができる住まいの場で、入浴や排せつ、食事の介護、日常生活上の相談や援助などを行います。		障害者支援推進課 障害福祉企画課
	活動指標	R6	R7	R8
	①利用者数	①1,123人	①1,297人	①1,471人
	②うち精神障がい者の数	②360人	②416人	②472人
	③うち重度障害者支援加算Ⅰ	③1人	③2人	③2人
	④うち重度障害者支援加算Ⅱ	④12人	④13人	④15人
	⑤事業所数(市が独自に設定)	⑤56箇所	⑤61箇所	⑤66箇所
	⑥定員数(市が独自に設定)	⑥708人	⑥770人	⑥832人
目標達成のための計画期間中の取組				SDGs関連ゴール
・地域生活支援ネットワーク事業(まいむ・まいむ)の機能を強化することで、共同生活援助を体験利用しやすい体制を構築していきます。 ・利用者ニーズに対応したサービス提供に向け、事業者の新規開設や適切な運営に関する相談に丁寧に対応するなど事業者支援を継続していきます。				3、11

41	事業名称	事業の内容		担当課
	共同生活援助(日中サービス支援型)	常に介護が必要な障がいのある人に対し、地域で共同生活をおくることができる住まいの場で、入浴や排せつ、食事の介護、日常生活上の相談や援助などを行います。		障害者支援推進課 障害福祉企画課
	活動指標	R6	R7	R8
	①利用者数(市が独自に設定)	①343人	①447人	①551人
	②うち精神障がい者の数(市が独自に設定)	②102人	②134人	②165人
	③うち重度障害者支援加算Ⅰ(市が独自に設定)	③1人	③2人	③2人
	④うち重度障害者支援加算Ⅱ(市が独自に設定)	④4人	④6人	④7人
	⑤事業所数(市が独自に設定)	⑤29箇所	⑤37箇所	⑤45箇所
	⑥定員数(市が独自に設定)	⑥441人	⑥558人	⑥675人
目標達成のための計画期間中の取組				SDGs関連ゴール
・地域生活支援ネットワーク事業(まいむ・まいむ)の機能を強化することで、共同生活援助を体験利用しやすい体制を構築していきます。 ・強度行動障がい等の重度障がい者の受入れを行う施設の確保のため、社会福祉施設等施設整備事業費補助金等の活用により、積極的な整備促進を目指します。 ・利用者ニーズに対応したサービス提供に向け、事業者の新規開設や適切な運営に関する相談に丁寧に対応するなど事業者支援を継続していきます。				3、11

42	事業名称	事業の内容		担当課
	福祉ホーム運営補助	住居を必要とする障がいのある人に、低額な料金で住まいの場を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行うことにより、障がいのある人の自立した地域生活を支援します。		障害福祉企画課
	活動指標	R6	R7	R8
	実施箇所数(市が独自に設定)	3箇所	3箇所	3箇所
目標達成のための計画期間中の取組				SDGs関連ゴール
必要な方が福祉ホームを利用できるよう、施設と協力し周知を図ります。				3、11

【市の事業】

事業名称		事業の内容	担当課
51	市営住宅への入居支援	下記の対象世帯が市営住宅に申し込む際に、抽選番号を2つ付与し、入居の機会を増やします。 ・身体障害者手帳1級から4級をお持ちの方 ・精神障害者保健福祉手帳1級または2級をお持ちの方 ・療育手帳をお持ちの方	住宅政策課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	実施	実施	市営住宅の指定管理者の窓口にパンフレット等を配架し、制度の周知を行います。
SDGs関連ゴール			11
事業名称		事業の内容	担当課
52	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業	新たな住宅セーフティネット法に基づき賃貸住宅の登録を行い、住宅確保要配慮者に対して情報提供や入居の支援をすることで、賃貸住宅の共有を促進します。	住宅政策課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	実施	実施	①セーフティネット住宅情報提供システムにおいて、登録住宅の情報を公開し周知を行います。 ②住宅政策課窓口においてパンフレット等を配架し、制度の周知を行います。
SDGs関連ゴール			11

(2)外出支援の充実

【法定サービス等】

事業名称		事業の内容	担当課
43	同行援護	視覚障がいにより、移動することがとても困難である障がいのある人等に対して、外出時の移動の支援や、排せつや食事の介護など、外出するときに必要な援助及び必要な情報の提供を行います。	障害者支援推進課
	活動指標	R6	R7
	①利用者数	①155人	①156人
	②累計利用時間数／月	②2,981時間	②3,213時間
	目標達成のための計画期間中の取組		SDGs関連ゴール
・利用者ニーズに対応したサービス提供に向け、事業者の新規開設や適切な運営に関する相談に丁寧に対応するなど事業者支援を継続していきます。			3、11
事業名称		事業の内容	担当課
44	行動援護	知的障がい又は精神障がいにより、行動することがとても難しい障がいのある人等で、常に介護を必要とする人に対して、行動する際に危険を回避するために必要な援護や、外出するときや移動するときの介護や、食事の介護など、行動する際に必要な支援を行います。	障害者支援推進課
	活動指標	R6	R7
	①利用者数	①9人	①10人
	②累計利用時間数／月	②261時間	②291時間
	目標達成のための計画期間中の取組		SDGs関連ゴール
・利用者ニーズに対応したサービス提供に向け、事業者の新規開設や適切な運営に関する相談に丁寧に対応するなど事業者支援を継続していきます。			3、11

事業名称		事業の内容		担当課
45	移動支援事業		屋外での移動が困難な身体・知的・精神障がいのある人の外出を支援し、自立生活及び社会参加を促進します。	障害者支援推進課 障害福祉企画課
	活動指標		R6	R7
	①利用者数(市が独自に設定)		①583人	①673人
	②累計利用時間数/月(市が独自に設定)		②5,329時間	②5,436時間
	目標達成のための計画期間中の取組		SDGs関連ゴール	
		・ヘルパー不足に対応するため、移動支援事業従事者養成研修の開催を継続していきます。 ・引き続き、移動支援事業の適正な利用方法について窓口を通して周知していきます。		3、11

事業名称		事業の内容		担当課
46	重度障害者大学等修学支援費支給事業		重度障がい者が修学するために必要な支援体制を大学が構築できるまでの間において、重度障がい者に対して修学に必要な身体介護等を提供し、障がいのある人の社会参加を促進します。	障害福祉企画課
	活動指標		R6	R7
	利用者数(市が独自に設定)		1人	1人
	目標達成のための計画期間中の取組		SDGs関連ゴール	
	ニーズ調査を実施し、当事業の周知とともに利用者を確保します。また、利用者が通う大学等と連携し、支援体制の構築を共に考えていきます。		3、11	

事業名称		事業の内容		担当課
47	自動車運転免許取得費及び自動車改造費補助事業		身体障がいのある人の自立と社会参加促進を進めるため、運転免許を取得するために必要な費用の一部や運転する自動車の改造に必要な費用の一部を助成します。	障害者支援推進課
	活動指標		R6	R7
	助成件数(市が独自に設定)		8件	8件
	目標達成のための計画期間中の取組		SDGs関連ゴール	
	身体障害により自動車の改造を運転免許の要件とされる方を中心に、社会参加への支援として継続して実施していきます。		3、11	

【市の事業】

事業名称		事業の内容		担当課
53	重度心身障害者タクシー利用料金助成事業		在宅の重度心身障がいのある人の移動手段を確保し、生活圏の拡大及び社会参加の促進のため、タクシー利用料金の一部を助成します。 ○普通タクシー券24枚(1枚550円) ○車椅子用タクシー券48枚(1枚500円)	障害者支援推進課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	実施	実施	請求に係る適正な審査及び助成金の支払いを実施します。	11、3

事業名称		事業の内容		担当課
54	精神障害者交通費助成事業		精神障がいのある人の社会参画を促進するため、電車・バスの交通費の一部を助成します。	精神保健福祉課
	事業目標	R6目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	実施	実施	・「精神保健福祉のしおり」や市のホームページ等を通じて制度の周知を行います。 ・R6年度中に、事業実施の是非を含めて、事業の在り方の検討を行います。	11、3

事業名称		事業の内容	担当課
55	福祉有償運送の登録支援		福祉総務課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	実施	実施	SDGs関連ゴール 11、3

(3)まちのユニバーサルデザイン・バリアフリーの充実

【市の事業】

事業名称		事業の内容	担当課
56	バリアフリーの情報発信		福祉総務課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	「U/Bぶら（ゆびぶら）」掲載施設数の増加	10施設増加	SDGs関連ゴール 11

事業名称		事業の内容	担当課
57	障がい者に配慮した歩道空間の確保		交通政策課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	放置自転車実態調査結果が0台の箇所数	前年度実績の維持	SDGs関連ゴール 11

事業名称		事業の内容	担当課
58	安全な歩道の整備		道路計画課 道路保全課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	歩行空間（歩道・路肩カラー化等）の設置	実施	SDGs関連ゴール 3、11

事業名称		事業の内容	担当課
59	鉄道駅周辺のバリアフリー化の推進		道路保全課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	バリアフリー基本構想の重点整備地区内における特定道路のバリアフリー化の推進	実施	SDGs関連ゴール 3、11

事業名称		事業の内容	担当課
60	都市公園のバリアフリー化整備		公園整備課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	都市公園のバリアフリー化率	75.22%	SDGs関連ゴール 11

事業名称		事業の内容	担当課
61	バリアフリー法における建築物の整備の促進		建築指導課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	静岡県福祉のまちづくり条例に適合した施設の割合	45%	申請者や建築主から相談があった際に、静岡県福祉のまちづくり条例の趣旨を説明し、周知啓発を行っていくことで、適合率を継続していきます。

事業名称		事業の内容	担当課
62	ノンステップバスの導入拡大		交通政策課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	導入率	90%	バス事業者と協議を実施し、ノンステップバスの導入を促進します。

事業名称		事業の内容	担当課
63	ユニバーサルデザインの普及		建築総務課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	①ユニバーサルデザイン推進会議の実施	①実施	10
	②ユニバーサルデザイン出前講座の受講者数	②1,000名以上	

事業名称		事業の内容	担当課
64	文字情報サインの設置		景観まちづくり課 清水まちづくり推進課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	文字情報サインの更新	随時更新	案内する公共施設に変更はないか毎年確認し、変更があった場合、文字情報サインの内容を更新します。

事業名称		事業の内容	担当課
65	静岡庁舎、区役所のバリアフリー整備事業		管財課 駿河区地域総務課 清水区地域総務課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	実施	実施	庁舎の定期的な点検を実施し、点字ブロック等の状況を確認し、適切な整備を行います。

5 大分野5 安全・安心 ～備える～

- 令和4年の台風15号により、本市は長時間の停電や断水といった大きな被害を受けました。被災時の対応として、「避難行動要支援者名簿」の十分な活用ができていないといった課題があったため、被災の経験を踏まえながら、非常時における支援の体制について見直しを行っていく必要があります。
- また、災害対策基本法に基づく個別避難計画の作成等についても、本計画の期間中での対応が求められることから、障がいのある人も安心できるよう、個別避難計画作成対象者の検討等も含めて、災害対策に引き続き取り組みます。

「安全・安心」分野における施策の柱

- (1)防災・防犯意識の向上と備えの推進
- (2)災害時等における支援体制の充実

(1)防災・防犯意識の向上と備えの推進

【市の事業】

事業名称	事業の内容	担当課
66 地域防災訓練の実施	災害時の様々な対応について、地域の実効性を高めるための防災訓練を実施します。	危機管理総室
事業目標	R 目標値	SDGs関連ゴール
実施	目標達成のための計画期間中の取組	11

事業名称	事業の内容	担当課
67 防災出前講座の開催	災害時の様々な対応について、地域の理解を深めるための防災出前講座を実施します。	危機管理総室
事業目標	R 目標値	SDGs関連ゴール
実施	目標達成のための計画期間中の取組	11

事業名称	事業の内容	担当課
68 住宅用火災警報器取付支援事業	消防職員が住宅用火災警報器の取付を実施します。(警報器の購入については各自負担です。)	予防課
事業目標	R12目標値	SDGs関連ゴール
実施	目標達成のための計画期間中の取組	11

事業名称	事業の内容	担当課
69 重度身体障害者在宅安心システム	障がいがあり、緊急の事態が発生したときに自ら速やかな対応を行うことが困難な人の自宅に緊急通報・火災異常通報・ガス漏れ異常通報設備を設置し、契約する警備会社が通報を受信することで、緊急事態の把握と速やかな対応を行います。	障害者支援推進課
事業目標	R12目標値	SDGs関連ゴール
実施	請求に係る適正な審査及び支払いを実施します。	11

事業名称	事業の内容	担当課
70 家具等固定推進事業	家具等の転倒防止対策として、高齢者のみの世帯や重度の障がいのある人の世帯における家具等の固定費用の女性を行います。	建築指導課
事業目標	R12目標値	SDGs関連ゴール
補助件数	10件	11

事業名称	事業の内容	担当課
71 障がい福祉施設の消防訓練及び指導の実施	障がい福祉施設での消防訓練の実施や、訓練の方法に関する指導を行います。	予防課
事業目標	R12目標値	SDGs関連ゴール
実施	目標達成のための計画期間中の取組	11、3

事業名称	事業の内容	担当課
72 消費生活相談	商品やサービス等消費生活全般に関する苦情や問い合わせ等、消費生活に関する相談を専門の相談員が受け付けます。	生活安全安心課
事業目標	R12目標値	SDGs関連ゴール
実施	目標達成のための計画期間中の取組	16

事業名称	事業の内容	担当課
73 消費生活に係る情報提供	障がいのある人を支援する事業者等に消費者被害、製品安全等に係る情報を提供します。	生活安全安心課
事業目標	R12目標値	SDGs関連ゴール
実施	目標達成のための計画期間中の取組	16

事業名称		事業の内容	担当課
74	障害者災害時体制強化事業		障害福祉企画課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	①個別避難計画の作成	①作成対象者分の計画作成	SDGs関連ゴール
	②福祉避難所へのアドバイザー派遣	②実施	II

(2)災害時等における支援体制の充実

【市の事業】

事業名称		事業の内容	担当課
75	避難所における障がいのある人への配慮		危機管理総室
	事業目標	R 目標値	SDGs関連ゴール

事業名称		事業の内容	担当課
76	避難行動要支援者避難支援推進事業		福祉総務課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	各地域への避難行動要支援者に係る名簿配布率	100%	SDGs関連ゴール
			II

事業名称		事業の内容	担当課
77	福祉避難所の確保		福祉総務課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	実施	実施	SDGs関連ゴール

事業名称		事業の内容	担当課
78	聴覚障がいのある人のための緊急情報発信事業		障害福祉企画課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	実施	実施	SDGs関連ゴール

事業名称		事業の内容	担当課
79	聴覚障がい等、音声による通報が難しい人のための緊急通報受信事業 (FAX119・NET119)		指令課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	実施	実施	SDGs関連ゴール

6 大分野6 子ども ～育てる・学ぶ～

- 「あそびのひろば」や「ぱすてるひろば」など静岡市ならではの取組を進め、発達が気になる子を早期に適切な支援につなげます。令和5年度時点で、特に「あそびのひろば」において、定員数の不足が生じていることから、適切な支援体制の確保に取り組めます。
- これまで、本市における医療的ケア児等への支援は、主に市が独自に設置するコーディネーターが取り組んできました。今後、医療的ケア児等の増加等により、支援の手が不足してくるおそれがあります。そういった背景を踏まえ、要医療児者支援体制加算対象者等（県の医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者）を含めた、地域全体での医療的ケア児等への支援体制の構築に取り組んでまいります。
- その他、障がい児支援施設と近隣保育施設との連携や進学に伴う情報共有が十分でないなどといった課題についても、関係団体からの御意見をいただいている実情があります。適切な支援の実施のため、関係機関における情報共有等に関しても、検討を進めてまいります。

「子ども」分野における施策の柱

- (1)障がいの早期発見・早期支援
- (2)医療的ケアを必要とする障がい児等の支援
- (3)学校教育における障がい児の支援

(1)障がいの早期発見・早期支援

【法定サービス等】

48	事業名称	事業の内容		担当課
	児童発達支援	障がいのある児童に対し、通所施設にて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。		障害者支援推進課 障害福祉企画課
	活動指標	R6	R7	R8
	①利用者数	①1,317人	①1,499人	①1,681人
	②累計利用日数／月	②12,490日	②14,009日	②15,528日
	③事業所数(市が独自に設定)	③80箇所	③91箇所	③102箇所
	目標達成のための計画期間中の取組			SDGs関連ゴール
	・公設施設である「静岡市中心身障害児福祉センター「いこいの家」」において、指定管理者と連携しながら、利用率やサービス内容の向上に向けた取組を進めるとともに、児童発達支援センターの機能強化を図ります。 ・利用者ニーズに対応したサービス提供に向け、事業者の新規開設や適切な運営に関する相談に丁寧に対応するなど事業者支援を継続していきます。			3、4

49	事業名称	事業の内容		担当課
	放課後等デイサービス	就学している障がいのある児童に対し、授業終了後や休業日に、生活能力向上のための訓練や社会交流促進活動等を行います。		障害者支援推進課 障害福祉企画課
	活動指標	R6	R7	R8
	①利用者数	①2,713人	①2,957人	①3,201人
	②累計利用日数／月	②36,482日	②43,822日	②47,492日
	③事業所数(市が独自に設定)	③193箇所	③213箇所	③233箇所
	目標達成のための計画期間中の取組			SDGs関連ゴール
	・利用者ニーズに対応したサービス提供に向け、事業者の新規開設や適切な運営に関する相談に丁寧に対応するなど事業者支援を継続していきます。			3

50	事業名称	事業の内容		担当課
	保育所等訪問支援	障がいのある児童の支援に関する知識や指導経験がある児童指導員や保育士が、保育所などを訪問し、障がいのある児童や保育所などのスタッフに対し、障がいのある児童が集団生活に適応するための専門的な指導を行います。		障害者支援推進課 障害福祉企画課
	活動指標	R6	R7	R8
	①利用者数	①75人	①88人	①101人
	②累計利用日数／月	②452日	②555日	②658日
	③事業所数(市が独自に設定)	③27箇所	③34箇所	③41箇所
	目標達成のための計画期間中の取組			SDGs関連ゴール
	・利用者ニーズに対応したサービス提供に向け、事業者の新規開設や適切な運営に関する相談に丁寧に対応するなど事業者支援を継続していきます。			3、4

51	事業名称	事業の内容		担当課
	居宅訪問型児童発達支援	外出し、施設に通所して支援を受けることが困難な重症心身障がい児に対し、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行います。		障害者支援推進課 障害福祉企画課
	活動指標	R6	R7	R8
	①利用者数	①2人	①2人	①2人
	②累計利用日数／月	②4日	②4日	②4日
	③事業所数（市が独自に設定）	③2箇所	③2箇所	③2箇所
目標達成のための計画期間中の取組				SDGs関連ゴール
・利用者ニーズに対応したサービス提供に向け、事業者の新規開設や適切な運営に関する相談に丁寧に対応するなど事業者支援を継続していきます。				3、4

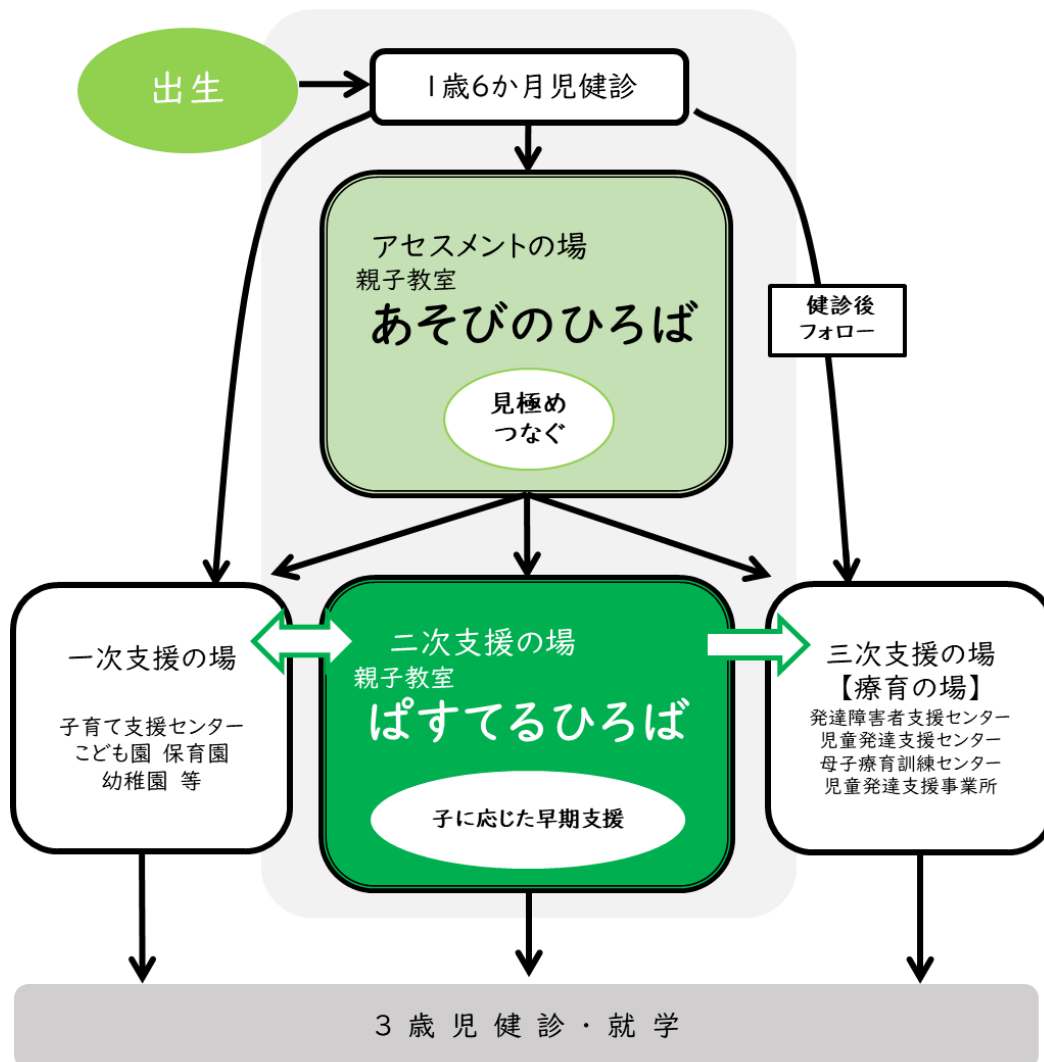
52	事業名称	事業の内容		担当課
	福祉型障害児入所支援	障がいのある児童に対し、入所施設において、保護、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の付与を行います。		児童相談所 障害者支援推進課
	活動指標	R6	R7	R8
	①利用者数	①15人	①15人	①15人
	②事業所数（市が独自に設定）	②1箇所	②1箇所	②1箇所
	③定員数（市が独自に設定）	③20人	③20人	③20人
目標達成のための計画期間中の取組				SDGs関連ゴール
・正確な保護者ニーズの把握による適切な相談支援を実施します。 ・関係機関との連携による円滑でかつ切れ目のないケースワークを実施します。				3

53	事業名称	事業の内容		担当課
	医療型障害児入所支援	障がいのある児童に対し、入所施設において、保護、日常生活の指導及び独立生活に必要な知識技能の付与及び治療を行います。 ※療養介護と共用の220床分を含みます。		児童相談所 障害者支援推進課
	活動指標	R6	R7	R8
	①利用者数	①23人	①23人	①23人
	②事業所数（市が独自に設定）	②3箇所	②3箇所	②3箇所
	③定員数（市が独自に設定）	③280人	③280人	③280人
目標達成のための計画期間中の取組				SDGs関連ゴール
・正確な保護者ニーズの把握による適切な相談支援を実施します。 ・関係機関との連携による円滑でかつ切れ目のないケースワークを実施します。				3

【市の事業】

事業名称		事業の内容	担当課
発達早期支援事業		1歳6か月児健康診査で発達が気になった子に対し、早期支援を行います。（「あそびのひろば」「ぱすてるひろば」の実施）	子ども家庭課 障害福祉企画課
80	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	①あそびのひろばの設置箇所数	①8箇所	SDGs関連ゴール 4,3
	②ぱすてるひろばの設置箇所数	②8箇所	

～静岡市が目指す発達早期支援体制のイメージ～



【アセスメントの場】

発達障がいが疑われる子のアセスメント + 次の支援へのつなぎ

一次支援：日常生活水準の支援

二次支援：発達障がい疑われる症状への対応を支援 + 次の支援へのつなぎ

三次支援：発達障がいがある子への専門的な支援や保育

事業名称		事業の内容	担当課
81	児童相談所の運営	①障がいのある児童やその家族が安心安全に生活できるように相談にのり、必要な手助けを行います。 ②療育手帳をルールに沿って正しく作ってお渡しします。	児童相談所
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	①個々の児童や家庭に最も効果的な援助の実施 ②障がい児に対する虐待の防止と事故の未然防止	実施	児童心理司等の専門相談員が、障がいのある児童の療育や施設入所等の相談に対応します。
			SDGs関連ゴール
			3

事業名称		事業の内容	担当課
82	第2子以降障害児児童発達支援等利用者負担額無償化補助金交付事業	安心して子育てができる環境を整備するため、第2子以降の障害児が児童発達支援等を利用した際の利用者負担額を無償とする事業に対して、補助金を交付します。	障害者支援推進課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	利用者数	147人	補助金支払事務を確実に執行し、適正な助成を実施します。
			SDGs関連ゴール
			3、4

事業名称		事業の内容	担当課
83	障がい児保育事業	市立こども園において、障がいのある児童の入園を受け入れ、障がいのない児童とともに集団による保育を行います。	こども園課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	①巡回指導の実施回数	①50回	4
	②障害児入園面接及び審査会の開催回数	②4回	
	③特別支援に関する研修会の開催回数	③7回	
	④障害のある児童の受入数	④360名	
			①巡回指導者を選定し、依頼を行います。市内の公私立認定こども園、保育園、小規模保育施設の要望に応じて、医療福祉センター医師の巡回を調整します。 ②③④継続実施

事業名称		事業の内容	担当課
84	障がい児保育事業	私立こども園等において、障がいのある児童の入園を受け入れ、障がいのない児童とともに集団による保育を行うよう支援します。	幼保支援課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	①補助事業継続実施	①実施	4
	②障がいのある児童の受入数	②215人	
	③保育者支援事業	③実施	
			①②受入に必要な職員を配置するための経費を補助します。 ③保育者が障がいを理解し、保育の仕方を工夫するよう専門相談員が支援します。

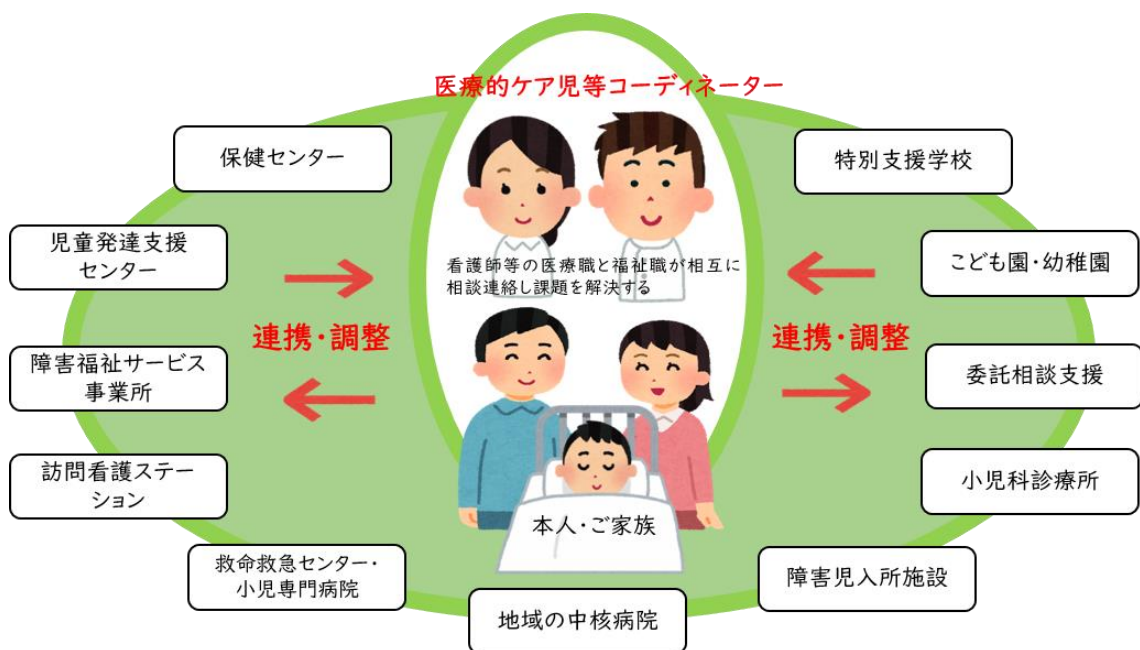
事業名称		事業の内容	担当課
85	乳幼児健康審査	疾病や発達障がい等の早期発見等を行うため、乳幼児に対して、健康診査を実施します。	子ども家庭課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	乳幼児健診の受診率		3
	①4か月児健診	①97%	
	②10か月児健診	②96%	
	③1歳6か月児健診	③96%	
	④3歳児健診	④97%	
			対象者に対し、受診券等の健診案内を確実にを行います。

事業名称		事業の内容	担当課
86	幼児言語指導事業		学校教育課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	子どもの発達や言語の遅れに改善がみられたと回答する保護者の割合	80%	①指導員への研修を実施します。 ②市内6か所の教室間での指導についての情報の共有を行います。
87	事業名称		事業の内容
	放課後児童クラブにおける職員加配		放課後児童クラブにおいて、障がいのある児童の受入状況等に応じて職員の加配を行います。
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	障害児受入可能クラブ数	84(公立全クラブ)	運営受託者と連携・協力し、必要な支援員の確保に努めます。
88	事業名称		事業の内容
	母子療育訓練センター「静岡市清水うみのこセンター」の運営		親子で通うことのできる「静岡市清水うみのこセンター」において、心身に障がい若しくはつまずきがあると思われる、就学前の乳幼児の支援を行います。
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	利用者アンケートの満足度	90%	利用者ひとりひとりに丁寧かつ的確な支援を行います。
89	事業名称		事業の内容
	静岡市心身障害児福祉センター「いこいの家」における親子教室の実施		「いこいの家」において、親子で参加することができる教室を実施し、発達の心配な乳幼児の子育て支援・家庭支援を行います。
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	年間開催日数	130回	利用料金併用制のメリットを生かし、利用率の向上やサービスの向上のための取組について、指定管理者と協議しながら進めていきます。

(2)医療的ケアを必要とする障がい児等の支援

【法定サービス等】

事業名称	事業の内容			担当課
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療的ケア児等が抱える多分野の課題に対して、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対してサービスの紹介、関係機関と医療的ケア児等をつなぐ役割を持つコーディネーターを配置します。			障害福祉企画課 障害者支援推進課
54 活動指標	R6	R7	R8	
①配置人数	①24人	①24人	①25人	
②市が独自に配置する医療的ケア児等コーディネーター配置数(市が独自に設定)	②3人	②2人	②2人	
目標達成のための計画期間中の取組				SDGs関連ゴール
・持続可能な支援体制を構築するため、地域の支援力向上を図ります。 ・市全体を管轄し、地域のみでは解決が困難な相談等に対応でき、関係機関からの相談にも応じられる医療的ケア児等コーディネーター2人を配置します。				3、4



55	事業名称	事業の内容		担当課
	医療的ケア児等支援協議会	医療的ケア児等とその家族を地域で支えるため、保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児等支援に関わる行政機関や事業所等の担当者が集まり、地域の課題や対応策について意見交換をしたり、情報共有をしたりします。		障害福祉企画課
	活動指標	R6	R7	R8
	協議会の設置	設置	設置	設置
	目標達成のための計画期間中の取組			SDGs関連ゴール
	・協議会において、医療的ケアを必要とする方や重症心身障がい児者に必要な支援の在り方を検討していきます。 ・医療的ケア児等コーディネーターの役割、効果的な配置の在り方等を検証していきます。			3、4

【市の事業】

90	事業名称	事業の内容		担当課
	放課後児童クラブにおける医療的ケア児の受入	放課後児童クラブにおいて、医療的ケアの必要な児童の受入を行います。		子ども未来課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	受入の実施	実施	①人材確保:関係課と連携し、医療的ケアを実施する看護師の確保を行います。 ②環境整備:医療的ケアの提供に必要なスペースの確保、施設の整備等を行います	4

91	事業名称	事業の内容		担当課
	静岡市中心身障害児福祉センター「いこいの家」での医療的ケア児の受入れ	「いこいの家」において、医療的ケアの必要な通園希望児の受入を行います。		障害福祉企画課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	受入の実施	実施	医療的ケアの必要な通園希望児の積極的な受入を行います。	4、3

92	事業名称	事業の内容		担当課
	市立こども園における医療的ケア児の受入	市立こども園において、医療的ケアの必要な入園希望児の受入を行います。		こども園課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	受入の実施	実施	・医療的ケアの必要な入園希望児の受入を積極的に行います。 ・事業の市民への周知を行います。 ・実施に向けては、 ①人材確保:医療的ケアを実施するこども園に常駐できる看護師の確保を行います。 ②環境整備:医療的ケアの提供に必要なスペースと物品の確保を行います。 ③人材養成:保育教諭の医療的ケアに関する知識や技術の習得を行います。	4

93	事業名称	事業の内容		担当課
	私立こども園における医療的ケア児の受入	私立こども園において、医療的ケアの必要な入園希望児の受入を行うよう支援します。		幼保支援課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	受入の実施	実施	看護師の配置に必要な経費を補助します。	4

(3)学校教育における障がい児の支援

【市の事業】

事業名称		事業の内容	担当課
94	障がいのある児童生徒への就学支援	障がいのある子どもが、楽しく学びながら、生活に必要な力をつけることができる学校はどこかを話し合います。	学校教育課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	就学支援委員会実施回数	年間3回実施	①障がいのある幼児が在籍するこども園等を通じた周知を行います。 ②小・中学校が提出する校内就学支援委員会報告の取りまとめを行います。

事業名称		事業の内容	担当課
95	特別支援教育推進事業	小・中学校が行っている子どもへの支援がよりよいものになるために、学校に支援をする人を配置したり、相談活動を行ったりします。	学校教育課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	特別支援教育支援員の配置が、支援が必要な児童生徒により効果があったという学校の割合	90%	①特別支援教育支援員対象の研修を開催します。 ②特別支援教育支援員活用の好事例を学校間で共有します。

事業名称		事業の内容	担当課
96	特別支援教育研修会の開催	学校の先生方を集めて、特別な支援を必要とする子どもが苦手なことや、子どもへの支援の方法について勉強する会を開きます。	学校教育課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	受講者アンケートで「理解が深まった」と回答する割合	80%	①学校現場のニーズに応じた講師の選定を行います。 ②教員の経験に応じた研修の設定を行います。

事業名称		事業の内容	担当課
97	特別支援教育進路指導協議会による進路指導	障がいのある生徒が将来安心して働くことができるように、学校と会社の方が協力して、進路についての学習会などを開催します。	学校教育課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	進路懇談会、進路合同説明会及び卒業生激励会の実施回数	各1回	①事業の目的を踏まえた開催内容を検討します。 ②関係機関との連絡調整を行います。

事業名称		事業の内容	担当課
98	特別支援教育就学奨励費補助金交付事業	特別支援学級等に通う児童の保護者が負担した学用品等の費用を補助し、経済的負担を軽減します。	児童生徒支援課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	年3回の実施	実施	適切に実施します。

事業名称		事業の内容	担当課
99	特別支援連携協議会の運営	子どもへの支援に関係する人が集まり、協力して支援を行うための話し合いをします。	学校教育課 障害福祉企画課 こども園課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	静岡市特別支援連携協議会の実施回数	年間2回開催	関係機関との連絡調整を行います。

7 大分野7 雇用・就労 ～働く～

- アンケート調査では、現に働いている障がいのある人のうち、64.4%の人が、今の職場・働き方が自分に合っていると回答しています。障がいのある人が、自分らしく地域で生活していくためには、本人の希望や適性に応じた就労先につなげていくための支援を行っていく必要があります。
- 改正障害者総合支援法により新設される「就労選択支援」や、本市が独自に行う「障がい者就労アセスメントモデル事業」等により、本人の適性などをより正確に把握しながら、一般就労への移行を希望する者が希望どおりの働き方をすることができるよう支援します。
- また、企業における障がいに対する理解が不足していることが一般就労に向けた課題のひとつであるといった意見もいただいていることから、大分野1の取組とも連携しながら、企業・就労者双方への啓発等を通じ、法定雇用率の達成等も目指します。

「権利擁護・理解促進」分野における施策の柱

- (1) 就労につなげ、支える支援の充実
- (2) 障がいの状況や環境の変化に応じた就労の場の確保
- (3) 福祉的就労における工賃向上の支援

(1)就労につなげ、支える支援の充実

【法定サービス等】

事業名称		事業の内容		担当課
56	就労選択支援	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適正等に合った選択を支援するサービスです。		障害福祉企画課 障害者支援推進課
	活動指標	R6	R7	R8
	①利用者数	①0人	①180人	①180人
	②事業所数(市が独自に設定)	②0箇所	②3箇所	②5箇所
	目標達成のための計画期間中の取組			SDGs関連ゴール
・本制度は、就労系障害福祉サービス事業所をはじめ、計画相談事業所や特別支援学校等の関係機関が連携して実施する必要があるため、関係機関間の連携に必要な取組を検討します。 ・市内事業所が本制度を円滑に実施できるよう、障がい者就労アセスメントモデル事業を好事例として周知啓発を行います。 ・令和7年度から開始される新たなサービスのため、新規開設を希望する事業者からの相談に積極的に応えるなどの支援を行います。				3、8

事業名称		事業の内容		担当課
57	就労移行支援	一般就労を希望する人に対し、一定の期間において、生産活動などの機会を提供し、就労への移行に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。		障害者支援推進課 障害福祉企画課
	活動指標	R6	R7	R8
	①利用者数	①147人	①132人	①117人
	②累計利用日数／月	②2,279日	②1,905日	②1,531日
	③事業所数(市が独自に設定)	③12箇所	③12箇所	③12箇所
目標達成のための計画期間中の取組			SDGs関連ゴール	
・成果指標に達成に向け、「静岡市障害者自立支援協議会」内の「就労支援部会」や連絡会などで、市内事業所の情報共有を行うとともに、必要な取り組みを検討していきます。 ・就労移行支援事業所連絡会で作成した就労移行支援事業所マップ等を活用し、就労移行支援事業所の周知を行います。 ・利用者ニーズに対応したサービス提供に向け、事業者の新規開設や適切な運営に関する相談に丁寧に対応するなど事業者支援を継続していきます。				3、8

事業名称		事業の内容		担当課
58	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労した障がいのある人に対し、企業や関係機関等と連携し、就労先で、就労を長く続けることができるように、定着に向けた支援を行う。		障害者支援推進課 障害福祉企画課
	活動指標	R6	R7	R8
	①利用者数	①127人	①138人	①149人
	②事業所数(市が独自に設定)	②8箇所	②8箇所	②8箇所
	目標達成のための計画期間中の取組			SDGs関連ゴール
・成果指標に達成に向け、「静岡市障害者自立支援協議会」内の「就労支援部会」や連絡会などで、市内事業所の情報共有を行うとともに、必要な取り組みを検討していきます。 ・利用者ニーズに対応したサービス提供に向け、事業者の新規開設や適切な運営に関する相談に丁寧に対応するなど事業者支援を継続していきます。				3、8

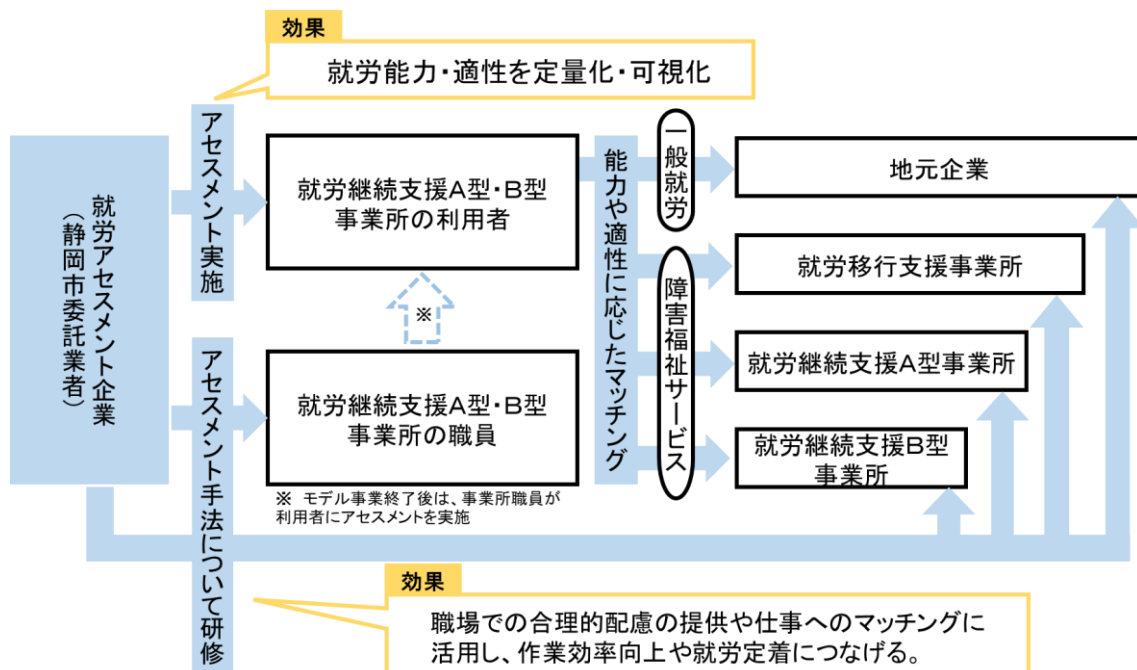
事業名称		事業の内容		担当課
59	重度障がい者等就労支援特別事業	重度障がい者等の通勤や職場等における支援について、重度障がい者等が企業で勤務する又は自営業者として働く場合等に、必要な重度訪問介護、同行援護及び行動援護に相当する支援を行います。		障害福祉企画課
	活動指標	R6	R7	R8
	①重度訪問介護に相当する支援の利用者数（市が独自に設定）	①3人	①4人	①5人
	②同行援護に相当する支援の利用者数（市が独自に設定）	②5人	②6人	②7人
	③行動援護に相当する支援の利用者数（市が独自に設定）	③0人	③1人	③1人
目標達成のための計画期間中の取組				SDGs関連ゴール
・重度の障がいがあっても働きたい、又は、もっと働きたいという方に対し、就労機会の拡大等をサポートし、雇用を促進できるよう事業を実施していきます。				3、8

【市の事業】

事業名称		事業の内容		担当課
100	就職面接会の開催		企業と就労を希望する障がいのある人との情報交換・面接の場を提供します。	商業労政課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	面接件数	400件	①市広報紙、ホームページによる周知を行います。 ②開催にあたり、共催者である静岡・清水公共職業安定所と連携し、面接会の運営を行います。	8、10

事業名称		事業の内容		担当課
101	「就フェス」開催事業		静岡市就労移行支援事業所の事業内容や企業側が求める人材について企業と就労移行支援事業所相互の理解を深め、就労移行から企業への一般就労を促進するための情報交換会を行います。	障害福祉企画課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	開催回数	1回	多くの方に本説明会を知っていただくため、福祉サービス事業所のみでなく、市内大学や特別支援学校等に対して積極的に周知を行っていきます。	8、10

事業名称		事業の内容	担当課
障がい者就労アセスメントモデル事業		市内で就労を希望する障がい者について、客観的な就労アセスメント（能力・適性評価）に有効なツールを活用し、一般就労への移行及び定着支援まで、シームレスに支援するためのモデルを構築することで、障がい者本人の希望や就労能力等に応じた、より適切な障害福祉サービスや就労先につながりやすくなることを目指します。	障害福祉企画課
102	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	【R6】就労アセスメント被検者に占める一般就労への移行者割合 【R7～】就労系障害福祉サービスの利用終了者に占める一般就労への移行者割合	40%	・本モデル事業を好事例として市内事業所等へ周知啓発を行います。 ・令和7年度以降は、本モデル事業の実施結果や、生活困窮者、刑務所出所者等への横展開の状況、令和7年10月に創設が予定されている「就労選択支援」制度の施行状況を踏まえ、障がい福祉分野における予算計上（アセスメントツールの使用料や支援者の養成に要する経費に対する補助金等）について検討します。
			SDGs関連ゴール
			3、8



事業名称		事業の内容	担当課
103	障がいのある学生のインターンシップの受入	障がいのある学生に対してインターンシップの機会を提供し、働きがいの創出につなげます。	障害福祉企画課 等
	事業目標	R12目標値	SDGs関連ゴール
	報告書の質問でインターンシップの経験が「とても良い経験だった」又は「良い経験だった」と回答した学生の割合	100%	8

事業名称		事業の内容	担当課
104	静岡市役所での障がい者雇用	法定雇用率を達成するとともに、障がいのある職員も働きやすい環境を整備するための各種取組などを行います。	人事課 上下水道総務課 教育総務課
	事業目標	R12目標値	SDGs関連ゴール
	法定雇用率の達成	市長部局:3.0% 上下水道局:3.0% 教育委員会:2.9%	10、8

事業名称		事業の内容	担当課
105	静岡市職員採用試験制度における障がいのある人への配慮	静岡市職員採用選考への申込みをされた方に対し、受験の際に希望する配慮について確認し、必要な対応を行います。	人事委員会事務局
	事業目標	R12目標値	SDGs関連ゴール
	職員採用選考における障がいのある人への配慮の継続実施	実施	10、8

(2)障がいの状況や環境の変化に応じた就労の場の確保

【法定サービス等】

事業名称		事業の内容		担当課
60	就労継続支援A型	一般就労が困難な障がいのある人について、雇用契約を結んだ上で、就労の機会の提供や生産活動などの機会の提供や、知識や能力の向上のための訓練を行います。		障害者支援推進課 障害福祉企画課
	活動指標	R6	R7	R8
	①利用者数	①675人	①726人	①777人
	②累計利用日数／月	②13,868日	②14,873日	②15,878日
	③事業所数(市が独自に設定)	③37箇所	③39箇所	③41箇所
	目標達成のための計画期間中の取組			SDGs関連ゴール
	・成果指標の達成に向け、障がいのある人が希望する就労の在り方を重視しながら、一般就労移行者を増加していくために、「静岡市障害者自立支援協議会」内の「就労支援部会」や連絡会などで、市内事業所の情報共有を行うとともに、必要な取組を検討していきます。 ・利用者ニーズに対応したサービス提供に向け、事業者の新規開設や適切な運営に関する相談に丁寧に対応するなど事業者支援を継続していきます。			3、8

事業名称		事業の内容		担当課
61	就労継続支援B型	一般就労が困難な障がいのある人について、雇用契約を結ばずに、就労の機会の提供や生産活動などの機会の提供や、知識や能力の向上のための訓練を行います。		障害者支援推進課 障害福祉企画課
	活動指標	R6	R7	R8
	①利用者数	①2,206人	①2,372人	①2,538人
	②累計利用日数／月	②40,235日	②42,762日	②45,289日
	③事業所数(市が独自に設定)	③126箇所	③136箇所	③146箇所
目標達成のための計画期間中の取組				SDGs関連ゴール
・成果指標の達成に向け、障がいのある人が希望する就労の在り方を重視しながら、一般就労移行者を増加していくために、市内事業所の情報共有を行う連絡会の立ち上げを目指し、その中で必要な取組を検討していきます。 ・農・福連携等による事業所と仕事のマッチングを進めることを検討します。 ・工賃向上に向けて事業所に対し経営や商品開発等に関する支援を実施します。 ・利用者ニーズに対応したサービス提供に向け、事業者の新規開設や適切な運営に関する相談に丁寧に対応するなど事業者支援を継続していきます。				3、8

事業名称		事業の内容		担当課
盲人ホーム運営補助		あん摩マッサージ指圧免許等を持つ視覚障がいのある人で、就労が困難な方に必要な技術指導を行い、自立を支援するための施設に運営費を補助します。		障害福祉企画課
62	活動指標	R6	R7	R8
	①利用者数(市が独自に設定)	①4人	①4人	①4人
	②実施箇所数(市が独自に設定)	②1箇所	②1箇所	②1箇所
目標達成のための計画期間中の取組				SDGs関連ゴール
・視覚障がいのある人の自立した生活に向けた支援となるよう、盲人ホームの在り方や、多面的な就労支援について関係機関と検討を行います。				
				3、8

【市の事業】

事業名称		事業の内容		担当課
「農・福連携」の推進		市内の認定農業者に対して農福連携の周知を行う		農業政策課 農業委員会事務局 障害福祉企画課 精神保健福祉課
106	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	①認定農業者への情報提供の回数	①経済局 年1回	認定農業者や就労サービス系事業所への連絡で農福連携の周知、意向調査を行い、両者に情報提供することで相互理解とマッチングを促進する。障害者自立支援協議会の就労支援部会に両局が定期的に出席し、連携を進めていきます。	8
	②就労サービス系事業所への情報提供又は意向調査の回数	②保健福祉長寿局 年1回		

事業名称		事業の内容		担当課
静岡市ワークステーションの設置		静岡市役所内の軽作業を切り出し、障がいのある職員に集約して担当させるワークステーションを設置し、法定雇用率の達成を目指すとともに、一般企業への就労を支援します。		障害福祉企画課
107	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	受注(納品)業務数	200件	各課に、ワークステーションの設置と業務募集について周知し、連携して業務の集約を進めます。また、障がいのある職員の障がい特性を理解し、それぞれの職員に合った業務の提供、スケジュール管理をすることで、安定的に業務を実施します。	8、10

(3)福祉的就労における工賃向上の支援

【市の事業】

事業名称		事業の内容	担当課
108	障がい者就労施設等からの優先調達の推進		障害福祉企画課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	年間調達実績額	61,000,000円	SDGs関連ゴール 10、8

事業名称		事業の内容	担当課
109	福祉ショップ運営事業費補助		障害福祉企画課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	補助金交付団体数	1団体	SDGs関連ゴール 8、10

事業名称		事業の内容	担当課
110	公共施設を活用した自主製品の販売支援		障害福祉企画課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	販売所が設置されている公共施設数	3箇所	SDGs関連ゴール 8、10

事業名称		事業の内容	担当課
111	工賃向上アドバイザー派遣事業の実施		障害福祉企画課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	アドバイザー派遣事業所数	2事業所	SDGs関連ゴール 8、10

8 大分野8 文化活動・市民生活～楽しむ・参加する～

- 障がいの有無にかかわらず芸術やスポーツ、生涯学習等の様々な文化活動を楽しみ、暮らしの豊かさを高めていくことができるよう、活動機会を充実させていく必要があります。
- 文化芸術活動に関しては、本計画を本市における障害者文化芸術推進法に基づく障がい者による文化芸術活動の推進に関する計画のひとつとして位置付けるとともに、取組を推進していきます。
- 2021年に開催された東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を一過性のものにするのではなく、これを契機とし、障がいのある人のスポーツ活動や文化活動への参加や理解促進を進めていく必要があります。
- また、視覚障がいのある人等の読書環境の整備のための取組を進めていきます。
- あわせて、障がいのある人も利用しやすい行政サービスの提供に取り組んでいきます。

「文化活動・市民生活」分野における施策の柱

- (1)文化・スポーツ等を通じた社会参加の推進
- (2)生涯を通じた多様な学習・文化活動の機会の提供
- (3)行政におけるサービスの利用のしやすさの向上

(1)文化・スポーツ等を通じた社会参加の推進

【法定サービス等】

事業名称	事業の内容			担当課
63 スポーツ教室開催事業	日頃スポーツへの参加が難しい障がいのある人のために、スポーツの経験が少ない人でも取り組みやすいスポーツ（フライングディスク、ボッチャ、ボウリングなど）やレクリエーションの体験教室を開催します。障がいのある人の自立と社会への参加を進め、障がいのない人との交流を通じて障がいや障がいのある人への理解を深めます。			障害福祉企画課
活動指標	R6	R7	R8	
①開催回数（市が独自に設定）	①15回	①15回	①15回	
②参加者数（市が独自に設定）	②245人	②250人	②255人	
③利用者アンケートにおける今後もスポーツを続けたい人の割合（市が独自に設定）	③80%	③80%	③80%	
目標達成のための計画期間中の取組				SDGs関連ゴール
・参加者アンケートによる満足度や各競技への関心を教室の運営に反映していきます。 ・周知方法について新たにSNS等を活用していきます。				3

事業名称	事業の内容			担当課
64 スポーツ大会開催事業	障がいのある人もない人も地域で生活する市民として社会への参加を進め、スポーツによる体力を保ち、向上を図り、交流を通じてお互いに新たな出会いや発見をし理解を深めるきっかけとするため、年に1回、葵区または駿河区にてフライングディスクや玉入れなどを行うスポーツイベントを開催します。			障害福祉企画課 葵区障害者支援課 駿河区障害者支援課
活動指標	R6	R7	R8	
①開催回数（市が独自に設定）	①1回	①1回	①1回	
②利用者アンケートにおける参加者満足度（市が独自に設定）	②80%	②80%	②80%	
目標達成のための計画期間中の取組				SDGs関連ゴール
・共催団体と協力しより良いプログラムを検討します。				3

事業名称	事業の内容			担当課
65 障害者スポーツフェスティバル事業	障がいのある人もない人も地域で生活する市民として社会への参加を進め、スポーツによる体力の維持、向上を図り、交流を通じてお互いに新たな出会いや発見をし理解を深めるきっかけとするため、年に1回、清水区にてパン食い競走やアキュラシーなどを行うスポーツイベントを開催します。			障害福祉企画課 清水区障害者支援課
活動指標	R6	R7	R8	
①開催回数（市が独自に設定）	①1回	①1回	①1回	
②利用者アンケートにおける参加者満足度（市が独自に設定）	②80%	②80%	②80%	
目標達成のための計画期間中の取組				SDGs関連ゴール
障がい者団体や障がい者支援施設等で構成する実行委員会において検討を重ね、多様な交流の機会が創出できるよう企画運営していきます。				3

66	事業名称	事業の内容		担当課
	精神障害者スポーツ交流強化事業	スポーツを通じて障がいのある人やその家族等の親睦・交流を促進することにより、障がいのある人の社会参加を支援します。		精神保健福祉課
	活動指標	R6	R7	R8
	①開催回数(市が独自に設定)	①5回	①5回	①5回
	②参加者数(市が独自に設定)	②350人	②350人	②350人
	目標達成のための計画期間中の取組			SDGs関連ゴール
	・交流人数のさらなる増加を図るため、パレーの練習会等、新たな競技の開催に取り組みます。			3

67	事業名称	事業の内容		担当課
	日中一時支援事業	創作的活動等の機会の提供をしたり、介護をしている家族の一時的な休息のための日中の一時的な見守りなどの支援に要する費用の一部を助成します。		障害者支援推進課
	活動指標	R6	R7	R8
	①利用者数(市が独自に設定)	①128人	①128人	①128人
	②事業所数(市が独自に設定)	②37箇所	②39箇所	②41箇所
	目標達成のための計画期間中の取組			
・引き続き、日中一時支援事業の適正な利用方法について窓口を通して周知していきます。				3

【市の事業】

112	事業名称		事業の内容		担当課
	市民参加型舞台公演事業		あらゆる人々が文化芸術活動に参加できるように、障がいのある人向けの演劇ワークショップを実施します。		まちは劇場推進課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組		SDGs関連ゴール
	演劇ワークショップ(障がい者クラス)の実施回数	10回	業務受託者と連携し、参加者が安心安全にワークショップに参加できる環境を整備します。		10

113	事業名称		事業の内容		担当課
	まちは劇場コンサート事業 学校訪問コンサート		児童・生徒に音楽への興味を持ってもらい、子どもたちの豊かな心を育てるため、静岡市内小中学校や特別支援学校・障がい者支援施設等を訪問し、生演奏を気軽に聞くことができる機会を提供します。		文化振興課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組		SDGs関連ゴール
	学校訪問コンサート特別支援学校訪問実施校数	2校	校長会等で積極的に周知し、コンサート内容に興味を持ってもらえる内容としていきます。		17

114	事業名称		事業の内容		担当課
	文化芸術アウトリーチプログラム		子どものうちから様々な分野の文化芸術に親しむ機会を設け、文化芸術に対する理解及び関心を高めるため、こども園や障がい者支援施設等を訪問し、気軽に文化芸術に触れる機会を提供します。		文化振興課
	事業目標	R8目標値	目標達成のための計画期間中の取組		SDGs関連ゴール
	文化芸術アウトリーチプログラム障害者支援施設等実施数	1施設	市内支援施設等に積極的に周知し、誰もが楽しめるプログラム内容としていきます。		17

事業名称		事業の内容	担当課
115	全国障害者スポーツ大会への派遣		スポーツ振興課
	事業目標	R12目標値	SDGs関連ゴール
	全国大会選手選考会 (わかふじスポーツ大会)参加者数	400人	3
		目標達成のための計画期間中の取組	
		わかふじスポーツ大会への参加を広く周知し、全国障害者スポーツ大会に向けて静岡市選手団を編成・派遣を行います。	

事業名称		事業の内容	担当課
116	障がい者スポーツへの理解促進		スポーツ振興課
	事業目標	R12目標値	SDGs関連ゴール
	年1回以上開催	1回	3
		目標達成のための計画期間中の取組	
		障がい者スポーツを体験できる場を設けたスポーツイベントの開催	

事業名称		事業の内容	担当課
117	市営スポーツ施設の使用料の減免		スポーツ振興課
	事業目標	R12目標値	SDGs関連ゴール
	使用料減免の実施	実施	3
		目標達成のための計画期間中の取組	
		市営スポーツ施設の使用料の減免を行います。	

事業名称		事業の内容	担当課
118	指定管理施設での障がいのある人も参加できるスポーツ教室の開催		スポーツ振興課
	事業目標	R12目標値	SDGs関連ゴール
	年2教室以上開催	2回	3
		目標達成のための計画期間中の取組	
		障がいのある人でも参加できるスポーツ教室の開催	

(2)生涯を通じた多様な学習・文化活動の機会の提供

【法定サービス等】

事業名称		事業の内容	担当課
68	地域活動支援センター		障害福祉企画課 精神保健福祉課
	活動指標	R6 R7	R8
	①実施箇所数(市が独自に設定)	①5箇所	①5箇所
	②実利用者数(市が独自に設定)	②369人	②369人
	目標達成のための計画期間中の取組		SDGs関連ゴール
	・地域との連携を深め、利用者や関係者からの相談に包括的に応じます。 ・新規利用者の増に向け、関係機関との連携強化やプログラムの見直し・改善に努めます。		3

【市の事業】

119	事業名称		事業の内容	担当課
	生涯学習施設における障がいのある人を対象とした講座の実施		障がいのある人が生涯を通じた多様な学びができるように講座を行います。	生涯学習推進課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	講座実施施設数	3施設以上で実施	指定管理者と連携し、生涯学習施設で障がいのある人を対象とした講座を実施していきます。	4

120	事業名称		事業の内容	担当課
	健康づくりに関する講座の開催		生涯いきいきと健康で暮らせるよう、生活習慣病予防など健康に関する各種講座や相談を行います。	健康づくり推進課 各健康支援課
	事業目標	R 目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	①健康教育教室実施回数	①79回	健康に関する正しい知識の普及を図り、必要な指導や助言を行う。	3
	②健康相談延参加者数	②473人		

121	事業名称		事業の内容	担当課
	静岡市身体障害者福祉センター「静岡市清水みなとふれあいセンター」の運営		「静岡市清水みなとふれあいセンター」にて、「水泳」や「ボッチャ」、「陶芸」や「書道」など、在宅の身体障がいのある方を対象に、機能訓練につながるスポーツやレクリエーション事業を行います。	障害福祉企画課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	利用者アンケートの満足度	90%	障害者団体が主催する事業にも積極的に協力するなど、いろいろな事業を展開することで、利用者の満足度を高めていきます。	3

122	事業名称		事業の内容	担当課
	視覚障がい者等による図書館利用に関する体制の整備（バリアフリー法第9条関係）		利用者のニーズに応えるため、アクセシブルな書籍等の収集を進めるとともに、利用しやすい環境等の整備を図ります。	中央図書館
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
	デージー図書・マルチメディア図書点数	1,600点	①視覚障がい者等のニーズを把握し、録音図書や大活字本、LLブック等のアクセシブルな書籍を収集します。 ②身体的な理由等により来館が困難な方も、読書が可能となるよう、電子書籍を導入します。 ③拡大読書器やリーディングループ、リーディングトラッカー等の読書支援機器・用具を充実させます。 ④児童用大活字本やLLブック等を集積した「りんごの棚」を設置し、様々な障がいのある子どもたちが図書館を利用しやすい環境等の整備を図ります。 ⑤活字をそのまま利用できない方のために、デージー図書を製作し、提供します。 ⑥身体に障がいがあり来館が困難な人に郵送貸出サービスや宅配サービスを行います。 ⑦視覚障がい者等を対象に対面朗読サービスを行います。	10

事業名称		事業の内容	担当課
インターネットを利用したサービスの提供体制の強化（読書バリアフリー法第10条関係）		国立国会図書館やサピエ図書館等のサービスについての周知や連携により、多くの視覚障がい者等が資料を利用できる環境の整備を進めます。	中央図書館
事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組	SDGs関連ゴール
123 実施	実施	①静岡市立図書館が製作したデジタイズ図書のデータを国立国会図書館に送信し、活字をそのまま利用できない方がダウンロードして利用できるようにします。またサピエ図書館に書誌データを登録し、全国的に利用できるネットワークに寄与します。 ②サピエ図書館のシステムにより、点字図書館等から資料を借りて、利用者に貸出サービスを行います。 ③国立国会図書館やサピエ図書館の十分な活用を図るため、関係機関や団体等と連携しながら、視覚障がい者だけでなく、図書をそのままの状態では、利用することが困難な方も利用できることも含め、これらの利用方法について周知を図ります。	10

(3)行政におけるサービスの利用のしやすさの向上

【法定サービス等】

事業名称		事業の内容		担当課
点字・声の広報等の発行		文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点訳・音訳の方法により、市の各種広報紙を発行し、障がいのある人が地域で生活する上で必要な情報を提供します。		障害福祉企画課 等
活動指標		R6	R7	R8
発行種類（市が独自に設定）		8種類	8種類	8種類
目標達成のための計画期間中の取組				SDGs関連ゴール
69	・利用者拡大のための記事を、広報しずおかに掲載します。また、インターネット上のサピエ図書館に、音声版広報しずおかのデータを登録し、より多くの人が音声版広報しずおかを利用できるようにします。（広報課）			
	・点字・声の広報等の内容をよりわかりやすく利用者に伝えられるよう、記事の内容や構成を検討します。（調査法制課）			
	・「ごみの出し方・分別ガイドブック」の改訂時に音声版ガイドブックの改訂版を作成し、「ごみの出し方・分別ガイドブック」は保存版を作成、配布し、制度変更時に改訂版を作成することとしているため）問い合わせに応じて配布します。広報しずおかへごみの出し方についてのお知らせ記事を掲載する際に、音声版ガイドブックの配布についても掲載し、周知を図ります。（収集業務課）			
	・点字版・音声版広報等の発行種類拡大に向け、庁内各課に必要性を周知します。（障害福祉企画課）			
				10

【市の事業】

事業名称		事業の内容	担当課
124	アクセシブルな書籍等の入手及び利用のための支援 (読書バリアフリー法第14条・15条関係)	アクセシブルな書籍等を利用するための端末機器等、これに関する情報及びこれを利用するのに必要な情報通信技術について視覚障がい者等が入手および習得するため、必要な支援を行います。	中央図書館
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	実施	実施	SDGs関連ゴール 10
事業名称		事業の内容	担当課
125	ウェブアクセシビリティに配慮した市公式ホームページの提供	令和5年度にリニューアルした公式ホームページで、ウェブアクセシビリティの規格である「JIS X 8341-3:2016」の適合レベルAAに準じたページを継続的に提供します。	広報課
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	ウェブアクセシビリティの規格である「JIS X 8341-3:2016」の適合レベルAA準拠	AA準拠	SDGs関連ゴール 10
事業名称		事業の内容	担当課
126	図書館サービスの人材育成・体制整備 (読書バリアフリー法第17条関係)	アクセシブルな書籍等を利用者が利用できるよう、図書館職員やボランティアを対象とした研修等で、視覚障がい者等に対する図書館サービスについて理解を深める場を設け、資質の向上を図ります。	中央図書館
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	音訳ボランティアの研修・講座等の実施回数	5回	SDGs関連ゴール 10
事業名称		事業の内容	担当課
127	公職選挙における障がいのある人への配慮	公職選挙の投票所において障がいのある人へ配慮を行います。	選挙管理委員会事務局
	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	投票所の形態に合わせた配慮の実施	実施	SDGs関連ゴール 10

社会福祉施設等施設整備補助金の活用による整備の推進について

事業名称		事業の内容	担当課
社会福祉施設等施設整備補助		障害福祉サービス事業所等の施設整備に係る費用を助成し、提供基盤整備計画に基づく施設整備を促進するとともに、施設利用者の福祉の向上を図ります。	障害福祉企画課
128	事業目標	R12目標値	目標達成のための計画期間中の取組
	①障がい福祉計画及びニーズに即した施設の整備	①実施	11、3
	②緊急性の高い整備事業の実施	②実施	
		目標達成のための計画期間中の取組	

新規整備が必要な事業所のうち、以下の条件のいずれかを満たすものについて、施設整備補助金の活用を行います。

- ①特にニーズが高いもの
- ②大規模な施設を必要とするもの
- ③採算性が特に低い等により民間事業者の参入が困難であることが予想されるもの

なお、計画策定時点で対象として見込んでいる施設は「共同生活援助（日中サービス支援型）」「福祉型短期入所」、「自立訓練（生活訓練）」ですが、毎年度の事業所数、ニーズの変化を踏まえ、対象施設は随時検討を行います。

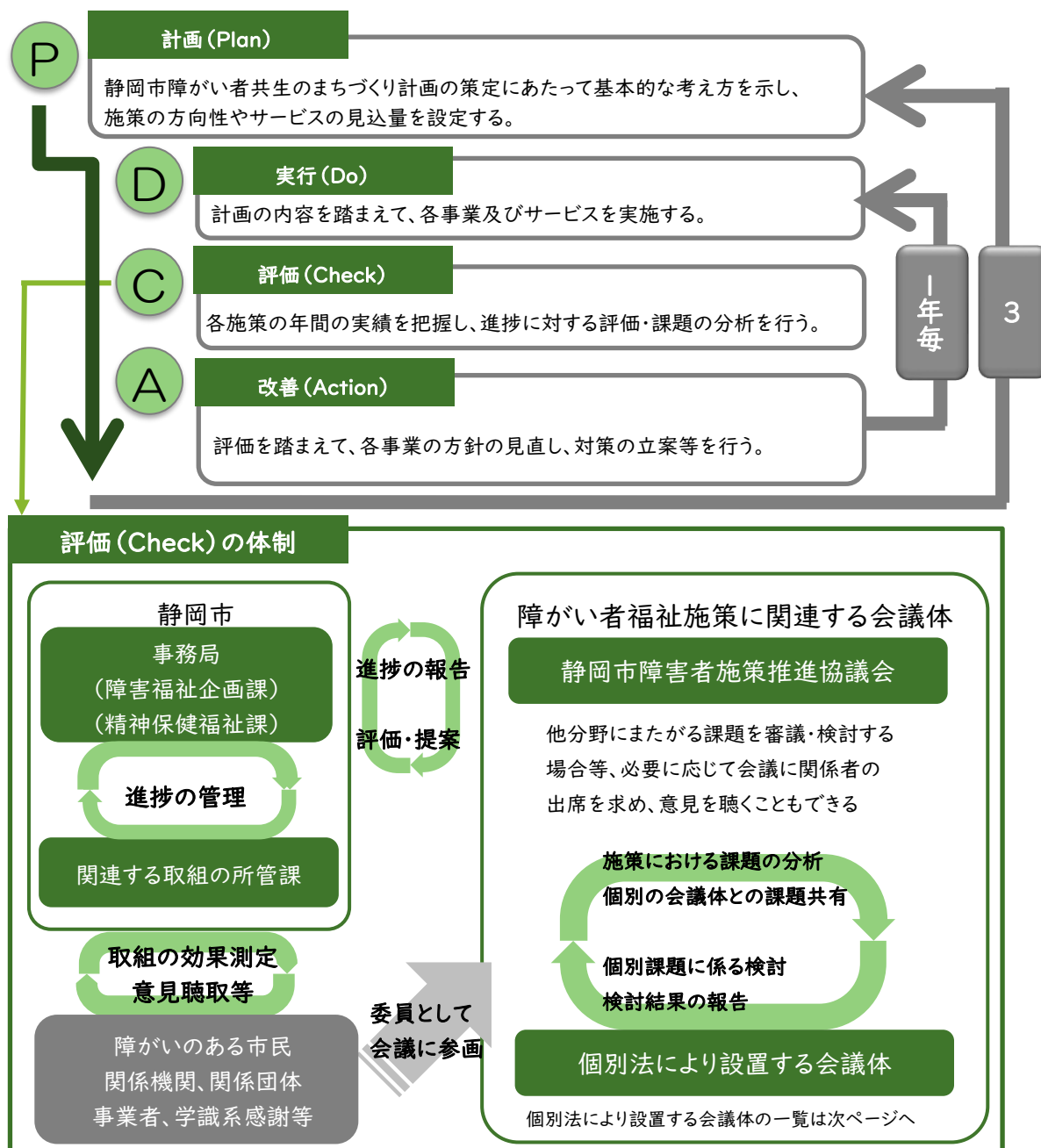
また、緊急性が高い整備事業における対象事業についても社会情勢の変化等を踏まえ、随時検討を行います。

第5章 計画の推進

Ⅰ PDCAサイクルによる計画の推進

今回策定した計画の内容を踏まえて、各事業及びサービスを実施します。

実施した内容は年度ごとに評価し、必要な改善を行っていきます。また、令和6年度から12年度までの実績を踏まえて、次期計画を策定します（サービス部分については3年後に策定）。静岡市の所管課や、障害者施策推進協議会などの会議に参加する代表者が、市民の皆さんの意見を汲み上げて、実施内容の評価を行います。



2 障がい福祉施策に関する会議体

会議体の名称	根拠法令	役割
静岡市障害者施策推進協議会	障害者基本法	(1)障がい者計画の策定にあたり意見を述べる (2)障がい者に係る施策の推進について、 ①必要な事項を調査・審議すること及び ②施策の実施状況を監視すること (3)関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査・審議すること
静岡市障害者差別解消支援地域協議会 (静岡市障害者施策推進協議会が担う)	障害者差別解消法	障がいを理由とする差別の解消を効果的かつ円滑に行うため、①必要な情報交換を行うこと、②相談事例を踏まえて差別解消に関する協議を行うこと及び③関係機関で差別解消に関する取組を行うこと
静岡市障害者自立支援協議会 地域生活支援部会 権利擁護・虐待防止部会 就労支援部会 地域移行支援部会 子ども部会 相談支援部会	障害者総合支援法	地域における障がい者等への支援体制について、 ①課題を共有すること及び ②地域の実情に応じた体制の整備について協議すること ※ 協議を経て、継続的に課題について審議し、課題解決に向けた方策・取組が必要と思われるものについては、下部組織として部会（プロジェクト）を設置することができる。プロジェクトは具体的な対応策の実施まで継続する。
静岡市発達障害者支援地域協議会 ↑↓ 緊密に連携 特別支援連携協議会	発達障害者支援法	発達障がい者等への支援体制の整備についての協議や関係者の連携の緊密化を図るとともに発達障害者支援センターの活動状況等についての検証を行うこと
医療的ケア児等支援協議会	児童福祉法	日常生活を営むために医療が必要な障がい児が、適切な支援を受けられるよう、関係機関との連絡調整を行うこと

3 SDGsの推進

SDGs(エスディー・ジー・ズ:Sustainable Development Goals=持続可能な開発目標)は、平成27年9月の国連サミットで採択されたアジェンダに記載された2016年から2030年までの世界共通の目標であり、日本としても、国や地方自治体を含め、各関係機関で積極的に取り組んでいるところです。

SDGsは、「17のゴール」と「169のターゲット」から構成されており、「地球上の誰一人として取り残さない」社会の実現を目指しており、これは本計画の基本理念、基本的視点にも通じるものです。世界水準の都市「世界に輝く静岡」の実現を目指し、SDGs未来都市・ハブ都市として、日本・世界の先進都市としてSDGsを積極的に推進していく本市は、SDGsも踏まえて、施策を実行していきます。

「誰一人取り残さない」
ことを誓っています。

SDGsの17のゴール



ロゴ：国連広報センター作成

SDGs のターゲットを本市の施策と関連付けて取り入れることで、目標を達成するための推進力として活用していきます。

- ▶ すべての人々に対して、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(適切な医療・支援等を支払い可能な費用で受けられること)を達成すること。
- ▶ 障がいのある子どもなどの弱い立場にある人が、あらゆるレベルの教育や職業訓練の機会に平等にアクセスできるようにすること。
- ▶ 障がいのある人を含むすべての人について、完全かつ生産的な雇用、働きがいのある仕事、同一労働同一賃金を達成すること。
- ▶ 障がいのある人を含むすべての人が、公共交通機関や公共スペースを安全かつ容易に利用できるようにすること。 等

個別の施策ごとに、特に関連する目標を記載しています。

